

平成25年9月3日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員会 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第1号

第3回定例会

平成25年9月3日(火曜日)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
(1) 定例監査結果等報告について
- 〃 4 行政報告
(1) 市政の概況について
- 〃 5 議第59号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 〃 6 議案説明
- 〃 7 委員会付託
- 〃 8 質疑・討論・採決
- 〃 9 議第60号 表彰について
- 〃 10 議案説明
- 〃 11 委員会付託
- 〃 12 質疑・討論・採決
- 〃 13 報告第4号 平成24年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 14 報告第5号 平成24年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 15 質疑
- 〃 16 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第2号))
- 〃 17 認第 1号 平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 18 認第 2号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 19 認第 3号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 20 認第 4号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 21 認第 5号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 22 認第 6号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 23 認第 7号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 24 認第 8号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 25 認第 9号 平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 26 認第10号 平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 27 認第11号 平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 28 議第61号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 〃 29 議第62号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 〃 30 議第63号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 31 議第64号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 32 議第65号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 33 議第66号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 〃 34 議第67号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 〃 35 議第68号 寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定について
 - 〃 36 議第69号 市道路線の認定について
 - 〃 37 議第70号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - 〃 38 請願第3号 新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 39 議案説明
 - 〃 40 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。
- ただいまから、平成25年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。
- 本日の欠席通告議員はありません。
- 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- なお、政策推進課より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しております。
- 本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

- 鴨田俊廣議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、3番遠藤智与子議員、17番那須稔議員を指名いたします。

会 期 決 定

- 鴨田俊廣議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成25年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月29日、委員6名全員出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問通告数などを勘案し、本日から9月20日までの18日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月20日までの18日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成25年9月3日（火）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 3日（火）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、議案・請願上程、同説明、監査委員報告	議 場
9月 4日（水）	休 会（議案調査）			
9月 5日（木）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 6日（金）	休 会（議案調査）			
9月 7日（土）	休 会			
9月 8日（日）	休 会			
9月 9日（月）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月10日（火）	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、決算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議休憩中	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	決算特別委員会	開会、正副委員長の互選、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場

月 日	時 間	会 議		場 所
	決算特別委員会 終了後	本 会 議	決算特別委員会正副委員長の 互選結果報告	議 場
9月11日(水)	午前9時30分	厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	総合福祉保 健センター 301会議室
9月12日(木)	午前9時30分	建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	旧きらやか銀行 寒河江支店 第3会議室
		厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	総合福祉保 健センター 301会議室
9月13日(金)	午前9時30分	建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	旧きらやか銀行 寒河江支店 第3会議室
		総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	総合福祉保 健センター 301会議室
9月14日(土)		休 会		
9月15日(日)		休 会		
9月16日(月)		休 会		
9月17日(火)	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	総合福祉保 健センター 301会議室
9月18日(水)		休 会(事務処理)		
9月19日(木)		休 会(事務処理)		
9月20日(金)	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討 論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討 論・採決、閉会	議 場
	決算特別委員会 終了後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質 疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

初めに、6月定例会以降の現在までの主な市政の概況について御報告をさせていただきます。

まず、7月18日からの豪雨による被害状況について申し上げます。

7月18日未明からの豪雨は、記録的な雨量となりまして、市内各所で河川の氾濫や土砂崩落などにより、道路、河川等、さらに農地への冠水、水道の断水など、甚大な被害が生じたところであります。

8月23日現在で、被害件数は150件を超え、被害額は6億8,000万円を超える額となっております。被害に遭われた市民の皆様に、心からお見舞いを申しあげる次第であります。

寒河江市といたしましては、市民の生命、財産の安全確保を最優先に、被災者への支援、道路や水路等の応急復旧工事、専決処分による災害復旧費等の措置などを早急を実施してきたところでございます。

また、復旧への財政支援については、県などに対し要望し、国からは農地、農業用施設について激甚災害の指定を受けたところでございます。今後とも本格的な復旧に向けて、全力で取り組んでまいり所存でございます。

また、水道水の断水についてでございますが、県村山広域水道からの水道水の供給が停止したことに伴いまして、7月23日から柴橋地区、高松地区、南部地区及び寒河江地区の一部の地区で断水状態となり、7月27日に完全復旧となりましたが、この間市民の皆様初め企業の方々や関係各位に多大な御不便と御迷惑をおかけしましたことに、心よりおわび申しあげる次第であります。

このたびの事態を教訓として、今後より一層市民が安心して暮らせるよう、水道施設の整備充実について早急に検討するとともに、災害時の広報体制等についても鋭意改善を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、ことしのさくらんぼの出荷、販売状況等について申し上げます。

4月下旬から5月上旬にかけての低温と日照不足の影響で開花期がおくれ、それに伴い収穫時期のピークも平年より大幅におくれることになりました。また、着果量は平年よりも多く、生産量は昨年を大きく上回りましたが、6月中旬の高温により着色と肥大がおくれ、品質の低下を招くことになりました。寒河江西村山農協によりますと、平均価格は前年比9%減と下落をいたしました。生産量が伸びたことから、取り扱い量は前年比33%増と大幅に伸び、販売総額も前年比20%の増加となったところでございます。今後、さらなる安定生産に向けた取り組みを一層進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

また、紅秀峰の販売促進については、ことしは東京と大阪でトップセールスを実施するとともに、海外進出を目指して台北で6月26日から開催された国際総合食品見本市「フード台北2013」に紅秀峰を出展し、試食会等を実施して、現地バイヤーや台北市民に紅秀峰の魅力を紹介してまいりました。現地での紅秀峰に対する印象、試食会での反応は大変好評でありましたので、この輸出試験事業の結果を十分検証し、今後本格的な輸出に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、「さくらんぼ祭り」について申し上げます。

まず、「さくらんぼの種吹き飛ばしキャンペーン大会」については、本年度は全国11カ所で開催をし、総参加者数は7,621人に上り、全国に「日本一さくらんぼの里 さがえ」をPRできたものというふうに考えております。

6月16日に開催いたしました28回目となる本大会には、1,240人の参加者がありまして、当日はトルコのギレスン市訪問団を迎え、市民との交流も図りながら、大会に花を添えていただきました。

さらに、ことしで2回目となる「寒河江さくらんぼウォーク」では、前年を上回る668人の参加者があり、半数以上の方が県外の方で、さくらんぼの時期に合わせて寒河江の自然や歴史を楽しんでいたところでございます。

また、昨年まで10年間開催してきました「花咲かフェア」をリニューアルした「ゆめタネ@さがえ」は、6月8日から7月7日まで30日間開催し、延べ31万2,000人の来場者を迎えることができました。従来の公園内にとどまらず、民活エリアも含め、チェリークア・パーク全体を会場に設定し、グルメショップエリアやアクティブエリアとして官民一体となって寒河江ならではの事業を展開したことにより、多くの来場者に満足していただけたものと考えているところでございます。

これらの継続した取り組みや新規事業の展開によりまして、ことしのさくらんぼ観光果樹園の入れ込み数は県内で最も多い20万1,800人となり、前年度より4万5,700人、29.3%の増となったところでございます。

また、この時期に合わせて「慈恩寺秘仏展」が4月28日から7月15日まで開催されました。6月1日から7月15日までは夜間ライトアップを行い、さきの全国都市緑化フェア以来11年ぶりの開催でありますことが話題を呼び、期間中1万5,700人ほどの拝観者が訪れ、観光誘客に一役買ったものというふうに思っているところでございます。

次に、「姉妹都市締結25周年記念式典」について申し上げます。

トルコ共和国ギレスン市と本市が姉妹都市の盟約を締結し、ことしで25周年を迎えたことを記念し、ギレスン県知事を初め市長、市議会議員のギレスン市訪問団の皆様を本市にお迎えし、去る6月15日に「姉妹都市締結25周年記念式典」を開催いたしました。これまで心の通った温かい交流を続けてまいりましたが、さらなる友好関係を築いていくために、将来に向けての友好宣言書をギレスン市長とともに署名したところであります。市議会議長を初め議員各位にも御出席をいただき、まことにありがとうございました。今後とも両市の友好親善のために努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、木の下土地地区画整理事業について申し上げます。

平成15年度から組合施行で進めてまいりました当該事業が完了し、7月25日に竣功式が行われました。市中心部の東側に位置する16.7ヘクタールの区域内に、内回り環状線である都市計画道路落衣島線、及び区域内から市役所まで通じる下釜山岸線の2本の幹線道路が整備されたところであります。また、生活道路や街区公園7カ所も整備され、これまでに120戸を超える住宅が建築され、食品スーパーや衣料品店、洋菓子店などが立地し、良好な住環境として魅力ある町並みが形成されているものというふうに思っているところでございます。

次に、風しん予防接種費助成事業について申し上げます。

関東地方を中心に風しんが流行し、感染等により夏場に拡大することが懸念されたところがございます。特に妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれた赤ちゃんに心疾患、白内障、難聴など

の先天性風しん症候群を引き起こすおそれがございます。そこで、寒河江市といたしましては、風しんの予防と先天性風しん症候群の発生予防を目的として、抗体検査及び風しんまたは麻しん風しん混合ワクチン予防接種費用の全額助成を8月1日から実施したところであります。今後とも事業を継続いたしまして、安心して子供を産み育てられる環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、宮城県岩沼市との災害時相互応援協定について申しあげます。

東日本大震災の教訓から、自治体間の相互応援協定の必要性が叫ばれているところでございますが、寒河江市では去る8月20日に宮城県岩沼市と災害時相互応援協定を締結いたしました。今回の締結は、災害時の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めたものでございまして、両市に暮らす住民の安全・安心を図る上で大変重要な意味を持つものでございます。また、寒河江市が自治体間の災害時相互応援協定を締結するのは岩沼市が初めてでございます。今後、この協定を契機にさらなる連携、交流が図られればというふうに考えているところでございます。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解、御協力を賜りながら市政運営に努めてまいりますので、よろしくようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

質 疑

○**鴨田俊廣議長** 行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの市政の概況について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第5、議第59号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議 案 説 明

○**鴨田俊廣議長** 日程第6、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** それでは、議第59号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申しあげます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、木村二男委員が本年9月15日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第59号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○鴨田俊廣議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第59号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第59号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第59号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第59号についてはこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第9、議第60号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第10、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第60号表彰についてを御説明申し上げます。

本市の交流発展に寄与し、市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

御提案させていただきますのは、高橋禮介氏でございます。高橋禮介氏は、昭和60年に開業なされ、地域の開業医として住民に密着した地域医療及び学校保健の推進に貢献されました。氏は平成4年に寒河江市西村山郡医師会理事に就任以来、同副会長、同会長、同顧問を務められるほか、寒河江市西村山郡訪問看護事業団理事長、山形県成人病検査センター理事長、寒河江市西村山郡介護認定審査会会長を務められるなど、医師会の役員として地域医療活動に尽力されました。さらに、白岩小学校、幸生小学校、田代小学校、陵西中学校の学校医、そしてしらいわ保育所の嘱託医として活躍されるほか、医療機関がない田代地区、幸生地区に開設した診療所で週1回の訪問診療を継続して実施されるなど、幅広く医療行政全般にわたり貢献され、市政発展に尽くされた功績はまことに大きなものがございます。功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりでございます。

なお、この件につきましては、去る8月23日開催の市表彰審査委員会において審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、御報告をいただいておりますので、今回御提案申しあげる次第であります。

御同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第11、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第60号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○鴨田俊廣議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第60号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第60号表彰についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第60号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第60号についてはこれに同意することに決しました。

報 告

○**鴨田俊廣議長** 日程第13、報告第4号平成24年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について及び日程第14、報告第5号平成24年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についての2案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 初めに、報告第4号平成24年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について御説明を申し上げます。

健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は15.1%、将来負担比率は103.0%となったものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申しあげるものでございます。

次に、報告第5号平成24年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

資金不足比率を5つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申しあげるものでございます。

以上でございます。

質 疑

○**鴨田俊廣議長** 日程第15、質疑に入ります。

まず、報告第4号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、報告第5号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第16、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）から、日程第38、請願第3号新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出に関する請願までの23案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第39、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、承認第5号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

7月18日からの豪雨による災害復旧に係る応急措置業務委託等経費の追加を内容とする平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について、議会を招集する時間的余裕がなく、急を要しましたので、専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものでございます。

御承認くださいますよう、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

次に、決算の認定について御説明を申し上げます。

平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算外8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は161億6,371万1,438円、歳出決算額は155億7,350万6,292円でございます。形式収支は5億9,020万5,146円の黒字決算で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が2,337万8,660円でございますので、実質収支は5億6,682万6,486円の黒字決算でございます。

剰余金の処分につきましては、基金条例等の規定に基づき財政調整基金に2億9,000万円、減債基金に1,000万円を積み立てし、残る2億6,682万6,486円は翌年度に繰り越しをしたところでございます。

次に、認第2号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は15億4,785万2,653円、歳出決算額は15億4,007万7,653円でございます。形式収支は777万5,000円の黒字決算で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が777万5,000円ですので、実質収支では差し引き残額はございません。

次に、認第3号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は1億8,172万1,123円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第4号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入歳出とも決算額は581万5,325円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第5号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は44億7,770万6,943円で、歳出決算額は43億3,129万1,607円、歳入歳出差し引き残額は1億4,641万5,336円で、翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第6号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は4億1,999万4,347円、歳出決算額は4億1,327万5,117円で、歳入歳出差し引き残額671万9,230円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第7号平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は32億7,818万2,264円、歳出決算額は32億4,042万2,174円で、歳入歳出差し引き残額3,776万90円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第8号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は2,541万6,905円、歳出決算額は2,222万146円で、歳入歳出差し引き残額319万6,759円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第9号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明を申し上げます。

歳入決算額は76万34円、歳出決算額は45万2,523円で、歳入歳出差し引き残額30万7,511円は翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、平成24年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成24年度寒河江市水道事業会計決算について、地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

最初に、認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は17億4,104万4,457円、支出は17億6,851万7,543円で、2,747万3,086円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は1億4,902万5,000円で、支出は1億9,098万6,029円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4,196万1,029円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金6億5,474万3,884円を翌年度に繰り越しをしようとするものでございます。

次に、認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明を申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は11億5,060万6,786円、支出は9億1,242万8,780円でございます。その結果、収益的収入については2億2,117万3,422円の純利益を計上することができました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は2,775万4,570円で、支出は5億264万4,296円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4億7,488万9,726円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

剰余金については、剰余金処分計算書案に記載のとおり減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に1億8,100万円を積み立てし、5,294万8,740円を翌年度に繰り越しをしようとするものでございます。

その他の詳細については別冊資料のとおりでございます。

以上、各会計の決算及び事業会計決算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御

認定くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

次に、議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動及び給与減額等に伴う給与費経費の調整を行うとともに、緊急時一時通報が可能な通信システム整備に係る防災行政無線整備事業費等を計上し、豪雨災害に係る災害復旧費等を追加するものでございます。

その結果、4億9,124万5,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ161億4,310万8,000円とするものでございます。

次に、議第62号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う消費税等に係る建設総務費を追加し、人事異動及び給与減額に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

その結果、533万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ14億5,722万7,000円とするものでございます。

次に、議第63号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、人事異動及び給与減額に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

その結果、121万7,000円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ2億2,015万4,000円とするものでございます。

次に、議第64号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う基金積立金及び療養給付費等負担金などの精算に伴う償還金を追加し、人事異動及び給与減額に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

その結果、1億3,394万6,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ45億3,427万7,000円とするものでございます。

次に、議第65号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う基金積立金及び介護給付費等の精算に伴う償還金を追加し、人事異動及び給与減額に伴う給与等経費の調整を行うものでございます。

その結果、3,424万1,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ33億8,288万7,000円とするものでございます。

次に、議第66号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

寒河江市中心市街地活性化センターの指定管理者制度導入に向けて、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第67号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

寒河江市本町駐車場及び寒河江市駅前駐車場の有料化に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第68号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定について御説明を申し上げます。公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決をいただくというものでございます。

次に、議第69号市道路線の認定について御説明を申し上げます。

円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に資するため、4路線を認定しようとするものでございます。

次に、議第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について御説明を申し上げます。

幸生辺地の公共的施設整備につきましては、第8期辺地総合整備計画に基づき実施をしているところでございますが、道路整備事業の事業費を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、幸生辺地総合整備計画を変更しようとするものでございます。

以上、10案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげます。

以上であります。

監 査 委 員 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第40、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。大沼監査委員。

〔大沼孝一郎監査委員 登壇〕

○大沼孝一郎監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成24年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて11会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告を申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げますので、お手元に配付しております決算審査意見書1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象になりましたのは平成24年度寒河江市一般会計、特別会計につきましては平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計から平成24年度寒河江市財産区特別会計までの8特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的にも正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございまして、結びの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況などについて御説明を申し上げますので、51ページをお開き願いたいと思います。

初めに、上から4行目、決算額の概要から御説明を申し上げます。

平成24年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入246億4,487万7,000円、歳出238億5,249万8,000円で、歳入歳出差し引き7億9,237万9,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は7億6,122万5,000円となり、さらに、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億2,285万9,000円の赤字となっております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入が161億6,371万1,000円、歳出は155億7,350万6,000円で、歳入歳出差し引き5億9,020万5,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた5億6,682万6,000円が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は7,208万3,000円の赤字となっております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入99億3,745万円、歳出97億3,527万6,000円で、歳入歳出差し引き2億217万4,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は1億9,439万9,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は5,077万6,000円の赤字となっております。

次に、財政分析であります。財政力指数は0.491で、前年度に比べ0.01小さくなっており、経常収支比率は90.1%で、前年度に比べ3.5ポイント低くなっており、

実質公債費比率は15.1%で、前年度に比べ0.9ポイント低くなっており、市債残高一般会計分は176億3,032万円で、前年度に比べ1億9,340万円減少しております。

次に、市税等の収納状況についてであります。市税収納率は93.3%で、前年度に比べ0.3ポイント高くなっており、また、一般市税以外の主な収納率であります。下水道使用料は95.1%で、前年度に比べ0.1ポイント、国民健康保険税は72.0%で、前年度と比べ0.6ポイント、それぞれ低くなり、介護保険料は98.6%で、前年度に比べ0.3ポイント高くなっており、

収入未済額の主なものについて申し上げますと、市税は394万9,000円減少し、3億3,578万6,000円、国民健康保険税は836万9,000円増加し、3億6,895万4,000円となっております。

公金の未収金収納対策につきましては、庁内各課における情報交換や滞納整理マニュアルにより対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は、公費負担の公平・公正の観点や一般財源確保の上からも重要でありますので、さらなる収納率の向上に工夫と努力が望まれます。

今後、地方分権、少子高齢化や核家族化の進展、人口減少社会の到来など、行政を取り巻く環境が大きく変化しようとしている中で、新第5次振興計画で掲げた「夢集い 人・緑輝く さくらんぼのまち 寒河江」を実現するため、多くの課題に取り組み、健全財政のもと市政の発展と市民福祉が向上されますよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。

お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象は平成24年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成24年度寒河江市水道事業会計決算であります。審査の結果、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規定等に基づき作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明を申し上げます。

先に病院事業会計について申し上げますので、13ページの結びをお開き願いたいと思います。

初めに、中段ほどに記載しております病院の利用状況から申し上げます。

入院患者の年間延べ人数は2万4,997人で、前年度に比べ174人、0.7%減少し、1日平均68.5人となっております。外来患者は年間延べ5万911人で、前年度に比べ1,711人、3.3%減少し、1日平均207.8人となっております。

医業収支状況について前年度と比較いたしますと、医業収益は3,238万円、2.5%減少し、一方、医

業費用は688万8,000円、0.4%増加となりました。医業収支比率は72.1%で、前年度に比べ2.1ポイント低くなっております。

損益状況について見てみますと、経常収益は一般会計からの繰り入れが5億6,900万円あり17億3,935万5,000円となり、対して経常費用は17億6,682万8,000円で、差し引き2,747万3,000円の経常損失となっております。

その結果、総収支比率は98.4%と、前年度に比べ1.3ポイント高くなっております。当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金6億2,727万1,000円に当該年度純損失を加えた6億5,474万4,000円となっております。

経常収支比率が低下した理由ではありますが、材料費などが減少したものの、患者数が減少したことにより医業収益が落ち込んだことが要因となっております。

経営分析につきましては17ページ及び18ページの別表3に表示しておりますが、主な項目について申し上げますと、病床利用率は54.8%で、前年度に比べ0.2ポイント低くなっており、全国自治体病院の類似規模病院における平均病床利用率は、平成23年度でありますけれども68.9%であり、医療資源の効率的活用面から見ても病床利用率のアップが望まれます。

流動比率は125.9%で、依然として資金不足発生の危険な状況にありますので注視が必要であります。過去5年間の患者数の推移を見てみますと減少傾向が続いておりまして、入院は15.8%減、外来は17.6%減となっております。厳しい経営状況が続いております。

こうした状況から、経営健全化は喫緊の課題となっており、早急な対応が求められております。そのためには、収益面では現在保有しております医療資源を最大限に活用し、的確な診療報酬の請求、市民の医療ニーズへの対応や患者サービスの向上を図ることによりまして医業収益の確保を図ること、費用面では徹底した経費の節減を図ることが必要であります。寒河江市立病院アクションプランで示した基本的な方向を踏まえ、市民の医療ニーズに応え得る市立病院としての役割を果たすため、経営健全化の取り組みとともに、中長期的な視点に立ったそのあり方についても十分検討を行い、市民から信頼され、安心して生活できる地域医療の核となる病院経営を望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

33ページの結びをお開き願いたいと思います。

水道事業の配水量等を前年度と比較いたしますと、総配水量は1万6,802立方メートルで0.3%、有収水量につきましても6万3,608立方メートルで1.2%と、それぞれ増加となっております。有収率は80.0%と、前年度に比べ0.9ポイント高くなっております。

水道事業収益は前年度に比べ2,655万4,000円、2.4%の減少となっておりますが、これは平成24年10月から水道料金を引き下げたことにより給水収益が3,304万5,000円、3.0%減少したことが主な理由であります。

一方、水道事業費用は前年度に比べ1,285万円、1.4%の減少となっておりますが、これは減価償却費が増加したものの、浄水及び配給水費、業務及び総係費、資産減耗費などが減少したことが主な理由であります。

その結果、経常収益10億9,618万8,000円に対し、経常費用は8億6,917万3,000円で、差し引き2億2,701万5,000円の経常利益となりますが、特別損失が生じておりますので、純利益は2億2,117万3,000円となり、前年度に比べ1,370万3,000円、5.8%の減少となっております。

また、供給単価、給水原価を比較いたしますと、給水原価1立方メートル当たり166.6円に対し、供給単価は1立方メートル当たり204.8円で、供給単価が給水原価を1立方メートル当たり38.2円上回っております。

経営分析について見ますと、営業収支比率は131.3%で、前年度に比べ2.1ポイント低下しておりますが、県内類似市と比較いたしましても良好な数値となっております。

営業収支比率が低下した理由は、営業費用が1,026万7,000円減少したものの、営業収益も2,999万9,000円減少していることが主な理由であります。

経営成績や財政状態について分析した比率等は35ページからの別表に表示したとおりであります。支払い能力を示す流動比率や施設の利用率を示す施設利用率も良好な数値となっております。

平成13年度から平成26年度までの事業期間で実施しております上水道第4次拡張事業は、12年次目が終了し、事業進捗率は事業費ベースで81.8%、老朽管更新事業は工事延長ベースで81.3%となっております。この効果もございまして、有収率は86.0%、有効率は90.8%となっております。

企業債償還及び企業債利息は、企業債の償還が進んだことや企業債の発行を控えてきたことによりまして2,468万2,000円、12.2%減少し、企業債未償還残高は18億4,901万6,000円となっております。

平成24年度は、有収水量が1.2%増加したものの、平成24年10月から水道料金の引き下げを行ったことによりまして、水道料金収入が前年度に比べ3.0%減少しております。今後は、給水人口の減少や節水意識の高まりによりまして水需要量は減少していくものと思われ、水道料金収入の大きな伸びは期待できないと見込まれます。

一方、第4次拡張事業や老朽施設及び老朽管の更新、送水管及び配水管の耐震化など多額の費用が見込まれており、計画的な施設整備が求められております。

寒河江市水道ビジョンで示されました水需要の見通しや施設整備等の課題に的確に対応し、より一層効率的な経営に努め、安心・安全で良質な水道水の安定供給に努力されますよう要望いたします。

以上でございます。

散 会 午前10時32分

○鴨田俊廣議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成25年9月5日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

議事日程第2号

第3回定例会

平成25年9月5日(木曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再

開

午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○鴨田俊廣議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成25年9月5日(木)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	7月18日に発生した集中豪雨の被害と対策について	(1) 市民生活にかかわる被害のあらましについて (2) 村山広域水道の供給停止の原因究明と安定供給の対策について ア 水源と広域水道浄水場で起こって	3番 遠藤智与子	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		<p>いる情報の共有と市民への速やかな周知について</p> <p>(3) 市内で広範囲に発生した水道の断水の再発防止のための方策について</p> <p>ア 寒河江市の断水までの経緯について</p> <p>イ 断水という緊急事態を回避するために自己水源の思い切った活用と、各配水系相互の連結管を整備することについて</p> <p>ウ 新たな井戸を保持することについて</p>		
2	スポーツの盛んなまちづくりについて	<p>山形県縦断駅伝競走大会について</p> <p>(1) チームの強化に向けての取り組みについて</p> <p>(2) 選手の選出はどのようにされているのか</p> <p>(3) 一般企業への協力体制について</p> <p>(4) 子ども達の育成のための普及について</p> <p>(5) 応援に対する周知の強化について</p>	10番 辻 登代子	教育委員長
3	広域観光について	1市4町による、広域観光公社設立について	7番 沖津 一博	市長
4	日本酒で地域経済を活性化することについて	日本酒で乾杯を推進する条例を制定することについて		市長
5	人口減少に伴う寒河江市の将来について	<p>(1) 本市の人口減少推移について</p> <p>(2) 働く場所がないことについて</p> <p>(3) 西村山1市4町で企業誘致することについて</p> <p>(4) 山形出身の企業トップに企業誘致を依頼することについて</p> <p>(5) 住宅補助金の効果について</p>	5番 太田 芳彦	市長
6	ゆめタネ@さがえについて	<p>(1) 本年度の成果について</p> <p>(2) 花火に対する評価について</p> <p>(3) 花火の打ち上げ数が減ったことに</p>		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		ついて (4) 花火の増発について (5) 予算の配分について (6) 県からの補助金について (7) 市民からの要望・意見について		
7	水道事業について	今回の集中豪雨による村山広域水道の給水停止と今後の対応策等について	14番 内藤 明	市長
8	教育行政について	松江市教育委員会の学校図書館への関与と本市教育委員会の見解について		教育委員長

遠藤智与子議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号1番について、3番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 おはようございます。

夏の空と秋の空が同居していることを「ゆきあいの空」と言うのだそうですが、きょうはその空から雨が降っております。関東では竜巻の被害もあり、何が起こるかわからない気候の中、自然災害に関する質問をいたしたいと思います。

それでは、早速入ります。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしく願いいたします。

通告番号1番、7月18日に発生した集中豪雨の被害と対策について伺います。

ことし、7月18日から県内全域で非常に激しい雨が降り続きました。この影響で、寒河江市でも水害や土砂災害、床下浸水、床上浸水などが発生しました。とりわけ土砂災害が多く、それに加えて路面冠水や道路欠損、橋の流出、さらに広範囲にわたる断水が発生するなど、市民生活に大きな影響がありました。災害に強いまちづくりを目指していく上で、今回の被害状況を踏まえたしっかりとした総合的な対策を打ち立てる必要があるというふうに思います。

そこで、まず第一に今回の集中豪雨による被害状況と、市民生活への影響の内容を明らかにしていただき、とられている対策の進行状況を伺いたいと思います。お願いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

それでは、遠藤議員から今回の集中豪雨による被害状況と対応状況ということで御質問がありましたので、お答えをしたいと思います。

7月18日未明からの豪雨による被害状況につきましては、さきの市政の概況などでも申しあげましたけれども、8月23日現在で151件、被害総額として6億8,000万円を超える額の被害が出ている状況にあります。

内訳を申しますと、建設・土木関係の被害については田代地区の葉山高原牧場線ののり面崩落、そ

れから田沢川の土砂崩落による冠水と床上浸水、上野、麓地区の道路冠水、慈恩寺の本堂付近の境内地内ののり面崩落、それから同じ慈恩寺の宝蔵院付近ののり面崩落などで、合わせまして34件、7,100万円程度の被害になっている状況であります。

また、農林関係の被害については、農地、農道ののり面崩落、それから二の堰取水口のテトラポットの流出、さくらんぼ樹園地の地すべり、農地への冠水などで、合わせて111件、1億3,300万円程度の被害を確認している状況であります。

また、県管理の施設、道路、河川等の被害につきましては、1つには自転車道慈恩寺橋の橋脚沈下、下のほうがえぐられて崩れ落ちたということですが、橋脚沈下、それから国道458号線の幸生地内の土砂崩落、田代、幸生、留場地内の河川災害など、合わせて6件、額にして4億1,300万円程度の被害が生じているという状況にあります。

また、農作物の被害につきましては、農地の冠水によって水稻、大豆、ナス、枝豆の収穫減や、病害の発生、それからさくらんぼの倒木などによって、現在のところ2,000万円程度の被害となっているところでございます。

次に、これまでの対応状況ということでもありますけれども、大変な豪雨ということで甚大な被害が生じているという状況を受けて、寒河江市としては周辺の西村山4町に呼びかけて、1市4町まとめて、去る8月1日に県知事に対して国の財政支援を受ける激甚災害の指定、さらには早期の復旧対策、財政支援、それから御案内のと通りの村山広域水道の安定供給などについて要望したところでございます。その結果、農地、農業用施設、農林道に対する国の激甚災害の指定を受けることになりました。復旧に対する補助が通常より2割から3割ほどかさ上げされるということでもあります。いずれにしても、建設、土木、農林関係の災害復旧については国、さらには県の災害復旧事業により行っていくということになるわけですので、災害査定に向けて設計業務などの事業に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、災害が発生した直後、できるだけ早く対応しなければいけないということで、さきに報告させていただきましたけれども専決処分をさせていただいて、当座の対応をさせていただいたところでございます。

また、農作物の被害への対応につきましては、冠水などによって病害発生が懸念されるということでもありますので、通常の防除にプラスして特別な防除をするという場合に対する補完防除への財政支援ということも講じさせていただいているという状況になっているところであります。

以上であります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。

被害状況を教えていただきましたが、例えば農地冠水とか、あと路面冠水、常に起こる場所、繰り返し被害の発生する箇所があるわけですね。例えば私の近くでは丸菱食品付近の路面冠水ですとか、日田の浄水センターの北側、内川があふれて、農地が広範囲に冠水するということが繰り返し起こっております。それで、このような箇所については特別な対策が必要なのではないかというふうに思っているところです。丸菱食品付近の道路の工事が順調に進んでいるということで、これが終われば放水、排水、うまくできるんだということをお聞きしておりますけれども、これなども含めて繰り返し起こる箇所への対策などお聞かせいただければと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おっしゃるとおり、繰り返し起こる箇所というのは何か所があるわけでありまして、今回の大雨においてもまたそういう状況になったということでもあります。1つは丸菱食品の付近の冠水と木の下地区の冠水ということでもありますけれども、御指摘のとおり平成20年から雨水排水幹線路の整備というものを進めさせていただいております。ことしの11月に完成の予定であります。7月18日の豪雨においては、寒河江での1時間当たりの降水量、県の西庁舎の観測では最大で28ミリということであったわけでもありますけれども、この雨水排水幹線路が整備されますと、この程度の雨は十分吸収できるというような予定になっているところでございます。

それからもう一つ、内川の排水路周辺の冠水ということでもありますけれども、内川の排水路については最上川の水位が上昇した場合、内川に逆流をするというところで、内川樋門を閉鎖して、排水ポンプで内川の水を最上川にくみ出しているわけでもありますね。今回の豪雨においても、農地への冠水による農作物の被害を最小限に食い止めていくということのために、市内の業者の方所有の排水ポンプ8台、それから国交省より借用の排水ポンプ2台を設置いたしまして、排水作業を行ったところでございます。

毎回そういう最上川の水位が上昇するような事態が生じますとこのような対応を行っているということであるわけですが、市内には別の排水路、例えば沼川などにおいては国交省の排水機場が設置されているということでもあります。そういった意味から、市としても以前から国交省に対して内川排水場の整備というものをお願いしてきているところであります。いまだ実現されていないということではありますが、今後も粘り強く要望していく必要があるというふうに今考えているところであります。

そういった意味で、常に同じような被害が生じるようなところについては、これまでの対策だけでなく、もう少し抜本的な対策なども必要になってくるというふうに思いますので、その辺は検証させていただいて、我々として何とか被害を最小限に食い止める方策を講じてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 丸菱食品付近はことし11月に工事が完成するというところで、今よりよくなるという見通しが立ったということでございます。それと同時に、日田の浄水センターの北側、内川のところも国交省に粘り強く要請をしていくというお話でございました。大変ありがたい、心強いなというふうに思っております。これについては、過日行われました議員懇談会でも話題になったところであります。排水機の能力を高めてほしいですか、排水ポンプの数をふやしてほしいですかの要望も出されておりますが、さらに農地冠水がなくなるような対策を進めていただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

それで、次にですが、被害の周知について伺いたいと思います。

道路の通行止めや避難勧告、農地の被害状況、断水など、一刻も早く市民に知らせる必要があると思うんですが、その手段としてエリアメールやホームページ、広報車、町会長への電話連絡などをさせていただきました。担当課も大変御苦労されたというふうに思います。これらは情報を受け取った人が限られていたのではないかなというふうに思います。これから広報車をふやすですとか、屋外スピーカーを設置するなどの対策が必要なのではないかというふうに思うのですが。新聞報道によりま

すと同報系防災行政無線の県内整備は2012年4月現在31.4%で、全国最下位ということです。山形県は比較的災害が少ないと言われていたからだと思うんですけども、しかしこれまでに経験したことのないような大雨が頻発しているという中では、いつまたこういう災害が起きるかわかりません。県は、この防災無線の整備率を全国平均の76.6%まで引き上げるという目標を掲げて、市町村への支援策を打ち出しておりますが、今回寒河江市でも防災無線の補正予算を上程しておりますね。その概要についてお聞かせ願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 災害などが発生したとき、あるいは発生の予測をされるときなどは、市民の皆さんにいち早く正確な情報を伝えていくというのは気象庁のみならず当然我々の責務でもあるというふうに思っているところでございます。今回の断水におきましても、遠藤議員御案内のとおり事前に町内に回覧をしたり、広報車を回したり、あるいは緊急速報メール、そして市のホームページ、またはNHKのデータ放送なども使いまして、市民の皆さんに情報を提供してきたところでございます。また、一部の地域では消防ポールを活用して断水の情報を提供したというところもあるわけでありましてけれども、しかしながら御指摘もありましたけれども、広報車でのご報告というのは、車を移動しながら放送していくということで、なかなか聞き取りにくい、あるいは今回の場合は断水が急でありましたから回ってくるのが遅いとか、それからホームページについても市民の皆さん全員が見るわけではないなどということで、情報が伝わらないなどということ、いろいろ問題点というものも指摘されてきております。こうしたさまざまな課題というものを解消していく必要があるわけでありまして。

それで、今回の9月補正予算に上程しております防災行政無線については、これらの課題の解消の一つの大きな方策になっていくものだというふうに考えているところでございます。災害発生時、あるいは事前もそうですけれども、緊急時などに情報、それから避難誘導の情報などを広く多くの市民の皆さんに対して一斉に、そして迅速に提供できるシステムであろうというふうに思います。また、災害時のみならず、普通のときにおいても日常的な行政情報なども広く提供できるということで、活用が大いに期待されるという設備になろうかというふうに思っているところでございます。

設備の主なものを申しあげますと、市民の皆さんに一斉に情報を伝達するために屋外に拡声器を市内全域に配備をするというようなこと、いわゆる同報系のシステムと言われるものでありますけれども、そういうシステムとあわせて、災害が発生したときに市役所内部のいろんな機動的な通信手段として車に設置する、あるいは携帯用の無線を配備するというので、これは移動系のシステムというものでありますけれども、同報系のシステムと移動系のシステムを一元的に整備をするということで予定している防災行政無線でありますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 屋外に設置する屋外無線と移動系の無線ということで考えているということでしたが、全域に設置するという場合、その立地調査なども必要になってくるかと思うのです。風向きとか建物の関係ですとか、さまざまな条件がありますので、その立地条件、調査をよくした上で設置にならないと、せっかくのものも効果がなくなるということがございますので、これにつきましてはやっぱり地域のことを一番詳しく知っている町会の皆さんですとか、地域の地元の人との相談、それから調査研究なども詳しくしていただき、せっかく設置するこの同報系無線ですので、最大限の効果が出るようにぜひ詳しく話し合っただけで進めていっていただきたいなというふうに思っております。

広報車で一生懸命回っていただきましたが、「窓は閉まっているし、聞こえなかった」「何を言ってるか部屋から出てみて行こうとしたらもう車が過ぎ去っていた」というような声も聞こえているところがございますので、いろいろなことを組み合わせて、広く市民に周知できるような対策を考えていただきたいと思いますというふうに思うところであります。

次に、断水について伺いたいと思います。

村山広域水道の供給停止に至った原因と、二度と起こさないための安定供給の対策について、寒河江市の断水までの経緯も含めお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 まず今回の村山広域水道の供給停止の原因ということでもありますけれども、寒河江川の豪雨により生じた濁りが浄化槽の浄化の処理能力を超えたために、濁りが取れず、水道水の供給停止に至ったというふうに我々は聞いているところでありますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

本市の状況としては、7月18日の午前11時ごろですか、村山広域水道から「水道水の供給が停止する」ということでありました。停止をいたしますと。そして、翌7月19日の午前10時20分ごろに一部供給開始されたわけでありまして、これは一部でありまして、供給量がなかなか多くならない、少ないというようなところでありまして、これを通常の水道利用では断水が予想されるというようなところでありましたので、我々としては大口利用者の企業などに対しまして操業の自粛などの協力をお願いしたところであります。そういったことから、7月18日、19日の時点では辛うじて断水を免れたというようなところかというふうに思います。

さらに、また7月22日にも雨がありまして、午後8時30分ごろ村山広域水道からきょうの供給が再度停止したということでもあります。この時点で、市の貯水タンクというのは半分程度しか貯水されておらないというような状況でありました。このまま停止が続くことになると、断水は避けられないというような状況でございました。そういったことから、市民の皆さんにもそういうことが予想されるというような広報をいろんな形でさせていただきましたが、23日の午後6時ごろになりますと広域水道からの供給が再開されましたけれども、この場合もやっぱり供給量が少ないというようなところでもございましたので、午後7時30分ごろにやむなく断水の状態になったというところがございます。影響の区域としては平野山配水系、それから木の沢配水系、合わせまして最大で9,000戸、約2万7,000人の方に影響が出たのではないかとというふうに思います。

その後復旧していくわけでありまして、24日の午前0時30分ごろ、平野山配水系、約1,600戸に通水を開始いたしました。濁りがありましたので、濁りを取る作業を行って、翌25日の午前11時ごろまでには完全に復旧したということでもあります。

また、木の沢配水系については、24日の午後7時30分通水を開始いたしまして、これも濁りを取る作業を行って、27日の午前7時30分ごろに復帰をしたという状況になろうかというふうに思います。

断水の区域の市民の皆様、それから企業の皆様には大変御迷惑をおかけいたしましたことを改めておわび申しあげたいというふうに思っております。

それから、村山広域水道、県のほうの安定供給の対策ということについては、新聞報道などでも御案内かと思っておりますけれども、県のほうでは浄水能力の向上を図るために検討委員会を設置して、今回のような事態を回避していくために浄水能力の増強に向けた機材の整備などの作業に取り組むという

ことになっているようでございますので、我々としては今後の県の取り組みを見守っていきたいというふうに考えているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 浄水施設での処理する能力を超えたということで、それが原因だというお話でございました。そして、この濁りですね、私西川町の村山広域水道西川浄水場に実際に足を運びまして、見てまいりましたけれども、直後でも濁っておりましたが、1週間くらい前にもう一度行ってみましたら、まだ濁っているんですね。それで、今県でもいろいろな対策を立てているというお話をお聞きしましたけれども、この濁りが1カ月半近くたっても取れない原因ですとか、その対策ですとか、わかっていることがあればお聞きしたいなというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 具体的に県の広域水道のほうともいろんな会議を通じて情報交換をしている水道事業所長のほうから、わかればお答えをしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 阿部水道事業所長。

○**阿部 誠水道事業所長** 私のほうからお答えいたしたいと思います。

現在の濁度は、通常の寒河江川の取水する水のほうまでには行っていないというふうなことでございます。その原因としましては、寒河江ダムに流入する水がもう既に濁っているというふうなことでございます。要するに、ダムよりも上流部のほうで土砂崩れ等が起こっておりまして、ダムに流入しているために濁りが取れないというふうなことです。寒河江ダムより放流した水を西川の浄水場のほうで取水をしているというふうな関係でそのような状態になっているようでございます。そして、その濁りというふうなものがいつもの濁りよりも粒子が大変細かいというふうなことが一つあるようでございます。粒子が細かいために舞い上がるということだと思いますけれども、なかなか濁度が下がらないというふうなことのようでございます。

あと、それに対する対応としましては、先ほど市長のほうからも答弁あったんですけども、県のほうでは濁りを取るために薬剤を注入して泥を落とすというような作業があるわけですけども、この薬剤を注入する機械の能力を向上させるというふうなことを今行っているようでございます。現在はまず予備機を入れると、来年以降につきましてはその改修を行って、濁りが多くても浄水能力が上がるような機械を導入して、本格的にそちらのほうの能力を上げていくというふうなことを今作業を進めているというふうなことをお聞きしております。

以上でございます。

○**鴨田俊廣議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。やはり上流での土砂災害が多いということでございます。今、先ほど冒頭でも言いましたように、竜巻があつたりですとか、いろいろな想定外のことがいつ起こるかわからないというような状況でございますので、県のほうでもいろいろ対策を立てられていると思いますが、さらに寒河江市でもさまざまな県とも協働した対策というものを考えていく必要があるのかなというふうにも思っていますけれども、この水源と広域水道、浄水場で起こっている情報の共有といいますか、県ですとか関係機関との情報の共有ということになっていくと思うんですが、これの市民への速やかな周知についてということでも伺ってまいりたいと思います。

先ほどお話にもありましたが、企業とか大量にお水を使うところに控えていただいたので、当初は断水を免れたというお話でございましたね。それで、そういう企業ですとか病院、あと学校等への対応はどのようになさっていたのか、またひとり暮らしのお年寄りや小さい子供さんを持つ家庭への周知と対応についてお聞きしてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 災害のときなど緊急事態のときには、国、県、市町村、それから地域の皆さんと情報を共有して連携をしていく、一体となって取り組んでいくということがやっぱり大変重要なことだというふうに思っているところであります。

繰り返しになりますけれども、今回の断水については村山広域水道の事務所のほうからは7月18日の午前9時40分、それから7月22日の午後10時30分に2回供給停止の通告を受けたところでございます。御案内のとおり、供給停止になればすぐ断水になるわけではありませんけれども、断水が大いに懸念されるというようなところで、直ちに市としても広報車を回して、あるいはいろんな広報媒体を使って市民の皆さんにお知らせし、あるいは企業の皆さんにも御協力をいただいたところでございます。特に断水した場合に大きな影響が出ると考えられるような施設、今申しあげました企業の皆さん、それから市立病院、それから人工透析などを行っている医院、そして老人福祉施設、日中であれば学校などにそれぞれ連絡をさせていただいて、個別に状況を説明して、協力をしていただくという措置をとらせていただきました。

それから、23日に断水をせざるを得ないということになったわけでありましてけれども、ひとり暮らしのお年寄りなどの要援護者の皆さん、それから福祉施設、それから震災で避難されている方々などについては、社会福祉協議会、それから関係団体とともにペットボトルなどの飲料水の配達などを行って対処させていただきました。また、学校のほうでは授業を午前中にするとか、給食を中止するなどの対応をとっていただいていたところでございます。まずそういった意味で大変関係施設等に御協力をいただいて、何とか乗り切れたのではないかとというふうに思っているところでございます。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 関係するところの皆さん、それから他の団体からのペットボトルの飲料水の配給などもあったということでございます。ヘルパーさんが頑張って配ってくださったということもございましたし、また青森、岩手、宮城などの各県からの給水車の支援もあったということでございますね。これは本当に助かったことだなと思います。私もこの場をおかりして、心からこれに関しては感謝申しあげたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

それにつけても、私たちは二重、三重の対策を持つ必要があるというふうに思っております。二度とあってはならないんですよね、断水というのは。ライフライン、命綱でもありますので。ですので、例えば自前の給水車、これは今は1台ですが、これで十分なのか、また全国規模の大きな災害時では今回のように他県からの支援も望めないという場合もあるかと思っております。ですので、給水車をふやすことも一考していただきたいというふうに思いますし、また各家庭の備えを促す自主防災組織の整備ですね、これは市でも努力なさっております。ですが、地域のリーダー研修などもふやし、さらに支援をしていく必要があるのではないかなというふうに思っています。これについて、まずどのような状況になっているのかも含めてお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の給水の体制というようなことで、まずお答えをしたいと思いますけれども、寒河江市の給水車両の保有状況というのは、タンク1.8立米の給水車が1台、それから車載用、車に積める1立米のタンク2台、合わせて3台あるというふうになるわけでありまして。また、応急の給水に備えて、20リットルのポリタンク20個、6リットルの応急の給水袋を約4,000袋を備えています。これは配水管工事などによる断水の場合でありますとか、火災などで消火栓使用による濁り水が生じた場合などということで、非常に限定的な区域を想定した給水の保有体制だというふうにあるわけでありまして。大規模な災害、あるいは今回の場合のような断水の事態ということになりますと、市内の管工事関係の団体あるいは日本水道協会を通じて、県内外の水道事業所あるいは自治体と協定を結んでいるということでありまして。そういう意味で、今回の場合は東北各地からいち早く給水車に来ていただいて、さらにはトラックとか人までも来ていただいと、応援体制がとられるというのがもう既にネットワークとしてできているというふうに思います。そういうのは、やはりそれぞれの自治体でいざというときは必要なんでありましてけれども、常時維持管理していかなければならない給水車をそれぞれの自治体が自前で全部そろえておくということはなかなか大変なところでありまして、いざというときには協力体制をしていくということで、分散して保有しているというような状況なのではないかというふうに思います。

いずれにしても、先ほど申しあげたポリタンクの整備の体制とかいろんな応急給水袋の備蓄の状況などは、こういう豪雨に備えた体制にはなっていないというふうに思いますから、今回の豪雨についていろんな角度から検証をさせていただいて、やっぱり二度とあってはならないわけでありましてけれども、あった場合に備えるということも必要なのかなというふうに思っているところでございます。

それから、自主防災組織についてもお尋ねでありますけれども、寒河江市では今9月1日現在でその組織率というのは71.7%というふうになっております。できるだけ早く100%を目指していきたいというようなことで、いろんな自主防災組織の連絡協議会あるいは町会長連合会の皆さんとも連携をして、組織化の促進というものを進めているところでございまして、ことしも10地区の組織化を進めていく予定になっておりまして、既に7地区で組織化ができております。今後、宝、若葉町、箕輪の3地区でも組織化を進めていきたいというふうに考えているところでございます。組織化されますと、いろんな訓練でありますとか、あるいは防災のハザードマップの作成など、それから県が主催する自主防災リーダー研修会の参画などということで、そういう意識も高まってくるというふうに思いますので、ぜひ100%組織化を目指してさらに努力をしていきたいというふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員にお願いします。より明確な一問一答でお願いします。遠藤議員。

○遠藤智与子議員 より明確な一問一答ということで、不明瞭でありましたか。失礼いたしました。私は明確だと思って質問しておりましたが、そうでないとすれば頑張って明確にしていきたいというふうに思います。

それでは、ただいま日水協、日本水道協会ということのお話がありまして、災害があった場合は日水協が災害協定を結んでおりますので、自前だけで持っているのではなくて、お互いにネットワークを持って支え合っているというようなお話でございました。それで、お聞きしましたところ、寒河江市の給水車は1.8トンなんだそうでありましてね。それで、これを1台買うのに700万円くらいやっぱりかかるというようなことでございますし、そういう点では盛岡は4トン、それから八戸は3.2トンというふうに、他県から来た給水車は大きいというふうなお話も聞いておるんですけども、ただ大き

いと小回りもきかないというようなお話もありますね。それで、このたび頑張って担当課も給水をしてくださった、いろんなところでの給水をしていただいたということは大変よかったと思うんですけども、先ほども言ったように大きな災害、東北一円の災害ですとか、日本水道協会のネットワークも使えないようなことも想定する場合も必要でありますので、先ほど市長がおっしゃいましたさらに検討していくというようなことに希望を持って、さらにいろんな角度からの検討をお願いしたいなというふうに思うところであります。

そして、自主防災でございますけれども、私の地域でも自主防災組織をつくろうと前向きに考えているところであります。まだできていない地域への強力な援助ということで、ただいまの組織率が71.7%、10カ所の目標が7地域でできているということでございますが、この自主防災組織というのは例えば今回のような断水がもっともっと長引いたりしますと、やっぱり力を発揮していただかなければいけないような状況にもなってまいります。このたびは自主防災組織が動くほどのことではなかったということでございますが、今後いつまた断水も災害も長引くかもしれません。そういう意味で、自主防災組織というものの力も非常に大きなものがあるというふうに思いますので、先ほどお話ありました地域リーダーの研修への参画というお話もありましたが、そういうまだできていないところへの強力な援助といえますか、そういうことにぜひ背中を押していただきたいということも含めまして、私もそれに向けて協力を全面的にしていきたいなというふうに思っているところであります。

それで、次ですけども、寒河江市の断水状況を見ますと、先ほどもお話ありましたように村山広域水道からの給水停止を受けて、平野山配水池、下谷沢、木の沢と順次通水が弱くなったり、断水に至ったということでございますが、深井戸からの取水をしている長岡山配水池は幸いにも断水を免れました。寒河江市は、河北町や天童と異なり、自己水源が上水道全体の54%というふうに聞いております。半分以上が自己水源ですね。断水を一部免れたのは、この自己水源があったからではないかと思えます。これはとても大きな教訓だと思います。特に全部が村広水から取水している平野山配水池に地下水を送る仕組みをつくること、つまり送水管をつなげないかということですが、これについてお伺いしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 遠藤議員御指摘のとおり、寒河江の水というのは自己水源と、それから村広水の水、約半々であります。今回の断水では、当然のことながら村山広域水道から提供されている水の水系、平野山と木の沢の配水系で断水が生じたわけでありまして。木の沢の配水系については、自己水源が3割、村広水が7割というブレンドになっています。おっしゃるように、木の沢水系のほうには自己水源のほうから送水されているわけでありましてけれども、遠藤議員からは平野山水系は村広水から100%ということで、そちらのほうも自己水源の送水管をつないでいけば、断水の事態が回避されるのではないかと、このような御指摘だというふうに思います。ただ、今回木の沢のほうの水系も断水したわけでありましてけれども、当然のことながら村広水が7割ですから、そこがストップになったときに、自己水源が3割入っているわけですから、そこを最大限木の沢のほうにも送ったんでありますけれどもなかなか供給量ということからすると満たされなくて、やっぱりそこも断水せざるを得ないというような状況になってしまいましたので、単に送水管をつなぐということだけではその状況が改善するということにはならないというふうに思います。何が必要かということ、送水の能力というんですかね、取水の能力を抜本的に改善していくということがやっぱり必要になってくるのではないかと

いうふうに思います。

今回の事態を受けて、寒河江市でもいろんな形で村広水の水道がストップした場合のバックアップ体制というものをどういうふうに考えていくのかということを検証していかなければならないというふうに思います。それと同時に、コストなどもあるわけでありますから、その辺のところをいろいろ検討していかなければならないというふうに思いますが、そういったときに自己水源と村広水の配水池からの融通をしていくなどの方策などについても検討していかなければならないなというふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 送水管をつなぐということが難しい、能力の問題だということでございます。実際見てまいりましたが、木の沢配水池の奥手に平野山配水池がありまして、木の沢のほうにはポンプでくみ上げておりますが、その上の平野山配水池にはないわけなんですよね。平野山配水池が村広水からの割合が多いということでございますので、平野山配水池について言ったわけなんですけれども、ここについてその送水管をつなぐことや何やらまだまだ難しい、一朝一夕でできないし、さらなる調査や研究なども必要かとは思いますが、私はさらにこれについてはいろいろな考え方やら議論も必要になってくるかと思っておりますが、とにかくこのような断水が起こらないようにということを考えるのが一番だとすれば、私はさらに新たな水源、平野山配水池に送る深井戸を掘って、災害に備える必要もあるのではないかとこのところまで考えております。今回の断水の経験から、こういうことを提起したいなというふうに思って、質問に立ったわけでありましてけれども、これにはやっぱり国や県への支援要請なども必要になってくるやに思いますし、先ほど来市長がおっしゃったようないろいろなことが絡まれて出てくるかと思っておりますけれども、幸い寒河江は月山や葉山からの絶えることのない良質で豊富な地下水脈や寒河江川の伏流水があるというふうに聞いております。この資源を活用しない手はないのではないかなと思うところなんです。なので、この新たな水源、これは新聞報道にもありました「自己水源は非現実的」という記事ですとかさまざま、天童の議会でも問題になりましたね。これについて浄水施設の整備コストは、費用対効果の面からも幅広い議論が必要だと天童の議会でも話し合いになっているようでございますが、これについて市長のさらなる見解をお伺いしたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどの御答弁でも、若干誤解があるといけません、我々としては遠藤議員おっしゃるような何とかこういう事態は二度と避けなければいけない、そのためにはどういう方策があるのかということ、やっぱりここはいろいろな角度から最善の方策を検討していかなければならないというふうに思います。そういった意味で、いろんな方策があるんだというふうに思いますが、遠藤議員御指摘のように送水管をつなぐとか、それから新たな井戸を掘ってするとかということですね。それからほかのところにも連携をしていくための管をつなぐとか、いろんな方策があるというふうに思いますし、その際、費用対効果なども十分検討していかなければならないというふうに思っているところであります。そういう意味では、なるべく早くそういう方策を、方針を固めていくための議論というものを進めていかなければならないというふうに思っているところでありますし、8月1日に県知事のほうに要望した際にも、なかなか新たな施設整備、例えば送水管をつなぐ、あるいは新たな井戸を掘るなどということになると経費もかかってくることでありますけれども、これは料金をいただい

ている事業でありますから、なかなかそこは難しいところがあるんですけれども、そういう支援なども新たにいただければ大変ありがたいというふうに思っておりますが、いずれにしてもなるべく早くそういう方針、検討につければ進んでいくというふうに思いますので、またいろんな機会を通じて御意見を頂戴できればというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 いろいろな角度から議論を深めていくということでございますので、今後その内容ですとか、そういう話題に協力的にかかわっていきながら、見守っていきたいなというふうに思うところであります。やはり経費もかかります。けれども、決してお金にはかえられないんじゃないのか、市民の生活と財産、そして命を守るために、水というライフライン、まさしく命綱を強く太くすることは、私たちの責務だというふうに思います。財政面や維持費等々、さまざまなことを含めて議論を重ねていただきながら、今回の教訓に学んで、今後ますます住みよい寒河江市になりますことを願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

辻 登代子議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号2番について、10番辻 登代子議員。

○辻 登代子議員 おはようございます。

私は、新政クラブの一員として質問させていただきます。

通告番号2番、スポーツの盛んなまちづくりについてであります。

本市におかれましては、ことし4月に全面オープンした「グリバーさがえ」の開設により、カヌー教室の開催やカヌーの普及拡大に努めることや、またことしの12月完成予定の屋内多目的運動場が整備されることにより、市民が年間を通じたスポーツ環境の整備を図り、各種競技団体主催による大会の開催を支援し、ジュニア層の育成や選手の育成・強化を図るなど、スポーツに親しみ、心身の健康を育むまちづくりの推進をされておりますことに対しまして、感謝申し上げます。

私は、常日ごろからいろんなスポーツで活躍している市民に対しましても応援をしてまいりましたが、このたび質問させていただきますのは、昭和30年から行われ、ことしで58回目を迎えた伝統のある山形県縦断駅伝競走大会についてであります。寒河江市議会スポーツ議員連盟会員は、山形新聞、山形放送主催の山形県縦断駅伝競走大会に出場している寒河江西村山チームを現地の4地点に出向き、応援をさせていただきました。1市4町の選手は一致団結して勝利を目指し、必死に戦う選手から大きな感動、夢を与えてもらいました。

この駅伝競走大会は、山形県民はもちろんのこと、寒河江西村山地区の人からも大変親しまれているスポーツの一つでもあります。ことしは4月27日から29日まで3日間行われましたが、第2日目の17中継所の六供町公民館では第2位の好成績を獲得され、最終日の3日目の総合順位は第6位でした。寒河江西村山チームが58年間で総合優勝されたのは、第1回目、第2回目、第3回目、第18回目、第19回目の5回であります。市民からも、近い将来ぜひ総合優勝を勝ち取ってほしいとの声が寄せられています。

選手は、大会の終了後、翌日から次期大会へ向けての練習に励まれると伺っております。教育委員長にお伺いいたします。チームの強化に向けての取り組みについてであります。1年を通して各大

会への出場や合宿は何回行われているのか、また勝利を得るためには強い選手を選ぶことが重要であります。選手の選出方法はどのようにされているのか、お伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

議員から質問の中で触れられておりますけれども、山形県縦断駅伝大会ですけれども、4月27日からの3日間の日程で開催されまして、全県下28区間、297キロメートルを走破する本県春の一大スポーツイベントということであります。県内から11チームが参加しております、地元の名譽をたすきでつなぐという、58回を数えた歴史と伝統のある大会で、県民の盛り上がり、関心も非常に高いものがあります。

これも質問の中で触れられておりますが、我が寒河江西村山チームはこれまで5回の総合優勝の実績がありまして、一時期低迷したということもありましたけれども、昨年5位、ことしは6位と連続入賞を果たしているところでございます。

チームは1市4町による寒河江西村山地区実行委員会、この組織のもとで強化レース、強化合宿などのチーム力の強化に向けた事業計画に取り組んでおりまして、選手及びスタッフ等などの連携・調整を図って、本大会に臨んでいるところでございます。

具体的に質問がございました選手の大会出場、強化合宿、選出方法等の御質問についてでありますけれども、荒木教育長が実行委員会の常任委員でもありますし、また総監督として実際にこの駅伝大会に携わっているということから、教育長から答弁を申しあげたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 それでは、私からお答えをいたします。

県内各チームと競い合い、そして非常に長い距離を走る選手の皆さんは、自分の、そしてチームの力を高めるためにいろんな場や機会を捉えてトレーニングを積んでいるわけでありまして。具体的に申し上げますと、地区内に居住または勤務している選手の皆さんは市のロードレース大会や西村山地区の全体のロードレース大会、それから駅伝競走大会、さらに県内や他県のロードレース大会など各種大会に出場して、多くのレースを経験することで自分のレベルアップに取り組んでおります。また、県外におります学生選手については、所属大学等が参加する大会、合宿等でみずからを鍛えて頑張っております。

チーム全体としての強化につきましては、大会直前に行われます調整合宿、試走を含め、4回から5回の合宿を実施して、チームの連携・強化に取り組んでおりますし、寒河江西村山チームの選手の皆さんのチームワークは非常に高いなど、勝利を目指すチームは非常に高いなどというふうに私も捉えているところであります。

御質問の選手の選出につきましては、県縦断駅伝競走大会の直前に行われています市のロードレース大会を最終選考会と位置づけております。あわせて、これまでの実績、能力等も勘案し、さらに監督や陸上関係団体の推薦、意見等を踏まえて、最終的にはスタッフ会議で決定しているというのが現在の状況であります。

以上です。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございました。数々の多くのロードレースや合宿に出場いたしま

して、選手も一生懸命頑張っておられることに本当に敬意を表するものでございます。

次に、選手の選出方法についてただいま検討委員会なんかも開きまして選出されるという御答弁がありましたけれども、やはり好成績を獲得するための方法として選手を選ぶということもまた必要なのではないかなと思うんですけれども、私が伺っている話では、南陽市では好成績を獲得するための方法として強い選手を市の職員として雇って、チームの強化を図っているなどと聞いております。本市におかれまして、今後の選手の選出はどのようにされていくのか、お伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 私のほうでも、南陽市の例などよく伺いするんですけれども、中央の大会で実績のある選手を採用すると。聞くとところによりますと、県の駅伝大会はもとよりでございますけれども、市単独チームで全日本実業団対抗駅伝というんですか、これへのエントリーといいますか、参加も目指しているというようにも聞いております。スポーツに限られたことではないんですけれども、人材を確保する、とりわけ優秀な選手を獲得する、あるいは来ていただくということはなかなか容易ではないことではありますけれども、私どもの寒河江西村山地区におきましても、できる限り優秀な選手を獲得したい、育成・強化したいということで、これまで行政、体育協会、陸上関係団体等で組織しております実行委員会を中心に、管内の企業や団体などの協力をいただきながら、懸命に取り組んでいるところであります。

市としての考えですけれども、西村山、私ども含めての1市4町一丸となりまして、連携・協力を図りながら、強いチームづくりを目指して、一番優秀な選手を獲得できればよいわけですけれども、いろいろな方法でより一層のバックアップといいますか、体制を整えて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 いろいろ強い選手を選出する方法というのは大変だと思いますけれども、1市4町の連携、そしてさまざまな団体からの支援を受けての選出、心から願っているものでございます。

また、次に、一般企業への協力体制について伺いますが、強い選手を育成するには練習や合宿への参加、各大会へ出場可能な環境づくりが最も重要であると思っております。チームメンバーの中に一般企業の社員もおられます。寒河江西村山地区の企業からは十分な理解と協力が得られているのか、御所見を伺いたしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 質問にありましたように、地元のためといいますか、大会のためそれぞれに努力されております選手の皆さん、そしてこれら選手を支え、応援をいただいている企業の皆さんに、まずもって敬意を表したいというふうに思います。とりわけ企業の方々に対しましては、いつも頭の下がる思いをいたしておるわけでありまして、改めて感謝申し上げたいというふうに思います。

社会人選手といいますか、特に企業に所属して駅伝を続けておられる選手は、質問にありましたように時間的な制約、練習時間の確保等に、環境的に厳しい面がございます。選手の皆さんの強い意思とひたむきな姿勢、これが会社や同僚からの理解を得、信頼され、応援をいただいているというふうに思っております。そして、このような選手一人一人の努力が会社や職場、家族に支えられ、良好な練習環境をつくり出し、結団式あるいはたたえる会への協賛支援、そして何より大会当日における仲

間の応援につながっているものというふうに考えております。また、応援企業からは選手のためのチームウェアの寄贈なども受けておまして、お尋ねの所属企業からは物心両面で多大な御支援をいただいているものというふうに考えております。

以上です。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ただいま教育委員長からの答弁によりますと、企業からは物心両面、そして家庭の支援、これが一つになってのチームワーク、そして強化につながるということをお伺いいたしまして、私からも企業の支援に対しましても感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

選手の中には大学生が7名おられました。卒業後、地元に戻ってきて就職をして、マラソンランナーを続けていきたいと言っておられる方もおりました。卒業後、地元で就職しても安心してランナーを続けられる環境づくりをさらに行っていただきたい、支援をしていただきたいというふうに私からもお願いするところでございます。この件については、教育委員長はどのようにお考えになられますか。お願いいたします。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 今ほども申しあげましたけれども、なかなか難しい問題ではあります。選手にとりますれば、まずはアスリートとして活躍できるよい環境があると、そして地元で安心して選手活動ができる環境づくりといいますか、これは駅伝に限らず、いかなるスポーツにおいても重要なことでありますし、私どもの願でもあります。そのため、市や、何回も申しあげますがけれども実行委員会では、駅伝に対する協力、支援をお願いするために、企業訪問などのさまざまな働きかけを行っているところであります。

また、就職活動中の選手につきましては、監督、コーチ等の駅伝スタッフと連携をいたしまして、地区内の団体や企業、あるいは公的機関等の採用情報などを提供するなどして、できるだけ地元に来てくださいよと、地元への就職を強く願っているところではあります。今後とも関係各方面に積極的に働きかけを行いまして、この点に関し選手、企業いずれからも一層の理解と協力が得られるよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 御答弁ありがとうございました。

次に、子供たちの育成について質問させていただきます。

現在いる選手の育成もとても重要であります。朝日町では全国を舞台に活躍する長距離ランナーを育てるために、2000年度に発足したジュニアマラソンクラブがあると伺っております。町内の小学4年生以上の34名は、走る楽しさを感じながら練習しているそうでございます。本市において、ランナーを育てるためのジュニア層への普及はされているのか、されているのであればどのようなものがあるのかお伺いいたします。お願いします。

○鴨田俊廣議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 この件については私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

将来的に継続して強いチームをつくるためにも、現在選手の後に続くジュニア層の育成というのは私たち寒河江西村山チームにとっても大きなテーマの一つであります。

寒河江西村山地区実行委員会という組織の中に、ジュニア育成専門部というものを組織いたしまし

て、担当の指導者を中心にジュニアの選手育成に取り組んでいるところであります。また、市のスポーツ少年団の中に陸上競技を主に活動しているクラブがございます。それは長距離だけではありませんけれども、長距離も短距離も含めて走る楽しさを感じながら陸上競技全般について子供たちについて指導をしているところであります。その成果はということではありませんが、毎年蔵王坊平を会場にして開催されているクロスカントリー大会がありますけれども、その中で市町村対抗の県ジュニア駅伝競走大会があるわけでありまして、ことしは男子で34チームの県内の参加者がありましたけれども、その中で第4位というすばらしい成績をおさめたところであります。これは小学生、中学生の混合チームであります。中には区間賞という区間1位の成績をとった選手もおり、今後が楽しみだなというふうに思っているところであります。

市では、学校初め関係機関との連携によって子供たちの能力が大きく開花し、将来は県縦断駅伝大会を担う選手に育っていくよう、これからもジュニア層の育成を強化してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○**鴨田俊廣議長** 辻議員。

○**辻 登代子議員** 御答弁ありがとうございます。今のお話によりまして、子供たちの育成のためにさまざまな活動をされていること、私も大いにこれから期待したいと思っているわけでございます。

また、県縦断駅伝大会への応援に対してお伺いしたいと思いますが、選手への応援は一番の力になると思っております。地域ごとの応援は年々盛り上がりを見せていることに対しまして、実感しておりますけれども、寒河江西村山地区全体の応援の強化体制を図っていただき、また本市の各町内会等への呼びかけをして、多くの市民からも沿道に出て声援をしてもらうことについてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** この大会につきましては、日々大会前から新聞、テレビ等で大会情報に加えていろんな報道がなされているわけですが、市、私どものほうからはまずは市報によって市民の方々に周知をしているということでございまして、市街地の沿道では多くの市民から御声援をいただいているということでもあります。特に、郵便局から中継所のある六供町公民館、そこまでの間は沿道を埋め尽くすと言っていいんでしょうか、そのぐらいの市民の方々の応援で盛り上がりを見せているというような状況でございます。また、学校や保育所などにも、寒河江小学校でございましてけれども、例年応援の要請を行っておりまして、子供たちの選手への声援が選手に勇気とパワーを与えているというようなこともあろうかと思っております。

スポーツが与える感動や一体感というものは、地域全体を巻き込む大きな力を持っておりまして、ほかでは味わえないものがあるかと思っております。荒木教育長が総監督として全区間監察車というんでしょうか、伴走車のほうがわかりやすいと思っておりますけれども、乗りっ放しなんです、この質問をいただいて、寒河江市の応援はどうだということを聞きましたところ、とても立派ですよというようなことで、決して他地域に引けをとらないというような応援ということをお願いして、安心して喜んでおるところでございます。今後は、従来の市報による周知に加えまして、ホームページなどを活用して、選手やチームを紹介するなど、周知についての工夫を凝らしながら、寒河江西村山チームのさらなる躍進に向けまして応援の輪を広げるということで、まちの元気につなげていけたらなとい

うふうに考えております。どんなスポーツもそうだと思いますけれども、成績が上がれば関心を持つ市民の方々もふえ、応援にいらしていただけるのも多くなっていくのかと思いますので、前段申しあげてきましたように今より以上の立派な成績を上げられるようにバックアップをしながら、この応援についても大きな広がりを持つよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 答弁ありがとうございました。

応援の周知の強化につきましては、ホームページなどで選手の紹介などもしていただき、市民からも注目されるような対応をしていただけるということで、本当にありがたいと思っております。私たち議員一同、この県縦断駅伝競走大会だけでなく、市民が親しんでいるスポーツに一生懸命頑張っておられる方々に対しても今後とも応援をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ本市におかれましても御支援を賜りますようよろしくお願いしたいと思っておりますのでございます。

この山形県縦断駅伝競走大会は、私たちにとって1年間の出発地点でもあると思っております。将来において、寒河江西村山チームの総合優勝を勝ち取っていただくことを願うものでございます。そして、本市におかれましても今後ますますスポーツの盛んなまちづくりの推進をよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時15分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖津一博議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号3番、4番について、7番沖津一博議員。

○沖津一博議員 おはようございます。

21世紀は水の世紀と言われております。大雨や洪水、土砂災害など、さらには水不足など、人間の命にかかわる水で悩まされる時代と言われております。ことしの大雨、猛暑、最近の長雨は、まさにそのようなことではないかと思っております。そんな中、当市内にも水害はありましたが、各地から見ればまだ安全な地域と言えるのではないかと思います。

私は、新政クラブの一員として、国に頼るだけでなく、地方自治体が自分たちの考えで自分たちの手で地域を発展、元気にさせていかなければならないと思い、通告してあります2つのことについて質問をさせていただきます。

通告番号3番、広域観光について。

本市を初めとする西村山郡では、各市や町などがそれぞれ独自に行っております。西村山郡では、広域連携組織としては山形どまんなか探訪プロジェクト会議を組織し、PRガイドブックを作成したり、日帰り温泉スタンプラリーなどを行っております。この組織をステップアップし、西村山郡一丸となった誘客を図ることを目的として、各自治体から独立した広域連携組織があれば西村山郡全体を舞台とした観光商品の企画や販売、PRツールの作成、広域キャンペーンなどの情報発信、さらには

特産品の販売、広域観光窓口の一元化を実現し、旅行者の広域観光ニーズへの対応、域内における旅行者の長期滞在、回遊性の向上促進、域内経済効果の拡大などを進めていくことが重要なのではないかと思います。公共性の強い協議会や連絡会では、市場の競争原理が働かないため、マンネリ化してしまい、新しい発想が生み出されにくくなります。広域観光を通じた地域経済の活性化は難しいのではないかと思います。

そこで、1市4町が資金を出し合い、新たな職員を雇用した広域観光公社を設立し、国内はもとより海外も視野に入れた開発をしてはどうかと思いますが、市長の見解を伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沖津議員から広域観光についてお尋ねがありましたが、広域観光については新第5次振興計画の基本計画において「広域的な観光資源の活用と連携強化」というものをうたっているわけであり、これは当然のことながら1市4町による広域的な観光資源の活用と情報発信というものを想定しながら、計画の中に記載させていただいたところでもありますので、そういった理念に基づいて積極的に進めていく、そして寒河江市がその拠点地として重要な役割を果たしていくというようなところで、現在鋭意取り組んでいるところでございます。

先ほど御指摘ありましたけれども、平成24年3月に観光ニーズの多様化、それから高度化、さらには旅行人口の減少など、観光を取り巻く状況というのは大変厳しさを増しているというような背景を受けながら、1市4町のスケールメリットを生かしながら広域観光を推進していく、そして広域の周遊コースの構築などによって滞在時間の拡大、さらには観光情報の共有化、発信などを進めていくということで、1市4町によります山形どまんなか探訪プロジェクト会議というものを設立させていただきました。これは、行政、1市4町の役所だけでなく観光協会も入りながら、あるいはさらにはJR、山交、それから村山総合支所も加わっていただきながら進めている会議であります。そういったことで今進めているわけでもありますので、設立2年目でもありますから、まずはこの会議の体制を充実強化をしていく、連携をさらに強めていくということが必要なのではないかとこのように思っているところでありますけれども、御指摘のように斬新な発想あるいはユニークな取り組み、あるいは民間の柔軟な連携というものを進めていくことなしには、この西村山の観光というのはいずれ埋没していくのではないかとこのような危機感というのを持っておりますので、御提案のような1市4町による広域観光公社の設立などについても各市町の観光団体の意向、さらにはそういう費用対効果の面、さらに新たな魅力ある商品などをどう開発していけるかどうかなどの課題も当然あるわけであり、今後の課題としてこれから大いに研究していく必要があるのではないかとこのように考えております。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 市長からは、まだ2年しかたっていないどまんなか探訪プロジェクトなどが出たばかりでありますので、後々いろいろ勉強しながら検討したりするというところでありますので、大変答弁ありがとうございます。

観光につきましては、今中高年にも大変人気がある各地の古道めぐりでありますとか、登山道でないため体力が要らなくて誰でも参加できるというものでありますけれども、山形だと旧六十里越街道などがクローズアップされ、少しずつではあります整備されている状況であります。宿泊施設の寒河江からスタートをしていただいて、西川町で楽しんでいただいたり、また西村山郡には寒河江

にはさくらんぼ、そして朝日といえはリンゴ、大江にはラ・フランスと、果物のとれる時期が違って
いますので、東京あたりにフルーツカフェなどを創設し、ここで旬の果物などを提供しながら、地元
への誘客をする、さらには台湾、韓国、香港などから県でも力を入れているチャーター機などにより
紅秀峰狩りツアーや、つや姫の刈り取りツアーなど、またアジアの富裕層につや姫や西村山郡の農産
物や特産品を販売する販路の拡大をすることなども、こういった広域観光公社などでできるのではな
いかなというふうに思いますけれども、もう一度この辺に関して市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沖津議員からは、西村山郡の特産品ということで、それをうまく連携をさせながら活
用して誘客につなげていけるのではないかなという御指摘もありました。おっしゃるとおりだ
というふうに思いますし、農産物以外にも限定する必要もないかと思えますけれども、一つの観光資
源としての農産物というのはありますから、先ほどのプロジェクトの中には農協、JAというのは加
わっていないということがありますので、我々としてもそういう農産物に対してはJAあたりとも連
携をしていくということが必要だろうというふうに思います。

御案内かと思えますけれども、1市4町の首長さん、それから農協と一緒にトップセールス
というのを春と秋にしております。首長5人がそろってというのはほかの地域では余りあり得ないよ
うなことなんです、春はさくらんぼ、秋はリンゴ、ラ・フランスということでさせていただいて、
そういったことを発展させていただいて、誘客につなげていくということもやっぱり考えていく必要
があるというふうに思いますし、農協あたりとも十分相談をさせていただきたいというふうに思いま
すし、海外の展開ということになれば御案内のとおり朝日町ではリンゴを台湾のほうに輸出をしてい
るわけでありまして、寒河江のほうでもできれば紅秀峰というものを台湾に持っていければというこ
とで、今試験的にやっているということでございますので、そういったところも進めていければとい
うふうに思います。それを西郡全体でやっていければというふうなところもあろうかというふうに思
います。

また、こちらから売り出すこととあちらからお客さん呼び込むということなどについても、もち
ろん県のほうでの窓口などもあるわけでありまして、そこら辺と連携をしながら、アジアなどにつ
いていろいろ招聘、招致というんですかね、招請活動などにも取り組んでいければというふうに思
います。現在、寒河江のほうで特に雪中イチゴ狩りというものを旅行業者の方々へ魅力を伝えて、い
ろいろ活動しておりましたが、ことし2月から3月にかけて台湾のほうから413名、400名を超えるお客
さんが見えられたというふうなところでもありますので、ぜひそういう資源というものを有効にPRす
るよう、より広域的にPRしていく、連携をしていくということ、農協あるいは県の国際観光推進
協議会などとも連携をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 ことし初めての催しとして市長が台湾のほうに紅秀峰のトップセールスに行ってきた
と、大変評判がよかったというわけでありましてけれども、やはり台湾の方々も紅秀峰がどんな木にな
っているのかとか、摘み取って食べてみたいとかということもあろうかと思えますので、ぜひそう
いったツアーなども大変いいのではないかなというふうに考えているところであります。

また、寒河江市の観光と言えは果物が中心となりますが、市内には重要な文化財も大変多くありま
して、中でも慈恩寺は東北では平泉に並ぶ文化財の宝庫というふうにも聞いております。さらには、

平塩の熊野大社にも仏像、タガネで刻んだ平安末期の銅鏡2面がありますし、また日和田の田植え踊りなどといった文化財を生かしたまちづくり観光につなげていくことも大変重要なのではないかなというふうに思っております。文化が地域の発展を支え、経済を牽引すると思いますが、この点に関して市長の見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 観光を発展させていく要素というのは、1つには食、それからもう一つはやっぱり歴史性だと、こういうふうに言われているようであります。そういった意味で寒河江の伝統文化あるいは歴史的な資源というものを大いに観光にも結びつけていく必要があるというふうに思います。寒河江の観光というと、どちらかというとやっぱり農産物の観光農業というのが今まで大きな中心であったわけでありまして、そういった意味で今御指摘のような歴史的な伝統文化、あるいは資源というものを大いに活用していく必要があるというふうに思っております。

御案内のとおり、慈恩寺の国史跡指定を今目指しているわけでありまして、そういった史跡指定などを一つの契機として、地域が盛り上がり、そして情報発信を対外的にしていくということが新たな発展の契機になるというふうにも思いますし、また有形文化財だけでなく無形文化財というものも寒河江には多々あるわけでありまして、舞楽もそうでありまして、また日和田弥重郎花笠田植踊りなどということで、地域に密着した伝統文化というものも根づいているわけでありまして、そういったものも大いに活用しながら、あるいは情報発信をしながら、地域の魅力ということを訴えていきたいというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 沖津議員。

○沖津一博議員 まさしく寒河江には本当に宝の宝庫がたくさんあるというふうに思っております。先日、8月29日であります。山形新聞をちょっとのぞいていたところ、ちょうど私が今回一般質問するような記事が載っておりました。全国宣伝販売促進会議ということで、丸ごと山形魅力を売り込むということで、600人参加、文化、食、多彩な紹介ということで書いてありました。蔵王のホテルルーセントタカミヤには台湾、韓国などからアジアの旅行会社、メディア26社を招いて相談会を開いたということも載っておりました。また、最上川船下り音頭を中国語、韓国語などでも歌ったということでもあります。この会議には寒河江市からも参加しているのかどうなのか、そして何名ぐらい参加して、どのような印象といたしますか、もし感じてきたことがあれば聞かせていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 8月28日に、狙いは来年のデスティネーションキャンペーンに向けた全国宣伝販売促進会議という会議であります。全体会議がありまして、その会議には寒河江市からは観光協会会長、私、それから課長ということで3名を出させていただきました。また、全国からの600人の中には要するに旅行エージェントの皆さんを全国から呼んでいるわけでありまして、そういう観光商談会というものもありましたけれども、その中には温泉協同組合、さらにはチェリーランド、市周年観光農業推進協議会の担当から3名、それから観光PRコーナー、要するにブースみたいなものも設けてありまして、市の観光協会の事務局2名ということで、合計8名ほど出席をさせていただきました。

来年のデスティネーションキャンペーンは、6月14日から9月13日までということであります。JRグループ6社とともに実施する大型観光キャンペーンでありますので、そういった意味で先ほど申しましたけれども全国の旅行会社の商品開発担当者、あるいは旅行関係のメディア、それからJRグ

ループの関係者ということで集まりいただいて、山形県のさまざまな魅力というものを、資源というものをPRしていく場面でもございました。短時間ではありましたが、いろんな各地の自然やら文化やら食などを紹介する場面などもありましたが、そういった意味で山形県の資源というのは非常に多彩で、魅力あるものだというのを改めて痛感をしたところであります。PRコーナーのほうでは寒河江のほうから旬のブドウなども持って行って、PR、宣伝をさせていただきましたけれども、ぜひ来年のデスティネーションキャンペーンはまたとない機会でありますので、さまざまな観光素材というものを生かしながら、全国に対して寒河江のPRを展開していきたいというふうなことを改めて思った次第であります。

○**鴨田俊廣議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 大変すばらしい会議であったなというふうに聞かせていただいたところでありますが、寒河江といえば基幹産業であります農業あるいは工業、そして観光と、この3つの柱にまだまだ寒河江市は発展する要素がたくさんあるのではないかなというふうに思っておりますので、観光にももう少し力を入れていただきたいというふうに思っているところであります。

次に、通告番号4番、日本酒で地域経済を活性化することについて伺います。

ことし1月に全国に先駆け条例を施行した京都市を初め、佐賀県や石川県の白山市など10の酒どころとして知られている全国の自治体が、日本酒で乾杯をする条例を相次いで制定いたしました。日本酒で乾杯条例の目的は、日本酒で乾杯の習慣を広めることにより、酒造業その他関連産業の発展及び郷土愛の醸成を図り、もって日本酒普及を通じた日本文化への理解促進に寄与するものであります。

国税庁の調査によりますと、2011年度全国の清酒消費量は60万キロリットルで、ピークだった1975年の167万キロリットルの4割以下と落ち込んでおります。日本酒は米と水でつくられております。日本酒の消費が伸びれば、原料の米も売れますし、農家も潤います。酒のおいしいところにはおいしいお米もありますし、おいしい水もあります。つや姫を初めとした清流寒河江川をうたっている寒河江市のイメージ戦略に合うのではないかなというふうに思います。また、全国新酒品評会などで全国有数の金賞受賞数を誇る山形県内には52もの酒蔵があり、「東京都内の有名居酒屋に聞く」では、日本酒に関して好感度ナンバーワンの都道府県調査において半数以上が山形県を挙げ、1位となっております。日本全国の酒好きから注目されている山形でいち早くこの条例を制定することにより、山形の中でも寒河江が酒どころとして注目され、寒河江では日本酒で乾杯なんです、とおいしいお酒を自慢でき、話題性にもなりますし、寒河江の名前も広がるのではないかと思います。日本酒で乾杯条例をつくることについて、市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 沖津議員から日本酒で乾杯を推進する条例という御提案をいただきましたが、御案内のとおり水もいい水があって、米もいい米がとれるというところで、寒河江にも酒蔵が3つあるということでもあります。4万3,000人の人口で3つもあるというのもなかなかないのではないかなというふうに思いますが、そういう意味では大変日本酒のおいしい地酒がある産地だというふうに思っております。

我々としては、日本酒に限らず地元でつくられる産品というものを愛用するという事は地場産業の育成振興にも大変重要なことだというふうに思っているところでございます。県産品愛用運動などということで、県を挙げてそういう取り組みをしておりますし、日本酒の愛用ということで何かポス

ターもあるようではありますが、そういった意味で市民の皆さんにも地元産品の愛用というものを大いに呼びかけているところでございます。

日本酒で乾杯ということについては、正月に開催します新春祝賀会などでも、23年の正月あたりから実施をさせていただいておりますし、最近では市内の各種会合などでも乾杯の場合は地元の日本酒でということがよく見かけられるというふうにも聞いているところでございます。そういった意味で、徐々に、あるいは着実に定着しつつあるのかなというふうにも認識をしているところであります。

いずれにしても、条例化ということをお我々のほうから提案することになりますと、市民の皆さんの声を聞いたり、あるいは機運の盛り上がりなども十分踏まえた上で対応していくということになるわけでありまして、先ほどの全国の10の自治体の設置の状況などをよく調べてみますと、10のうち8つの自治体では議員発議でやられているというようなところもあります。御案内のとおり、来年は市制施行60周年ということもありますので、ぜひ参考にさせていただいて、進めていただくことがより早道なのではないかというふうにも思っているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** 議員発議ということでありまして、寒河江でも酒造協議会というものがあられて、22年度から日本酒で乾杯、地酒で乾杯といったことを行っております。ここでやはり行政が後押しをすることで日本酒の需要がふえ、そして少しでも経済の活性化になればいいのではないかなというふうに思っております。

また、こういった条例はいち早くといいますか、県内で3番目、4番目につくったのではこれは何ともならないわけでありまして、いち早く1番でつくることが一番のメリットといいますか、寒河江を売り込んでいく一番のあれではないかなというふうに思います。官民が一体となって寒河江市を盛り上げていくために、ぜひそういった条例をいち早くつくっていただきたいというのが私の考えでありますので、市長はまだ今のところ協力はするけれどもつくれないうような話なんですけれども、条例に関してもう少し検討を重ねていただくようなことがないのかどうか、もう一回お伺いしたいと思っております。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 日本酒で乾杯を進める条例ということになりますと、内容が内容だけに、議会に御提案申しあげたときにやはりこれは全会一致をお願いをしなければいけないというようなところもあります。そのためには、市民の皆さんの機運の醸成というものも大事だろうというふうに思いますから、我々は我々のほうとしていろんな努力をさせていただきますし、御提案の沖津議員初め全国の例はああいう例でありますから、ぜひ御参考にさせていただいて、実現できますよう取り組んでいければというふうに思っているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 沖津議員。

○**沖津一博議員** それでは、私も条例ができるようにできるだけ頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

これをおもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○**鴨田俊廣議長** この際、暫時休憩いたします。

再開は1時ちょうどといたします。

休 憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田芳彦議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号5番、6番について、5番太田芳彦議員。

○太田芳彦議員 お世話さまです。

9月に入りまして、まだまだ暑さ厳しいきょうこのごろであります。ここにおられる皆様には健康に留意され、厳しい夏といたしますか、秋、今を乗り切っていただきたいと思えます。

私も議員生活3年目を迎えて、おかげさまでようやく地に足がつくと申しますか、質問席に立つことができるようになりました。

それでは、本題に入らせていただきます。

通告番号5番、人口減少に伴う寒河江市の将来について質問をさせていただきます。

皆様の記憶にも新しいかと思いますが、新聞等でも大きく取り上げられましたが、国立社会保障・人口問題研究所より都道府県市町村の人口推移予想が発表になりましたが、現在1億2,806万人の日本の人口が、50年後には現在の人口の約3分の2の8,674万人まで落ち込み、65歳以上が全体の約4割、5人に2人が65歳以上という超高齢化社会が到来するという厳しい未来像を発表いたしました。

本市も、他市町村同様に減少の一途をたどるようであります。2015年が3.6%減の4万858人、2020年が4万人を切って8%減の3万9,219人、2030年が16.4%減の3万5,675人、そして2040年が25%減の3万1,946人となっております、現在の人口より4分の1減るようであります。

ついでに、西村山郡4町の人口推移も調べてみましたので、報告しておきます。河北町が2015年が3.7%減の1万9,064人、2025年が13.4%減の1万7,134人、2040年が28.6%減で1万4,140人。続いて西川町が2015年8.3%減の5,698人、2025年が24.4%減の4,696人、2040年が44.6%減で3,439人となっております。次に朝日町、2015年が7.9%減の7,185人、2025年が23.3%減で5,980人、2040年が43%減の4,444人。最後に大江町であります、2015年が9%減で8,576人、2025年が21.5%減で7,399人、2040年が38.4%減の5,806人との人口推移予想でありました。

また、山形県を見ましても、2015年4.5%減の111万6,236人、2025年が24%減で100万5,850人、2040年が28.5%減の83万5,554人と、本市と似たような減少推移を示しているようです。

寒河江市は、私が生まれ育った大切なまちです。稲作を中心に、春はさくらんぼ、夏には桃、ブドウ、そして秋にはリンゴ、ラ・フランス、また西部地区には工業団地が立地され、県内でも恵まれた市であると自負しておりますが、少子化、農業の伸び悩み、工業団地への誘致企業の減少等に伴い、平成17年の4万4,170名をピークに人口減少が進んでおります。

私は、議員としてこの地で多くの方が働き、家族で仲よく安心して暮らすことができるまちになればという思いで、一般質問をさせていただきます。

初めに、厚生労働省がシミュレーションした2040年までの人口減少推移をごらんになって、どんな感想をお持ちかお尋ねいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことしの3月に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所から発表になったわけで

ありますけれども、市町村別の推計を見ますと寒河江市が2040年には3万2,000人弱という推計値であります。2010年を100といたしますと、2040年では75.4というふうになるわけでありますね。山形県全体ではそれが71.5、西村山全体を見ますと指数では69.8ということであります。そういう意味では、県よりも若干高い、西郡よりも高いということではありますけれども、全国が83.8ですから、そういうことから比べれば寒河江市のみならず西村山、あるいは県全体として大変厳しい推計値だというふうに思っているところであります。

ちなみに、8月28日に総務省が発表いたしました住民基本台帳に基づく人口2013年、昨年との比較で本県は1年間で1万353人減っているということでありますね。一つのまちがなくなるような数字であります。大変ゆゆしきことだなというふうに思いますし、行政のみならず地域にあってもこういう人口減少が続いていくということになりますと、コミュニティーの維持形成ということ自体もなかなか難しくなっていくというふうに思っているところであります。人口減少を何とか防ぐ対策というのは、各自治体ともども知恵を絞りながら実施しているということでありますけれども、それぞれの自治体の皆さん、県を挙げて抜本的で強力な対策を講じていかなければならない時期に来ているのではないかというのが感想であります。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

先ほど人口減少の推移を報告させていただきましたが、2020年には4万人を切り、2040年には25%減で3万1,946人と申しあげましたけれども、それだけの人口が減少する旨の調査結果でありましたが、人口減少が急激に進んでいます。今後新たな有効策が講じられなければ、人口減少がさらに規模を増していくということです。

当然のことながら、卒業後は県内に職を求めても就職先が不足していることから、戻ることができない学生のほか、仕事を求めて都会へ移住する若者や中高年層の方がいることなど、理由はさまざまですが、企業における経済力の差が人口減少の大きな要因となっています。

今回の人口減少推移調査の結果は、本市にも大きな痛みを伴います。自主財源を生み出す力が弱い本市や地方では、地方交付税に大きく依存せざるを得ない財政構造となっています。人口の減少は、地方交付税額の減額に直結します。今後、少子高齢化の進行と住民サービスの維持を前提に財源について考えるのであれば、人口減少を最小限に抑える施策の実施が強く求められます。そのためには、市民に「住んでよかった」と言われるまちづくりを基本に考えるべきであり、住みよいまち、子育てしやすいまち、仕事を選択できるまちを目指し、生き残るために大胆な経済戦略を進めていかなければなりません。

人口が急激に減少している結果を前に、差し迫っている課題は明らかです。市内産業を活性化し、若者が就職できるよう環境整備を進め、企業の育成と誘致に取り組むことが重要であります。また、子育てしやすい環境を整え、1人でも多くの方に寒河江市に住んでいただき、人口減少を食い止める努力を成功に結びつけることが最大の命題です。言葉で話すことは実に簡単ですが、これらをかかんに実現していくのかは実に難題であります。

そこで、質問です。寒河江市はこれまで人口減少に歯どめをかけるような施策をとられ、東京に職員を常駐させ、企業誘致にも頑張っているようではありますが、そこで若者の働く場所を確保するためにも企業誘致は有効だと思いますので、今後の方向性を踏まえ、市長のお考えをお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 人口減少社会というものをどう捉えて対応していくかということは、極めて大きい課題であります。人口が減っていくこと自体も、急激な減少というのは問題があるわけでありまして、減っていくこと自体ということと、それから人口構造が偏ってきている、要するに若い人、子供たちが少なくなってきた、その若い人と年配の人の比率が変わってきているということが大きな問題だというふうに思います。ですから、人口減少を食いとめていくためには、若い人、それから子供たちの数をふやしていくというふうなことをやっぱり考えていくということも必要だというふうに思います。それはなぜかといえば、日本全体が減少しているからですね。そういうこともあります。何とか子供たちなどが育つような環境を整備していくということで、子育てしやすいようないろんなさまざまな環境、例えば医療費の無料化の拡大でありますとか、保育所の整備、あるいは学童保育の充実などという環境の整備を進めてきているところでありまして、また若い御夫婦が家を建てるなどということについていろんな形で住宅建設に対する支援なども取り組んできているところでありまして、子供を産むためにはやっぱりその親御さんの生活というのが安定しなければいけないというのもまた事実でありますね。ですから、最近の少子化論の本などを見ますと、やっぱり雇用というのは極めて大事だと。それも正規雇用というのが大事だと、こういうふうに言われている本もあるようでありますので、寒河江市としてはこれまで整備拡張した工業団地というものをさらに充実をして、企業を誘致していくという政策を展開していく必要があるというふうに思います。

現在、中央工業団地には80社の企業が立地しているわけでありましてけれども、約4,000人の従業員の方が通勤しているところでありまして。先ほど御指摘ありましたとおり、さらなる企業の誘致を図るために3年前からですかね、県の東京事務所のほうに職員を派遣して、いろんな情報収集に当たってもらっている、さらには私もみずから関東のほうに出向いて誘致活動を展開するというところで、景気はまだまだ回復が見通しが立たないような状況にもあるわけでありましてけれども、そういう活動を展開して、雇用の拡大というものに取り組んでいるところでございます。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

政治は100年先を見据えてといったことがよく言われますが、私が申しあげているのは20数年後のことでありまして、今何かをしなければ、そして方向性を示さなければ、人口減少に歯どめはかけられないと思います。

過日、西村山の町議と懇談の場がありましたので、人口問題についてもお話をさせていただきましたが、これからは市町単独でなく、1市4町で西村山の将来を考えるなどのプロジェクトといいますか委員会を立ち上げて議論すべきと思いますが、先ほど働く場所について質問をいたしました。私は先ほど市長がおっしゃられましたように人口の減少に歯どめをかけるのはここが一番のポイントではないかなという思いです。幸いにも、寒河江市には立派な工業団地がございます。既存の企業も活性化して、雇用につながれば一番よいのですが、なかなかそうもまいらない状況であります。河北町にも工業団地はありますが、公害問題などがあり、これ以上団地を広げることが無理なような話がありました。今の西村山の現状を考えますと、西川、大江、朝日も工業団地を立地するというのは非常に難しいのではとの町議の方の意見でした。私も、ないところに何十億円もかけるより、寒河江市は現実にあるのですから、1市4町が手を組んで本市の工業団地に企業誘致をすればよいのではない

のか、そうすることにより1市4町の若者が雇用を得られるのではないかと思うのですが、市長のお考えをお聞かせください。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども御答弁申しあげましたけれども、寒河江中央工業団地には約4,000人の方が働いていらっしゃいますが、もちろんこの4,000人は全部寒河江市民ではありません。寒河江市民は約4割であります。40%ですね。そして25%が西村山の町のほうから、残り35%が他の圏域からというふうなことであります。そういった意味で、寒河江市の工業団地ではありますけれども、西郡全体、あるいはそれ以外周辺の皆さんの経済の活性化というものにも、もちろん雇用にも大変大きな役割を果たしている工業団地だというふうに思います。

そういう意味で、太田議員からは1市4町で企業誘致をするようにしたらどうだということですが、実際は雇用の面からすれば大変実質的にはそういう形にはなっているわけでありまして、また先ほどお話ありましたけれども、寒河江市以外の自治体でも工業団地を抱えているわけでありまして、少し温度差があるということもあります。なかなか一朝一夕にはいかないというふうに思いますが、少し時間はかかるかもしれませんが、将来の課題としてそういうところは受けとめさせていただければというふうに思っているところでございます。いずれにしても、寒河江の中央工業団地に対する企業誘致というのが西郡全体の雇用に大きな貢献をしていく、これからもしていくというのは自明のことです。そういうところを他の自治体の皆さんにも御理解をいただいて、協力するところはお互い協力していくということが大事だろうというふうに思っております。

○**鴨田俊廣議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 大変前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。

何かきょうは辻議員、沖津議員と私と1市4町がすごくダブるようでありますけれども、これは別に会派で相談したわけでも何でもありませんので、御理解を賜りたいと思います。

なかなか一朝一夕にはできないというお話です。それは当然だと思います。先ほど沖津議員も観光についての質問があり、1つの市町で単独でやるのはなかなかこれから難しいのではないかと、そういうところから広域でということの話だったと思うんですけども、これは私以外にもいろんな検討事項は多くあると思いますが、そして一度は流れた合併問題も将来において浮上してくるというか、必要に迫られる時期が来るのではないかとというような気がしますので、すぐには申しません、そんなに遠くない将来に1市4町が手を組んで、西村山郡が活性化するような、ひとつ頭の片隅に入れていただいて、行政を進めていただくことをお願い申し上げます。

それから、8月5日から会派の視察で四国のさぬき市に行かせていただきましたが、ここでは市有地への立地を希望する企業情報の提供者に報奨金を交付する制度を創設したとのお話でした。交付対象は、不動産事業者など企業、法人だけでなく、一定の要件を満たせば個人にも広げているのが特徴とのことでした。ちなみに、報奨金は情報1件当たり上限100万円とし、売買契約が売買価格の1%、賃貸借が賃貸料の1カ月分の相当額となっております。全国でも珍しい取り組みとのことでしたが、ぜひ参考にしてみてください。

それから、ある調査によりますと、山形出身の社長が一番多いとの発表でありました。こういった情報をただの話題で済ますのではなく、それぞれの人脈を頼って山形出身の社長さんに寒河江のよさを訴えて誘致をお願いしてはと思いますが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 企業誘致ということで、御提案でありますけれども、企業誘致活動の基本というのは何といても企業の情報をいかに収集していくか、企業が今どういうことを考えているのかということをやっぱり我々が把握していく、それに対して対応していくということが一番大事だろうというふうに思っています。そういった意味で、御提案の山形県出身の企業トップがいる会社などについてアタックをしていくということがやっぱり必要なのだというふうに思っております。

平成23年でしたか、山形県出身の経営者がいる企業に対して、寒河江市独自でアンケート調査をさせていただいた経緯があります。製造業、通信業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業などの業種の中から、県内出身者の経営者がいる企業などを抽出して、企業立地についてのアンケートをさせていただきました。寒河江市のPRも「高速道路の要所でアクセスがいい」、さらには「自然災害が極めて少ない」というようなところもアピールさせていただきました。ただ、平成23年、2年前の時点でありますから、なかなか景気も見えない、先が見えないというような状況もあってか、回答していただいた企業からは県内で工場の新設、増設、工場再編に伴う立地を検討しているという回答は得られませんでした。しかしながら、2年以上前でありますから、2年を経過して、企業を取り巻く環境なども大分変わってきているのではないかと、あるいは全体的な景気の動向なども上向いているのではないかなどという期待も我々もありますから、これを再度改めて県内出身企業経営者に対して寒河江の工業団地、あるいは寒河江の情報を直接提供していく、そしてこちらのほうに目を向けていただくということを粘り強く復活させていく必要があるのではないかとというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

私も3.11の災害後、寒河江は本当に安心・安全なまちだということで、寒河江の工業団地にはどしどしと応募があるんじゃないかと、こう思っておったんですが、なかなか現状は難しいということのようですね。今後ともひとつ誘致に関しては頑張っていたきたいと思えます。

最後にもう1点、お尋ねをしたいと思います。

若者が定着するには、職場づくりが一番かと思いますが、それに伴って子育て支援が大きなウエートを占めると思えます。その中でも、住まいに関しては若い御夫婦が現状新たに住宅を求めるとなると、金銭を含め大きな問題かと思えますが、本市でも住宅を求めるときは寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金50万円が支払われております。西村山4町を見ましても、西川が80万円で、ほかは似通ったような補助金でありました。ただし、県内を見ますと、上市市では250万円、南陽市では100万円、庄内町が100万円と、この辺が抜きん出ている市と思われませんが、本市の50万円という補助金額は以前に比べ効果のほどはいかがなものか、お聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 家を持つというのは、若い人だけでなく人生にとって一大事業であります。特に若い方については経済的にもまだまだというところありますから、そういう意味で支援をしていくということが大事だろうというふうに思っているところあります。寒河江市では住宅を新築する場合に2通りの補助制度、補助金を準備しているわけあります。1つには、市内にお住まいの方で中学3年生以下の子供がいる世帯を対象とする子育て支援、もう一つは市外から定住する世帯を対象とする転入者定住支援というものを設けております。それぞれ補助金額は先ほど御指摘のとおり50万

円ということであります。経済的負担の軽減、さらには住宅取得の促進と定住人口の拡大というものを目的として、平成23年度から子育て・定住住宅建築事業補助制度ということで開始いたしました。

初年度の23年度は8件の申請でありましたが、去年24年度は20件分、1,000万円を予算化しております。今年度は倍増して40件分、2,000万円の予算化を実施したところでありますが、初年度はそれほど周知が図られなかったということでもありますが、24年度は補助内容などについて周知が図られ、浸透して、約2カ月半ぐらいで予算額が満杯になったということであります。今年度は事業費を倍増したわけでありますが、20日間で予算額に達したということで、大変関心が高いということがうかがえるのではないかとこのように思っているところであります。

それで、市外からその事業を使っていた方はどのぐらいあるのかということ調べてみますと23年度は1件、24年度は6件で、ことは8件であったようであります。そういう意味では、市外からの定住者についても子育て世代が最も多いというようなことで、大変一定の効果があるのではないかとこのように思っているところでございます。

また、住宅の新築着工件数でありますけれども、平成22年度178件、これは補助制度の前の年であります。補助制度開始の23年度は192件、去年は223件であります。本年度は8月末現在で既に124件の申請があるということであります。そういう年々増加をしてきているのではないかとこのように思います。

補助金の額が、太田議員からはほかのところと比べて単価が低いのではないかとこのように御指摘なのかなというふうに思っておりますけれども、寒河江市では子育て支援については対象区域を市内全域どこでもいいというふうにしておりますし、定住支援の部分でも市外からの転入者の方については子供がいない世帯でも対象にしているということであります。他の市町村の例をおっしゃいましたが、補助金の単価が高いところでは対象区域を特定の宅地開発分譲地に限定したり、市外からの定住者を子育て世代に限定したり、寒河江市は限定していませんが、あるいはまた申請者や子供の年齢制限を設けるということで、さまざまな条件が付加されているというようなところでありますので、寒河江市は言ってみれば非常に使い勝手のいい制度になっているのではないかとこのように思っているところでございます。そういったところで、大変需要も多いというふうに考えているところであります。予算というのは限られておりますから、予算をふやす場合に、確保する場合に単価を上げれば対象者が減るというようなこともあるわけですね。ですから、そういう非常に人気のあるというか需要が高い制度については、やはり多くの人がそういう恩恵をこうむっていく、効果があるというような意味では、できるだけ幅広く利用できるような制度も必要なのかなというふうに思っているところでありますので、いずれにしてもさらなる定住促進のために引き続きこの子育て・定住住宅建築事業制度というものを充実していく必要があるというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

私、この質問に関してはそんなに深く考えないで質問をしてしまいましたけれども、すばらしい成果なんですね。予算がついてすぐなくなるような、それほどまで行ってないと思ったんでありますけれども、すばらしい成果で、今後とも引き続きそういうふうに行っていただきたいと思っております。

当然、補助金を多くすれば住宅を求める方にとっては大きなメリットになると思うんでありますけれども、予算の配分からいっても一方にだけとはいかないとやはり思いますので、今後も他市町村の

動向も見ながら、柔軟に対応をお願いしながら、若い方が寒河江に住んでよかったと感謝されるような施策であってほしいと思います。

それから、8月18日の新聞に、東北中央道路の進捗状況が紹介されておりましたが、山形福島間が57分に短縮されることのできるものであります。これからの企業誘致においてもプラスになる材料かと思われまますので、行政、議員ともども企業誘致に邁進したいと思っておりますので、寒河江市のすばらしい未来を信じ、頑張りましょう。

次に、通告番号6番、花咲かフェスティバル2013「ゆめタネ@さがえ」の成果についてお尋ねしたいと思います。

6月8日から7月7日までの1カ月間、本当に御苦労さまでございました。市長を初め、関係各位には心より感謝申し上げたいと思っております。

本年度は、花咲かフェアから大幅リニューアルをしましての開催でありましたが、成果はどうだったかをお尋ねしたいと思います。2011年、第9回は東北地方の大地震によりまして入場者が11万2,382名まで落ち込みましたが、本年が31万2,308名の入場者数ということで、大幅に増加したようであります。実に3倍の入場者数でありますので、すばらしい成果と思っておりますが、何がよかったのか、最初にお尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 「ゆめタネ@さがえ」ということで、6月8日から7月7日まで30日間開催させていただきました。延べ31万人を超える方をお迎えすることができたというふうに思います。議員各位にも大変な御協力をいただきましたこと、この場をおかりして厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

どこがよかったかということについては、いろいろ評価があるわけでありましてけれども、できるだけ客観的にどうか、来場者の皆さんの評価などをお聞きしながら、そういうことを大いに参考にしていけばいいのかなというふうに思っているところでございます。

期間中、来場者の方からアンケートに協力をしていただいたわけでありましてけれども、楽しかったかどうかということも当然アンケートの中に記載させていただきましたが、「とても楽しめた」というのが31%、それから「楽しめた」49%ということで、81%の方が楽しめたというような評価をしていただいているところであります。そういったことが来場者の増あるいは滞在時間の増加につながったのではないかとこのように思っているところであります。

なぜこういうふうな評価が得られたのかということはいろいろ分析をしなければいけませんけれども、これまでの花咲かフェアもそうありますが、来場者の方というのは大きく分けて団体を中心とした観光客のさくらんぼ観光に訪れる方、あるいは地元を中心とした家族連れというふうな、大きく分けて2つがあるのではないかとこのように思います。そういった2通りの客層ではありますけれども、今回はどちらかという家族連れにターゲットを絞って、土日に親子連れが楽しめるようなイベントを組み入れたというようなところかというふうに思いますし、テレビ、ラジオなどでも積極的にPRをしたことも功を奏したのではないかとこのように分析をしております。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

日別に見ますと、やはり土曜日曜が多く入っておりまして、とりわけ花火があった6月29日が4万

1,525名とのことで、一番人出があったようです。

そこで、花火の数が昨年800発で、本年が500発とのことでありましたが、花火に関して市民の反応はいかがだったのでしょうか。お聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 花火があった日というのは「花あかり月うたげ」という前からやっているイベントの日でありましたが、ことしから特にその花火も含めて商工会青年部の皆さんからしていただいたというところがあります。ことしは夕方からの「花あかり月うたげ」だけでなく、日中から商工会青年部の皆さんから協力をいただいて、「さがえんにち」などのイベントも開催していただきましたし、またグルメイベント「クーカルインさがえ」なども開催して、期間中の中でも最も多い人出になった日でした。

花火が少なくなったことについて、商工会青年部が調整をしていただきましたけれども、特に我々のほうにはそういう苦情というんですかね、特に聞かえてきていないということでもありますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

入場者数を見ましても花火の日が多かったと。今答弁の中にありましたけれども、日中から「花あかり月うたげ」というイベントが多かったのではないかとということでありましたけれども、私はどうしても花火は市民にとっては楽しみな行事の一つかと思うんです。そこで、去年私質問させていただきまして、400発から800発に倍にいただいた経過がありましたので、私これ関心を持っている事由でありますけれども、昨年より300発減らされたところでもありますけれども、この理由は何だったのかをお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 花火については、先ほども申しあげましたけれども「花あかり月うたげ」の中で打ち上げているわけでもありますけれども、平成19年、花咲かフェアが5周年だということで、それを記念して初めて270発を打ち上げたということでもあります。平成19年がそうでありましたから、20年から23年末までは400発でありました。去年は実は花咲かフェアの10周年ということもありまして、一つの区切りだということでそれを記念して、特別に800発を打ち上げたというふうになっているようでもあります。ことしはそういう意味では平年並みに戻れば400発というふうにはなるのかと思います。新しいリニューアルしたイベントのスタートだということもありまして、切りのいい500発にするということで商工会青年部と調整をさせていただいたというふうになっているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

今そういう答弁をいただいた次に、何か質問がしにくくなったような質問の内容でありますけれども、やはり昨年度800発にふやしていただいた経過がありましたので、市民の間からも本当にすばらしい寒河江の花火だねということで、私も去年近所の方と某温泉の2階を借りまして眺めさせていただきましたけれども、すばらしいなという評価でありました。ただ、やはり今回は一部市民の間からも残念がる言葉を耳にいたしました。とりわけ花火は日本人にとって楽しみな風物詩になっております。ましてや6月に上げる花火なんていうのは余りないんじゃないかなと。今後もこのイベントを継

続するのであれば、ぜひ来年度は増発の方向で企画していただきたいと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 花咲かフェスティバルの中で花火を打ち上げるということは、言ってみれば恒例化しているというふうに思います。「花あかり月うたげ」の中で最後は花火で締めくくるといようなことはほぼ定着してきているのではないかとこのように思います。寒河江は前はあったわけですが、夏の花火というのはなくなりましたから、特にそういう思いが市民の皆さんにも強いのではないかとこのように思いますので、引き続き実施していきたいというふうに思います。

できればふやしてにぎやかにというような御意見もあるというふうに思いますけれども、今回のイベントは今までと違ってあそこのふるさと総合公園だけでなく、周辺のいろいろ事業体の皆さんとも協力をして、あるいは参加をしていただいているイベントでありますから、そこら辺のところにも大変協力をしていただいて、そういう花火などについても充実をしていくということは当然あり得る話だというふうに思いますので、実行委員会でいろいろ議論をしていければというふうに思っているところでございます。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

次に、予算の配分をお聞きしようかなと思ったんですが、時間がありませんので、それは飛ばさせていただきます。

それで、緊急雇用創出事業の特別基金事業ということで、人件費に当たる部分を県から補助金としていただいていると聞いたんですけれども、その金額と雇用人数を教えてくださいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことしの場合ですけれども、2,595万6,000円ということでありまして。雇用者は37名ということで、1カ月半の間、この「ゆめタネ@さがえ」のスタッフとして従事していただいたところでございます。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

こういう事業を開催すると、非常に多くの雇用が生まれて、一時的とはいえ助かる人がいるわけがありますので、ぜひ継続をお願いするものです。

次に、多くの来場者より御意見、御要望を頂戴いたしましたので、御紹介させていただきたいと思っております。

1、10年間花咲かフェアに足を運びましたが、今回は出店が1軒しかなく、食事ができなくてがっかりした。パンフレットに載っている場所は、家族で行ったら金がかかり過ぎて食べられない。

2、今までより花も少なく、見るところがなく、長い時間いるところではなくなりました。

3、今までのように食べ物をふやしてほしい。

4、アトラクションの時間を6時ぐらいまで延長してほしい。という中学生の要望が多かったようです。

5、ペット禁止なのに連れて来る人が多いので、ルールは守らせてほしい。

6、前回までテントに椅子があって、日陰があって水際で涼しかったのですが、今回パラソルと椅

子はたくさんあるのですが、暑くて座っていただけませんでした。雨が降った後、椅子がだらだらで座れませんでした。

7、6月の暑い中、イベント会場が遠過ぎて行けませんでした。(市外の方より)

8、花咲かフェアのときはセンターハウスで行われていたステージを見に足を運びましたが、今回は何もなく、がっかりでした。

9、日陰用のパラソルが小さくて、暑くて、いられなかった。

10、ことしは花が少なく、残念でした。

等々、御意見やら御要望を頂戴しましたが、行政サイドもアンケート調査を行っていると思いますが、行政側で捉えているそれ以外の意見とか要望があったら御紹介いただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 太田議員が御披露された御意見というのは、センターハウスの中に意見箱というのを設置しておりますから、その中にあった12件の御意見の中かというふうに思いますが、先ほど申しあげましたけれども、そのみならずいろんな形でアンケート調査をさせていただいているところでございます。アンケートに協力していただいた方は435件ということですが、ただ先ほど申しあげましたけれども、ある程度評価をしていただいたというふうに思いますが、先ほどの御指摘のように花咲かフェアから「ゆめタネ@さがえ」のほうにリニューアルをしたということによって出てきたいろんな課題などもあるわけでありまして、その辺のところを解消していく必要があるというふうに思います。親子連れ、家族連れのイベントを中心的に据えていたわけでありましてけれども、これまでの花、緑を楽しむ癒しの部分ということをどういうふうにミックス、コラボしていくかということがさらなる満足度上昇の鍵になってくるというふうにも思っていますので、ことしのできをいろいろ検証させていただいて、来年に向けてさらなる魅力ある「ゆめタネ@さがえ」として充実をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

確かに今おっしゃられたように、今回のイベントは10年を契機に大幅にリニューアルされ、入場者数も大幅にふえ、大成功だったと思うのですが、先ほど申しあげたように反省点も多く出ているようですし、1カ月も要する一大イベントでありますので、来年度以降も市民、県民に大いに喜んでもらえるような「ゆめタネ@さがえ」であってほしいと思いますので、入場者の御意見も参考になされて、継続をお願い申しあげ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○**鴨田俊廣議長** 通告番号7番、8番について、14番内藤 明議員。

○**内藤 明議員** 初めに、通告番号7番、水道事業について佐藤市長にお尋ねいたします。

7月18日からの記録的な集中豪雨は、それまでは比較的災害の少なかったこの村山地方にも甚大な被害をもたらしました。本市の被害状況については、定例会初日の行政報告の中で触れられましたので、省略いたしますが、中でも前例のない寒河江ダムを水源とする村山広域水道が、この豪雨によって三度にわたり給水を停止したために、水道水の供給を受けている村山地区12市町のうち、本市など

6市町で断水を余儀なくされ、ピーク時には5万4,000世帯、約17万人に影響を与えたと言われます。平常時は安定した給水を行い、市町村における水道事業の負担軽減と効率化ということで成果を上げてきたと言われますが、こうした災害時には住民生活に対する影響も広範囲に及び、今後に大きな課題を残しております。そこで、安全・安心な水道事業の推進のために、本市の対応策を伺ってまいりたいと思います。既に質問を終えられた遠藤議員と重複する点がありますが、お許しを願いたいと思います。

初めに、本市における村山広域水道の供給停止による断水等の被害状況と、民間企業等の操業休止による被害額等についてどのようなものだったのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 村山広域水道の供給停止による市内の被害状況ということでありますが、7月23日から平野山配水系、そして木の沢配水系について断水をいたしましたので、最大約9,000戸、約2万7,000名の皆さんに影響が出たというふうになるかと思えます。

また、多くの企業の皆さんには自前での給水作業、さらには操業の自粛などに協力をいただいて、大変御迷惑をおかけしたというふうに思っているところであります。

村山広域水道の7月18日の供給停止では、企業の皆さんからの節水、そして操業の自粛などの御協力によって、断水には至らなかったところがございますけれども、23日に及んで断水せざるを得なかったということがございます。

その被害の状況、民間企業等の操業停止による被害の状況ということでございますけれども、広域水道の供給停止による断水のおそれがあるという時点で、企業の皆様には個別に連絡をさせていただきました。これは前にも御報告申しあげているわけでありましてけれども、中に食品会社のほうで一部原材料に影響が生じたというところは聞いているわけでありまして、操業を自粛された後、休日に振りかえて操業されたということもお聞きしておりますから、被害額がどの程度なのかという把握という事態には至っていないのではないかとこのように我々は考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今お聞きしたのは、同じことを繰り返さないためにということで、いろんなこれから対応策を考えなければならないというふうに思うんですが、これから質問することがその一助になればというふうに思っているところであります。

それで、こうした断水をしなければならなかった事態を受けて、安全・安心な水を安定して市民に供給するための今後の具体的な対策をお伺いしたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市としての具体的な対策ということになるか、という御答弁をさせていただくことになるわけでありましてけれども、今議会の冒頭からいろんな対応策を講じていかなければならないというふうに申しあげてきているんでありますけれども、そういった対策を具体的に決めて進めていくためには、1つには村山広域水道からの受水量が果たしてどうなのかということも検証していかなければなりません。それから2つには現在の深井戸の取水能力、あるいは新設した場合の取水能力などもいろいろ調査していかなければならないというふうに思っているところでございます。3つには浄水場からの送水の能力、今の能力のどの程度まで可能なのか可能でないのかということも検証していかなければなりませんし、4つ目にはその送水の能力を上げる場合のポンプの能力という

のはどの程度の能力が必要なのかなどというものも検証していかなければならないというふうに思います。5つには、そのポンプを制御する電気計装設備あるいは監視設備などがどの程度必要なのかというようなことも、種々いろいろ事前の段階で調査していく、あるいは検証していくということが必要なのかなというふうに思っているところでございます。

先ほど来御説明申しあげておりますけれども、こうした事態を二度と起こさないための方策を検討していく際のいろいろな現状把握、可能性の調査というんですかね、そういうことをしていく必要があるというふうにも思いますし、今のビジョンで示している財政の計画などについても、それぞれの事業を展開していく際には経費もかかり増しをしていくということが考えられますので、その辺の財政見通しなども検討していかなければならないというふうに思います。コストとリスクを十分勘案して、最善の方策は何なのかということを経営的に検討を進めていく必要がまずあるのではないかとこのように思っているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** ぜひ検討しながら最善策を見出して、同じような轍を踏まないようにひとつお願いをしたいものだというふうに考えているわけでありますが、少し具体的に入ってまいりたいと思います。

新聞等でも報じられましたが、当然これは県の事業としての村山広域水道というようなことでありますが、長期の給水停止によって厚生労働省から調査団が入られたというようなこともお聞きしておりますが、その現地調査によって、調査団は事業体の責任者であります県に対してどういうふうなことを指摘されたのか、わかればお伺いしたいというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この調査団、7月25日に訪れているということでありますが、厚生労働省から1名、それから国立保健医療科学院から2名ということで、合計3名の調査団であったようですが、7月25日に事務所に行って、給水停止に至った経緯あるいは濁度の状況、水処理の状況などを調査していったというふうに聞いております。その調査の中では、特に技術的な指導はなかったというふうに聞いているところでございます。逆に県のほうから要望があれば、相談しながら対応したいというようなことを調査団は言っていたというふうなことを聞いているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 何か聞くところによりますと、本当かどうかわかりませんが、浄水能力が小さかったとか何か言われているような話もお伺いしました。

ところで、今回の状況を受けて県では浄水場で汚泥を凝集させるポリ塩化アルミニウム、それから水酸化ナトリウムといった凝集剤の薬剤注入機能の増強や、貯蔵層の増設などを挙げておられるようですが、その薬剤の増強によって人体への影響はないのかどうか、どのように把握しておられるのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 村山広域水道では、今回の給水停止を教訓として、その原因であります浄水能力の増強というものを検討を重ねているということでありますが、まずそのうち薬剤注入機能の増強をするということにしているところでございます。この薬剤の使用をふやすということで、人体に影響はないのかということでございますけれども、これまで村山広域水道では寒河江川の水質というのが大変ほかに比べてよいというようなことで、最上川から取水している他の浄水場から比較して少ない薬剤

投入量で浄化をしてきているということでありまして、注入機能の増強によって他の浄水場よりも格段に多くなるというものではないというふうに聞いております。

また、薬剤は濁り成分とともに凝集沈殿して、水に溶け出す薬剤の量はごくわずかであるというようなところで、水質検査の結果を見ても水質基準をはるかに下回るということで、人体に与える影響はないというふうなことで、我々は聞いているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 こうした点については、私ども全く素人なものですから、ともすればアルミニウムによるアルツハイマー病が出てくるのではないかとか、こんないろんな心配をされる方がおりますので、お聞きしたわけでありましたが、そうした心配はないということで、安心しているところであります。

それでは次に、これもマスコミ等で報道になっております。先ほど遠藤議員の質問にもありましたが、繰り返して恐縮でありますけれども、村山広域水道に対して依存度が高いのが弱点というようなことが新聞報道でなされました。断水を免れた例としまして、村山市や東根市の状況などが連結管布設をして功を奏したというようなことが出ていたようでございます。地形等によって連結することの難しさというのもあるように聞いておりますけれども、私は自己水源から配水池へ送水できるシステムをやっぱりつくるべきだなと、こういうふうに考えますが、先ほど遠藤議員の答弁にもあったんですけれども、再度御見解をいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としてもそういう方策を大いに検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。配水池間の相互バックアップ体制を強化していくという、大きい話だとそういうことになるわけですが、1つには、それぞれの配水のエリアがありますから、その途中で結ぶというのものもあるわけですね。これは自己水源、それから村広水、この末端の途中で結ぶというものもあるかと思ったり、また先ほど遠藤議員の御提案のような送水管で結ぶ、あるいはタンク同士で結ぶというものも、方法としてはいろいろあるのではないかとこのように思っているところでございます。これまでそういうことを想定しておらなかったわけなので、23年に策定した水道ビジョンでは送水管の更新というのを、木の沢に送水管を出しているわけですが、その更新をしていく、その際にパイプを今のより太くしていくということも1つの方法だろうというふうに思いますが、それはさっき申しましたけれども、根っこの能力を高めていかなければならないというふうなところもあわせてやっぱり検討していくということだろうというふうに思っているところでありますし、どのほうが非常に効率的なのか、それから実効性があるのかなどもいろいろ研究をして、早急に結論を出して進めていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

根っこの部分については後ほどもう一回申しあげますけれども、それでは逆にお伺いしますが、ちょっとこれわからないものですから、例えば自己水源のほうで災害によってストップしたというようなことになると、やっぱり村広水のほうを利用しなければいけないということで、長岡山配水池には村広水の送水がなされているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 長岡山の配水系は自己水源100%というふうになっております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 次の質問はもう既におわかりのことと思いますけれども、先ほど申しあげましたように自己水源のほうに事故や災害があった場合には、長岡山の水系がだめになるわけですよ。ですから、私はそういう意味で全ての配水池に送水になるような、先ほど市長がおっしゃいました配水池でなくて下のほうで管でつなぐという方法もあるというふうに思いますが、技術的なことはそれぞれこれから工夫なさっていただいて結構だというふうに思いますけれども、ぜひそうしたことも考えておかないと、災害時には対応できないんじゃないか、いろんな災害を想定しながらの対応にはならないんじゃないのかなというふうに思いますので、ぜひ検討の一つにその部分も加えていただきたいというふうに思っているところがございます。そして、できればいずれの配水池にも送水をして、村広水と自己水源の水をブレンドするというふうなことをするといいいんではないのかなというふうに私は思っていますので、ぜひそうしたことを検討の一つに入れていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、先ほど自己水源の割合について遠藤議員からも御指摘がありました、大体約半分というふうなことでありますけれども、これをもう少し、現在ある水源の中で拡大はできるのかどうか。責任水量ということもあるんだろうというふうに思いますが、現在自己水源では50.3%というふうに言われていますが、これが最大値なのかどうか、おわかりであれば教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 阿部水道事業所長。

○阿部 誠水道事業所長 お答えいたします。

実際には、ポンプですので、吸ってみますと濁りが生じたりするような場合もございますので、定格というふうなことでは最大というふうなことで考えていただいて結構です。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 これが最大値と考えていいということでありましたので、そうすればやっぱり根っこの方に触れなければならぬというふうに思うんですが、遠藤議員の新たな水源の確保ということにはお答えをされて、いろいろ検討するというようなことであったというふうに思いますけれども、災害時のリスク分散ということを考えますと、それが私は新たな井戸を掘って、浄水場に送るようなシステムを構築することが最大の対応策だというふうに考えますけれども、市長はいかがお考えになりますか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 あらゆる場合を想定して準備していくというのは大変コストもかかっていくというふうにも思いますが、ただ内藤議員おっしゃる様に今回は村広水がだめだったから、村広水が来ない場合のことを想定していろんな対応を考える、逆に村広水しか残らなかった場合はどうなのかというようなことも想定をしていくんだというふうになると、やっぱりお互い村広水100%で賄うようにするにはどうしたらいいか、自前の水源で100%賄うようにするにはどうしたらいいか、要するに倍の投資が、倍の準備をしなければいけないなどということも出てくるわけでありましてけれども、ただ我々としてはいつかは復旧するであろうというふうにも思いますので、そのときまで持ちこたえられるような相互補完機能をどういうふうに持っていかということが現実的なのかなというふうにも思っています。そういった意味で、責任水量などということ話をするとまた話が長くなりますが、やっぱり自己水源の充実を拡充していくためには深井戸を掘っていくということが今の我々が考えている中

ではいい方法なのではないかということをおもっているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私も同じようなことを考えておりますので、ぜひこうした災害に備えられるような対応策ということで、さらに検討を加えていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。知事は、新たな井戸を掘ることは費用がかかって現実的でないなんていうようでもありますけれども、寒河江は既にもう自己水源を持っているわけでありますから、もう1本掘るぐらいはそんなにかからないんじゃないかというふうに思いますので、1本だけじゃないな、何本か掘るのはそんなにかからないんじゃないかというふうに思いますけれども、先ほども申しあげましたリスクを分散するというようなことでの対応を考えていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思っております。

それから、次に移りますが、村広水の供給停止を受けて、断水したそれぞれの自治体ではさまざまな対応策を考えているようではありますが、中でも山形市、それから山辺町、中山町は給水停止時の連携をするようなことも載っていたようではありますが、そこで市長に伺いますが、近隣の市町との連携というのはとれないものなのでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の事態を受けて対応する方法というのは、1つには村広水と自己水源をうまく連携をしていく、相互補完機能を持っていく、さらに自己水源をふやすために新たな井戸を掘る、もう一つは他の自治体との連携というんですかね、管をつないでいくなどという方法がいろいろ今の時点で方法として我々の頭に浮かんでくる場所でありますけれども、御案内のとおり近隣の市町を見ても、村山広域水道に依存する割合というのはそれぞれ違ってきております。河北町は100%、大江町は70%、それから近隣で言えば中山町を含む最上川中部水道企業団、中山町、山辺町、それから山形の一部ということではありますが、これは48%ということになります。西川町は地元でありますけれども17%ということで、村山広域水道から受水をしている状況であります。相互補完とはいっても、やっぱりそれぞれ自己水源の水と補完をしなければいけないというふうになるわけでありますけれども、大江町は70%広域水道でありますけれども、特に街の中は村広水なんです。それから、西川町を見ても配水規模が寒河江市よりずっと小さいということで、連結した場合、寒河江市からは融通できますけれども、逆に西川町からの融通はなかなか難しいというようなところがあります。そういった意味で、大江町、西川町からは融通できるというような状況にないというふうに思っているところがあります。

また、最上川中部水道企業団については、きょうの新聞なんかにも載ってございましたけれども、つなぐとしてもお互い末端でありますね、そういう意味からある程度水量というのは確保しにくいのではないかとこのようないところがあります。その水量を確保していくということになると、新たな投資が必要になってくるというふうにも思います。事業費が必要だというふうに思います。

それから、これはこういう大雨の前からのようでもありますけれども、最上川の企業団は山形との連結管を接続するというようなことで話が進んでいるというようないところがある、そういう状況で、大変近隣の自治体との連結については非常に厳しい状況なのかなというふうに思いますけれども、我々としては何とかそういったところも望みをつなぎながら、いろいろ調整をしていく、あるいは意見交換をさせていただければなというふうに思っているところがあります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 近隣のところでは村広水に依存するものが高いということでのお話であったというふうに思いますが、また西川町の関係なんかも個別にお話をいただきました。いろんな手だてを考える中で、ぜひそれも一つに御検討願えればというふうに思います。

それから、もう1点最後にお伺いしたいというふうに思っているんですが、市内には自己水源を持つ企業があるというふうに伺っております。災害時にはそうした民間企業との連携なんかも必要なことだというふうに考えますし、協力し合うことがこれから重要なことになるのではないのかなと思います。市長の見解があればお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このたびの断水、もちろん寒河江市のみならず周辺の自治体でも起こったわけでありましてけれども、天童市におきましては企業の地下水を地域の住民あるいは事業所の生活用水として無償で提供されたなどということがマスコミ報道としてなされたところでございます。寒河江市内においても、自前の水源を持っておられる企業もあるというふうにも思います。そういったところと連携などについて模索をしていくということは、災害時におきます応急給水の対応ということを考えますと必要なことではないかというふうに思いますので、その辺のところの実態調査などもさせていただいて、いろんな工夫をしながら、安全・安心をつくっていければというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 天童市では、生活用水に限定をされたというようなことでありますが、もしかしたら市内には飲料に適するような水をお持ちの会社があるかもわかりません。私もわかりませんが、そういうことでぜひ検討なさる際にはそういうものも含めて御検討を願えればというふうに思います。

次に、通告番号8番の教育行政について、教育委員長にお尋ねしたいと思います。

松江市の教育委員会が、原爆の悲惨さを描いた漫画「はだしのゲン」(中沢啓治著)の閲覧制限を全小中学校に要請していた問題で、8月26日、市教育委員会による臨時会議が開かれ、閲覧制限を求めてきた手続に不備があるとして、閲覧制限を撤回し、学校の自主性に任されることが決まりました。閲覧制限を撤回したことは喜ばしいことでありますが、言論や表現の自由、知る権利などの重要な視点がそらされ、内在している問題が解決したわけではありません。会議では、「漫画の内容について残虐、暴力的な場面があるが、平和教育という意味で実績がある」という見解で一致し、市の教育委員長は「時代背景もあり、暴力を肯定しているのではない」と語り、一方、教育長は「発達段階で何らかの制限を加えることもあり得る」との意見を述べたとマスコミは報じております。

ところで、こうした動きの中で下村文部科学大臣は「学校図書館は子供の発達段階に応じて教育的に配慮する必要があると思う。設置者である教育委員会の判断で、学校に対して具体的な指示を行うことは通常の権限の範囲であり、法令上問題はなく、それぞれの自治体の判断」だとして理解を示しましたが、これについては憲法違反という指摘もあり、私はこれこそがまさに重大な問題だと考えております。

そこで、お尋ねしますが、こうした閉架措置に対する寒河江市教育委員会としての見解と、あわせて本市の学校図書館において閲覧制限などの措置がとられたことがあるのかどうか、その実態についてお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 松江という、ここから見たら遠く離れたよその教育委員会の判断について私どもが言及するのはなかなか困難ではありますが、新聞報道等によりますれば松江市の教育委員会の最終的な判断として、今議員がおっしゃられましたけれども、学校に対する閉架措置の要請に手続的な不備があり、要請そのものを撤回し、学校の自主的な判断に委ねるといふうなことでありますので、その限りにおいてはしかるべき判断であるといふうに考えております。

2番目の本市に関してですけれども、過去においてこういう事例と申しますか、要請を受けたことはございませんし、したがって措置を行ったという事例もございません。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 確かにほかの教育委員会の件でございまして、お尋ねするのも恐縮だなどいふうに思ったんですが、これからこうした問題が各地で出てまいりますと困ったことになるなといふうなものが念頭にありまして、お尋ねしたわけではありますが、それでは逆にお尋ねしたいといふうに思います。こうした問題が市の教育委員会に投げかけられた場合に、今申しあげましたように文部科学大臣は教育的配慮によって閲覧制限をすることは容認するような発言があったわけではありますが、閲覧制限をするような措置をとってほしいといふうな市民や団体からの要請があった場合にどのように対処されるか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 現在、本市におきまして学校図書館の蔵書、学校図書につきましては各学校の先生方が、もちろんでございますけれども予算の範囲内で教育活動に必要な図書を選定し、最終的に校長の判断のもとで購入するといふうなことになっております。その上で、議員お尋ねのように仮に市民の方から「ある学校図書館に、不適切な作品があるのではないか」といふような御指摘を私どもがいただいた場合に関してでございますけれども、教育委員会としましては改めて慎重かつ十分な検討を行うことが必要であろうといふうに認識しております。ただ、この場合、ある作品を閉架措置にするなどの閲覧を制限するといふうなことにつきましては、議員からもありましたけれども、こうした措置自体の是非が議論になってございまして、またある意味寒河江市なり一自治体の学校図書の問題といふうなことにとどまらない社会的な影響も極めて大きいものといふうに考えられます。したがって、このような場合にあっては学校の先生方の意見を十分に踏まえますとともに、有識者といふうのでしょうか、学識経験者等の意見等もお聞きするなどして、相当程度というよりも極めて重く慎重な判断を要するものといふうに認識しております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 もちろん慎重な検討をしていただかなければならないといふうに思いますけれども、要するに先ほど申しあげましたような例えば表現の自由とか、教育的配慮ということだけで、その基本的な根底にある部分については隠すようなことだけはしてほしくない、ぜひ全体のものをさらけ出して、議論をしていただきたいといふうに私は考えております。

ではもう少し、今問題といたしました漫画「はだしのゲン」について具体的にお尋ねしたいといふうに思いますけれども、これは松江市の教育委員会が後の会議でいろいろ議論したようでありまして、平和教育という視点で非常に実績があるといふうなことを言っているようでありまして、あるいは大変歴史的な意味が深いといふうな見方がある一方で、一部の団体や市民の中に、市民と

というのは寒河江市民じゃないですよ、自虐史観ということで、有害図書だというふうに指摘をしているような方々もおいでのございます。そこで、限定して恐縮ですが、「はだしのゲン」についてはどのような御見解を持たれているのかお伺いしたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいまの質問に直ちにお答えする前に、先ほどの答弁で「慎重かつ重い判断」と申しあげましたのは、議員おっしゃられるようないろんな問題点があるというようなことも踏まえての慎重な判断という意味合いでございます。また、ただいまありましたように、あるものに対する評価、あるいは歴史的事実に対する意見、評価というものは当然多面的、重層的といたしますか、あるいは立場、視点、関心によりまして当然多様性を持つものでありますので、そのような意味からも判断の際には慎重な判断が求められるという趣旨で申しあげました。

それでは、ただいまの「はだしのゲン」の作品評価に関してでございますが、この漫画につきましては本市内の多くの学校図書館に所蔵しております。これまで教育委員会として特定の作品を評価してきたことはございません。学校図書につきましては、まずは学校の先生方の考え方を尊重してきたということでもありますので、そういう意味から、ただいまの質問については不十分な答えになるんですけども、御理解を賜ればというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 なかなか個別の図書に関して見解を求めるといふようなことはいかかなものかというふうに私も思ったんですが、先ほど申しあげましたようにこうした現象が広がってくるということは非常によろしくないんじゃないのかなというふうに私懸念しておりますので、伺ったところであります。

ところで、今御答弁にもありました本市の小中学校の学校図書館にも置いてあるというふうなお話でございました。「はだしのゲン」の保有校数と、それから閲覧状況についておわかりになれば教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいま多くの学校においてというふうなざっくりした表現を用いましたけれども、小学校10校中8校、中学校につきましては3校全ての学校図書館にこの「はだしのゲン」を所蔵しております。

また、閲覧について何らかの制限を行うといった措置は現在とられておりません。

以上です。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大体わかりました。

最後に、仄聞するところによりますと、この「はだしのゲン」について文部科学省から何か問い合わせがあるのではないかというふうな話もあるように耳にしておりますが、実態を教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 現在のところと言っていいのかわかりませんが、文部科学省等からの問い合わせ等は一切ございません。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。これで私の質問は終わりますが、ぜひ現場のほうにこうした問題のあるときには任せるといふふうなことでの御配慮をいただければというふうに思っております。文部科学大臣が言ったからどうだ、あるいは誰が言ったからどうだでなくして、そのような対応をしていただければというふうに考えておりますので、よろしく御配慮いただきたいと思います。私の質問はこれで終わります。

散 会 午後2時41分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成25年9月9日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
舩田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸 事務局長
山田良一 総務主任

佐藤肇 局長補佐
兼子亘 総務係長

議事日程第3号

第3回定例会

平成25年9月9日(月曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再

開

午前9時30分

○鴨田俊廣議長 ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成25年9月9日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
9	非常時の対応と市民への情報伝達について	(1) 7月豪雨の際の災害に対する対応と情報伝達について (2) 水道の部分断水の対応などで反省すべき点はなかったか。あるとすれば今後の対策について	12番 新宮 征一	市長
10	学童保育の支援について	一昨年12月定例会での質問への答弁で (1) 施設の耐震診断や耐震済みの施設への移転なども視野に総合的に早急に検討するとされていたが、その後の経過について		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
		(2) 委託料の基礎となる人数カウントについては実態を検証するとされていたが、その後の状況について		
1 1	7月18日・22日の豪雨被害で明らかになった課題について	(1) 上水道断水関係について (2) 床下浸水と都市整備について (3) 寒河江川の濁りについて (4) 農業被害復旧の課題について	16番 川越孝男	市長
1 2	環境政策について	市で設置する合併処理浄化槽整備の課題について		市長
1 3	寒河江市消防団の組織について	(1) 火災警報器の設置状況と更なる啓発策について (2) 寒河江市消防団員OBの組織化について	9番 杉沼孝司	市長
1 4	想定外災害に対する危機管理対策について	想定外の地震と大雨の複合による寒河江ダムの決壊想定と寒河江川の洪水に対するハザードマップの作成について		市長
1 5	子宮頸がんワクチンについて	330万人の接種者数に対し2,000人の健康被害者数が出ている子宮頸がんワクチンについて2点伺う (1) 本市内の接種者数と健康被害者数について (2) 厚労省は「同接種の積極的呼びかけの一時中止を勧告」したが、本市の対応策について	11番 荒木春吉	市長
1 6	全国学力調査について	文科省は8月27日に今春実施の全国学力調査の結果を公表した (1) 本市内の小・中学校の現況分析について (2) 来年度に向けた向上策について		教育委員長

新宮征一議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号9番、10番について、12番新宮征一議員。

○新宮征一議員 おはようございます。

質問に先立ちまして、2020年のオリンピックが東京で開催されることに決まりました。国民の一人として、まずもってお祝いを申し上げます。

このことによって、我が国にも新たなエネルギーが生み出され、そしてまた大きな経済効果も予想されるわけであります。これをきっかけに東北の復興、そして地方の自治体にも何らかの形で、この経済効果が東京のみならず地方にも恩恵を受けられるよう御期待申しあげ次第であります。

早速質問に入りますが、今回の9月定例会では、9人の一般質問の通告者がございますが、そのうちの4人が7月の豪雨災害に関連する質問であります。

さきの遠藤議員、内藤議員からは広範にわたって質問がなされました。それに対して、市長のほうからも大変詳細に詳しく御答弁がなされておりましたので、通告しているこの課題について、私からは質問するものがなくなったような感じでございますけれども、市民から寄せられた意見なども考慮しながら、重複する部分に関しては極力避けて省エネ質問でまいりますので、よろしく願いをいたします。

まず、通告9番、非常時の対応と市民への情報伝達についてであります。

このことについても、せんだっての御答弁の中で詳しく御説明がありました。150件を超す、金額にして6億8,000万もの甚大な被害をこうむったわけでありましてけれども、幸いにして人身に及ぼすような災害が避けられた。これは非常に我々市民にとっても喜ばしいことであります。

それにしましても、市当局の懸命な、そしてまた迅速に適切な対応がなされたからではなかったのかというように思うところあります。

これらも含めて、7月豪雨災害に対する市長の御見解をお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 7月18日から大変な豪雨ということで、もちろん寒河江のみならず西郡、それから県内一円で被害が生じたところでございます。

寒河江のほうでは、先般も御報告申しあげましたけれども151件、6億8,000万円ほどの被害状況になっているということでありますが、151件のうち土砂災害が126件、それから水害としては25件であります。この水害の25件のうち床上の浸水が2件で、床下が4件というふうになっているのでございます。特に、田沢川の土砂崩落による河川の氾濫ということで、床上浸水が発生したわけでありましてけれども、下流の3世帯について浸水のおそれがあるということで、一時的に慈恩寺の活性化センターのほうに避難をしていただいたところでございます。

復旧に関しては県の管理でありますので、田沢川の土砂の撤去あるいは川の底を削るというようなところで被害の拡大を防いでいただいたということであります。

また、上野あるいは麓地内では山のほうからの出水あるいは土砂流出ということで、側溝から水があふれ出して道路が冠水したということで、交通どめを行って安全確保したわけでありましてけれども、この側溝に堆積した土砂を取り除くという作業を行っているところでありますけれども、今後、現場の土地の形状など要因を調査をして、抜本的な道路側溝を含めた排水対策なども検討していかなければならぬというふうに考えているところでございます。

それから、慈恩寺については前にも御報告申しあげましたけれども、市道への土砂崩落ということで住宅に土砂が迫ってまいりましたので、1世帯について避難をしていただいたところでございます。土砂の撤去の際に、杉の木を伐採しなければいかんということで、慈恩寺のほうから協力をさせていただいて土砂の撤去を行ったということであります。この慈恩寺地内の復旧に関しましては、今般の議会のほうにも予算として出させていただいておりますけれども、県の指定有形文化財に指定

されているということもあって、県の補助事業によって整備をしていくという計画でいるところでございます。

そういったところが大きな主なところでありますけれども、さまざま農地、農道の崩落、あるいは市道への土砂崩落など多岐にわたって被害が出ておりますので、専決処分あるいは今回の補正予算などを通して、今、国・県の補助をいただきながら整備を行うという計画でいるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今、御答弁いただきまして、やはり今回の対応については、まず万全を期してやられたなど、そういう感じをさらに強くしたところでございます。

ただ、市民の間からもいろいろ話がありましたので、それらを含めて、含めてというよりも、それらに基づいて質問させていただきますが、今回のこの災害に関しては、今、市長からもありましたように、土砂災害であるとか道路の崩壊であるとか、いろいろなそういった災害があったわけですが、特に今回、多くの市民に影響したのが水道の断水の問題であったわけですね。

これらに対する周知、いわゆる広報なども広報車を使ったり、あるいは携帯によるいわゆるエリアメールを活用したり、そしてまたそれぞれの該当町会長に伝達をして、市民にその状況を知らせるとい、何重にも伝達手段が使われたわけでありまして、この中で、特に身近に誰でもがわかるように伝達されたのがエリアメールだったんですね。ところが、このエリアメールは、今回の場合、ドコモの機種には何回も送信されました。受信できました。まさに現代社会における非常にすばらしいものだなというように感じたわけでありまして、これ、ほかにもauとかあるいはソフトバンク、さまざまな携帯会社があるわけですが、ドコモだけに限らずそうした携帯会社との連携によって、これらの情報を伝達するという方法はとれないものかどうか、お伺いをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど豪雨による被害ということで申しあげましたが、もちろん断水ということで市民の皆様大変御迷惑をおかけしたわけでありまして、この断水についての情報を、逐次市民の皆様にお伝えをするというところで、先ほど新宮議員からもお話がありましたけれども、事前の回覧、町会への回覧あるいは広報車を回す、それからエリアメールを使う、また市のホームページなども使う、それからNHKデータ放送なども使用してということで、なかなか1つの広報手段であれば伝わらないというケースが多々あるわけでありまして、これは重層的に広報、媒体を使ってお知らせをするというのが、やはり鉄則だというふうなところがありまして、なるべくいろいろな方法でお伝えをしてきたつもりでありますけれども、広報車を回しても、なかなか走りながらアナウンスをするので聞き取れないとか、あるいはホームページなどもお年寄りの方は見ないとか、あるいは先ほど御指摘がありましたけれども、エリアメールについてもドコモからしか入らないのはなぜとか、そういうところで、やはりいろいろ今回の断水については初めてのケースだと言っても過言ではないわけでありまして、事前にきちっと準備態勢を整えておくということが必要なのでありますけれども、緊急事態ということもあって、いろいろ市民の皆様からも声をいただいて、さらにそれを整理をして、課題を整理して対応していくということがやはり必要になってきているというふうに思います。

御指摘のエリアメールについては、ドコモについては既に契約をしてそういう情報発信をしていた

わけでありますけれども、au、ソフトバンクについても比較的簡単に契約をして利用できるようになるということでありましたので、早速そういう契約をさせていただいております。そういったことで、その点についてはまず改善をさせていただきました。いろいろなところで、そういう課題についてはできるところから、やれるところから実践をしていくということが必要だというふうに思いますし、今回の定例会にも上程をさせていただいておりますけれども、防災行政無線などについては、一斉に迅速にそういう市民の皆様へ情報を伝えられる一つの手段ではないのかというふうに思っておりますので、整備をさせていただくということで予算を計上させていただいているところであります。

そういったことで、今回の事態を非常に冷静にあるいは前向きに捉えて、さらに改善をして市民の安全・安心につなげていきたいというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** ドコモだけでなくauあるいはソフトバンクとのそういった提携もできるというよな、今、御答弁でありましたので、やはり広報の上では非常に大事な部分であるということでありますので、今後に期待したいと思います。

次に、もう1点お尋ねしたいのは、今回のこの災害で、冒頭にも申しあげましたように、広く市民に影響したのが断水問題であったわけですね。先ほど市長からもありました。確かに広報活動でも広報車を回して広報をしても、車が移動しながらアナウンスすると。したがって、なかなか聞き取りにくい部分もありましたでしょうし、また、細かい道路まで入れない部分などもあつたらうというふうに思います。

ただ、今回のいわゆる断水区域が柴橋地区、高松地区、南部地区及び寒河江地区の一部と、こういふことであつたわけですが、この寒河江地区の一部、この辺の区域の断水になるかならないかという、その境界といいますか、その辺にちょっとした誤りがございました。

確かに、同じ町会でも断水になった部分とならない部分と分かれたというのは、これはわかるわけですね。当然、町会の区域というのは地上のいわゆる道路とかさまざまな要件を勘案しながら町会の区分はなされるわけで、水道管というのは、いわゆる地下にもぐっているわけですから、我々市民がどういふふうなルートで来ているかというのは全くわからないのが、これ素人の見解なんです。

たまたま、私の地区がその1つの例になるわけですが、同じ六供町地区なんです、そして同じ町会でも、約半分が断水になって半分が断水にならなかったと。したがって、その断水になった部分、いわゆるエリアメールを見ても柴橋地区とか南部地区とか、そういったものが表示されていまし、線路の南側、いわゆる船橋、元町地区などは町会ごとにエリアメールのほうにも表示されておつたわけですね。

しかし、六供町というものが全くなかつた。それは、後で聞きましたところ、いろいろチェックしたんだけどちょっと見落とししたというようなことでありましたので、あえてこれを責任を追及したりだとか、それはないだろうというふうに責めるつもりは全くございません。これはあつても決して不思議でないわけですが、何のことはない、長岡山の配水池から給水している地域というのは断水にならなかった。いわゆる自己水源だつたわけですね。

寒河江川から取水している、いわゆる木の沢配水池から供給されている地域が断水になったと、こういうことなんですけれども、私のところの状況を見ますと、JRの線路があつて沼川があつて、そして長岡山の配水池というのはすぐ近くにあつて、誰もが長岡山から給水されているんだらうという

ふうにしておいたわけですね。したがって、その町会で分かれた、したがって見落とししたというかそういったことがあったので、私どもの地域には、その広報車も回らなければ、もちろん町会長にもそういった伝達がなかったし、エリアメールでも、それから漏れておいた。

これを責任を追究するつもりは全くございませんが、同じ地域、私どものようなところであれば、同じ長岡山の配水池からのルートの変更をできないものか、このような声も聞かれたわけであります。

もちろん、配水池同士のループ化というのは、前の質問の中でも市長が答えておりましたように、今後県とのさまざまな協議会や何かの場で広い角度から検討されるということでありましたけれども、単純に隣まで来ているわけですから、その辺を地形によって、線路があって沼川があって、その南側、北側で断水されるというのならこれわかりますけれども、同じ地域での断水される地域と分かれるという部分、その辺で同じルートに変更するということが不可能なものかどうか御所見を承ります。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新宮議員御指摘のように、1つの町会の中で2系統の配水系から供給されている地域、具体的には六供町の6町会になるんでありますけれども、そういった地域は市内で5つの町会があるのであります。6町会、それから本楯の1、2、それから越井坂の1、2というようなところで、1つの町会が2つの系統から入っていましたので、片方は断水をして片方は断水をしないというようなところがあったわけであります。

我々のほうとしても、そういう地域はさらに、特にきめ細かく広報をすべきところであったわけでありますけれども、先ほども御指摘がありましたとおり、なかなかそこまできめ細かく広報が行き届かなかったのではないかというふうにして、非常に心苦しく思っているところであります。

今後、こういうことがないように、きちっと丁寧に広報体制を充実していくということが、まず1つあろうかというふうに思います。

それから、こういうことは二度とあってはならないことですが、また断水するという想定した場合に、できれば同じ系統のほうから水が来て、町会全体が1つの情報を共有できるような体制がとれないのかということもあろうかというふうに思います。

これまで、そういう系統で整備されてきたという、いろいろな経過がある。あるいは地形的な問題もあろうかというふうに思いますけれども、地域の皆さんにとっては、できれば1つの系統のほうの方がよろしいのではないかというふう到我々は思っておりますので、今回の事例をいろいろ検証させていただいて、特に先ほど申し上げた5つの町会については、できるだけ、できる限りそういう1つの系統に改善をしていけるところは直していくということで検討させていただきたいというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** 検討していただけるということですので、今回の事例だけでなく、逆に言えば全く逆のケースも考えられるわけですね。寒河江川から取水しているほうが逆に断水にならなくて、何らかの事情によって長岡山配水池のほうで断水になるという可能性も全くないということは、これは言い切れませんので、これは今後の課題としてそんなに急ぐ必要はないと思いますけれども、これらがいわゆる広報の上でもそういった部分が出てきましたものですから、我々、素人としては単純にそんなことを考えたところでございます。

それから、もう1点といいますか、かなり住宅の密集地が、寒河江地区とか南部地区とかどこも同

じなんでしょうけれども、密集地が断水になったという現実がございます。聞くところによりますと、消防署の車両が、要するに広報活動、いわゆる火災予防の呼びかけ、これをなされたというふう聞いておりますけれども、やはり車が大きいために小路にはなかなか入り切れない。それから、先ほど市長からもありましたように、いわゆる走りながらの広報ですから、なかなか聞き取れない。これはさほど大きな問題でないと言えればそれまでなんですけれども、一旦火災が発生した場合には、消火栓が全く用をなさないというように、場合によっては大変な火災、災害を及ぼす可能性もあったのではないかとということで、消防署もそういった行動をとっていただいた、あるいは消防団のほうでも、分団によって何らかの方法で広報活動をなされた、火災予防の呼びかけをなされたというふうにお聞きはいたしておりますが、やはり、危機管理という角度から考えた場合には、行政当局でも消防団に強く要請をしていただいて、団員が手分けして個別訪問をして火災予防の呼びかけをすとか、そういった方法も今後の課題としていかななものかなというふうに感じた部分がございますので、これに対する市長の御見解はいかななものか承りたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 断水している地域については、議員御指摘のとおり火災が発生をしても消火栓が使えないということでありますから、消火活動に対して大変大きな支障が出る。そういう場合は、特に絶対火災は起こしてはならないというふうに思います。

今回の断水の状況の中で、先ほど御指摘がありましたけれども、消防本部のほうで地域のエリアを喚起する、火の取り扱いを注意するというのを広報を行っていただいたところでもありますし、また、消防団のほうでも南部の第2分団、それから柴橋の第4分団、白岩の第6分団、それから醍醐の第7分団などで防火の呼びかけの広報を行っているところであります。

また今回は、断水の状況とともに洪水、大雨というような状況もありましたから、そういう最上川あるいは寒河江川等々の水位の上昇に伴っての災害の発生に対する事前の予防対策ということで、警戒、見回り、巡視パトロールということで消防団の皆さんには大変御協力をいただいたというふうに思っているところであります。

今後とも市民の安全・安心を守るという観点から、消防団とも十分連携をして、災害時あるいは断水時の対応などについても検証していきたいというふう考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** 確かに断水地域の火災予防だけでなく、自然災害に対する見回りなども非常に重要なポジションを占めたであろうというふうに思いますし、今の御答弁をいただいて、全くそのとおりだなという感じをしたところでございます。

先ほどからも出ておりますように、災害時のいわゆる情報伝達、広報の方法というものに関しては、さまざま先ほども申しあげましたし、市長からもあったわけですが、最終的には、今回のこの9月議会に2億7,500万の補正予算が組まれて、防災行政無線の整備にかかれるということでありますので、これらが整備されれば、今申しあげたようなさまざまな部分もおおむね解消されるのではないかなというふうに感じます。

これは、昨年12月の一般質問で私も市長のほうに御意見を申しあげ、提言を申しあげたところでありましたけれども、そのときから市長も、その防災行政無線の必要性というものを十分に理解をしていただいて、前向きに検討された結果、今回のこのような予算計上というふうに至ったのではないか

などというふうに感謝しているところでありますが、この防災行政無線の整備は、どの時期から始まってどの時期にこれが完備されるのか、完了されるのか。その時期的なものを承っておきたいと思いません。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この防災行政無線については、さきにも御説明申しあげましたけれども、2つのシステムがあるというわけでありませう。

市民の皆さんに一斉に伝えるための屋外に拡声器的なものを全域に配備をする。いわゆる同報系と言われるものであります。それから、市の内部でいろいろな情報のやりとりをしていくというための車両、車に設置するもの、あるいは携帯用の移動の整備をするものというようなことで、これは移動系という2つのシステムがあつて、それを同時に整備をするということでありませう。

非常に多額の費用をかける事業であります。そういうものをきちっと整備をして市民の安全・安心につなげていくということで、今回、9月補正予算に計上させていただきました。議会の御議決をいただければ、10月に設計の発注を行いまして、来年の1月から工事に入りまして、10月の完成を予定しているということでありませう。

前にも申しあげましたけれども、そういう非常時での活用のみならず、平時のときもさまざまな行政情報についての的確に市民の皆さんにお伝えをしていくというためのシステムにもしたいなというふうに思いますし、できればそういう平時の利活用については、地域の中でも利活用できるようになっていくんだというふうに思いますから、ある程度マニュアル的なものも準備をさせていただいて、利活用が活発になっていくようにしていきたいというふうなところで準備を進めたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ありがとうございます。

これ、今回の定例会に補正予算が組まれておりますし、今、市長から議会で通ればというお話がありましたけれども、これは我々議員としてもぜひとも実現していただきたいというふうな、大変大きな事業であるというふうに思いますので、まず、間違いなく議会のほうは通るであろうというように、私個人的な考えですけれども、それはもう間違いないだろうというふうな感覚でありますので、ぜひ、今申されたように、予定どおりに設備が完成されることを御期待申しあげまして、通告9番に対する質問は終わります。

次に移ります。

通告10番の学童保育の支援についてであります。これも一昨年の12月に一般質問で市長の御見解を承っております。これも、そのときにも市長からは、振興計画の中で重点プロジェクトの一つで子育て支援の重要な施策であるというふうな御認識を示されました。

そのときに申しあげましたように、まず子供の生命を守る、命を守るという立場からいっても、特に公共施設でなくて民間の施設を借りて運営している実態がまず多いわけなんです。そうしたときに、まず、今問題になっている耐震の問題、これは今後どうなされるのかということをお尋ねした記憶がございますが、そのとき市長からは、やはり今後、さまざまな角度から検討しながら、あるいは耐震済みの施設への移転なども視野に入れながら今後検討してまいりたいと、こういった御答弁をいただいたところでございました。

これについて、その後どのような経過をたどって、どういう現状に今置かれているのか、その点について御見解をお受けいたしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 学童保育の整備充実ということについては、寒河江市における放課後児童対策の柱として鋭意取り組んできているのは、御案内のとおりであります。

ことしの4月から、高松小学校区に「せせらぎクラブ」という学童保育が開設をいたしまして、市内には10カ所になりますが、356名の子供たちが、そこで遊んだり学んだりしているという状況であります。

学童保育施設の耐震化の進捗状況ということですが、10施設のうち小学校を利用している施設は3施設あります。その3施設については、小学校自体が耐震化を完了しておりますので、その施設も完了しているというふうになります。

それから、南部の「なかよしクラブ」については、南部の公民館にあるわけですがけれども、今、耐震工事中であります。間もなく完成の予定でございます。

それから西根の「第2ねっこクラブ」、それから柴橋の「やまびこクラブ」については、設置の年度が新しいので耐震化の必要性はないという、新たな耐震工事は必要ないということになります。

それから、そのほかに民間から借りている施設のうち寒河江小学校区の「きらきらクラブ」については、これも御報告申しあげましたけれども、フローラ4階のほうに移転するというようなところで、10月には移転していくという予定であります。

そこで、新宮議員からのお尋ねは、わんぱくクラブについてどうなのかということだろうというふうに思います。

わんぱくクラブについて、3カ所あるわけですがけれども、今月中に耐震の診断をする予定になっていきます。それで、どうするかということになるわけですがけれども、診断をするまでもないというか、今、第1、第2については大変今の施設が古い施設でありますから、そこをどうしていくか。これからどういうふうにしていくかということに特になるんだろうというふうに思います。というのは、いろいろ方法があるわけですね。今の施設を耐震工事をしていったまま使うのか、あるいは新宮議員が先ほどおっしゃいましたけれども、新たな既存の施設に移転をしていくのか。それから新たにまた新築をしていくのかなどということで、これまでいろいろ保護者の皆さんとも何回となく意見交換をさせていただいて、議論を深めて協議をしてきたわけですがけれども、正直、まだ具体的にどうしていくかということについて、結論が出ていない状況であります。

我々としては、御指摘のとおり、子供たちが安全・安心に学童クラブの中で過ごしていただくということが第一でありますので、これはできるだけ早くその対応を決めていく必要がある。間もなく耐震診断をしますから、その結果に基づいて、どういう方法が可能かどうかも含めて、できるだけ早く、また対応策を関係者の皆さんと協議をしていければというふうに思っているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 ただいまの件につきましても、非常に前向きに検討されておられるようでありますので、今後の推移を見守りたいというふうに思います。

それから、前回の質問のときに特に取り上げた課題で、市のほうから助成を出していますよね。こ

これは運営体はそれぞれのクラブによって違うわけですが、市のほうから助成をしている。そのいわゆる基本になる、一番ベースになるのが子供の数なんですね。

今、市長からもありましたように、寒河江市全体では、ことしの高松も含めて全体では10カ所の356名の児童が学童保育を利用していると、こういうことでありますけれども、小学校の低学年、つまり3年生までは1人は1人なんですね。ところが、高学年、いわゆる4年生以上になりますというところと2人で1人、つまり1人の生徒が0.5ポイントきりカウントされないというのが現実なんですね。

しかしやはり、学童保育そのものの施設のいわゆる役割というか、そういったことから考えても、高学年であっても、できれば1人は1人で換算していただければ、ある意味では手厚い支援がなされるのではないかなというように申しあげました。

これに対しても市長からは、さまざまな角度から検証をまずしてみたいと、こういうふうなことでありましたが、これについても、その後の経過、あるいは現状についての御見解を承ります。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、学童保育の施設の運営については、市からの委託料と保護者の皆さんから御負担をいただく保育料ということで、それで運営をいただいているというふうになっているところでありまして、市のほうからの委託料についても、国・県で補助基準というものを決めていくわけでありまして、市のほうでその基準に上乘せをさせていただいて交付をしているという状況であります。

4年生以上については、御指摘のとおり1人分を0.5人ということでカウントさせていただいて、そういう計算をして委託料をお支払いしているということではありますが、4年生以上について何で0.5にカウントするかということについては、御案内と申しますけれども、児童福祉法において、学童保育の対象は「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」、つまり小学校3年生までとされているところが1つの根拠になっているところでありまして、寒河江市においては4年生以上でも受け入れているというところを踏まえて、そういう対応をさせていただいているところでございます。

前回の御質問があったときに、検証をさせていただくということを申しあげましたが、昨年、山形県の学童保育連絡協議会が調査をした資料がございまして、それによりますと、児童数が40人規模の場合の委託料の基本額というのは、県内の11市町の平均で、加盟しているのがそういうところ、11ありましたので、平均で324万4,000円となっているようであります。これ、児童数が40人ということでもあります。

これに対して、寒河江市の場合は4年生以上が約23%でありますから、そういうのを割り引いてカウントして計算をいたしますと、それに相当する額については343万円というふうになっているようであります。そういう意味で、11町村の平均よりは若干高い水準になっているのかなというふうに思っているところであります。

また、現在の状況を見ますと、御案内と申しますけれども、平成27年度から、「子ども・子育て支援新制度」というものが実施をされる、27年度から実施をされる予定であります。現在、その準備に鋭意取り組んでいるところでございます。

そういう状況にありますので、現時点において、今の寒河江市の委託料の基準というものについては見直すような状況にはないのかなというふうに思っています。

と申しますのは、新しい制度の中で学童保育というのは小学校6年生までの児童を対象にするという制度になる予定だというふうに聞いているところでありまして、そして学童クラブの職員数、開所日数、開所時間の基準について国が示す基準を踏まえて市町村が条例で規定するというふうになると聞いているところであります。

その運営に必要な委託料についても、国・県交付金の対象になって、これらの基準額については、現在、国において検討をしているというような状況であるわけでありますので、我々としても、こういった状況を踏まえて、先ほど申しあげた委託料の算定方法などについても、国の動向を十分見きわめていく必要があるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** これは他の市町村よりも県、国、あるいはそういった基準よりも寒河江市ではさらに上乘せをして対応してこられたということでありますので、これは感謝のほかございませんし、今の答弁でございますけれど、平成27年に国のほうでの新たな指針が示されると。それらを見きわめた上で、今後どうするかというものは検討してまいりたいと、こういった御答弁でございましたので、その趣旨を示された段階で、やはり新たに寒河江市は寒河江市としての考え方なども盛り込んだ中でやっていただきたいというふうに思います。

先ほども申しあげましたように、市内小学校中7校で開設されているわけですね。そして、施設の数としては10施設であります。そして、児童数が356名、この数を見たときに、非常に大きな数なんですね。寒河江市の小学校の生徒が2,393人といたしますと、ほぼ14.8%、15%近くの子供さんがこの学童保育を利用されていると、これが現実なわけですね。

別の角度からいえば、もう寒河江市の小学校の中以上の数になるんですね。寒河江小学校440人、中部小学校が630人というようにマンモス校がありますけれども、それに次ぐような、人数そのものを見た場合に、そういうふうにも見えるわけであります。

そんなことから、この学童保育というのは、先ほどから申しあげておりますように、少子化対策、こういう角度からも非常に大きな役割を持たれるのではないかなというふうに思います。単純に子育て支援という、そういった部分だけではなくして、いわゆる全体的な、もっとマクロ的な子育て支援というものから、さらにもう一步大きい角度で、いわゆる今、喫緊の課題になっておりますところの少子化対策の一環であるということも御認識をいただいて、今後の対応に心配りをさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いを申しあげます。

以上で質問を終わります。

川越孝男議員の質問

○**鴨田俊廣議長** 通告番号11番、12番について、16番川越孝男議員。

○**川越孝男議員** 通告に従い、順次質問しますが、通告している項目が多いことから端的に伺ってまいりたいと思います。

通告番号11、7月18日、22日の豪雨被害で明らかになった課題について伺います。

1つは、上水道の断水関係について伺います。

これまで、今、新宮議員からもお話がありましたように、3名の方々が既に質問されていますので、重複を避けて伺ってまいりたいと思います。

1つは、住民周知、伝達のあり方について。とりわけ町会長を通じたルートに限って伺ってまいりたいと思います。

今回のルートで市民に伝わっていないところが多くあったと聞いています。伝える側である市の町会長を通じて市民に周知してほしいとの思いと、受け取った町会長の町会長個人に対する情報提供との認識のずれであります。このことをどのように把握し、改善するのか、まずお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の断水の事態についての市民の皆さんへの情報伝達の方法については、先ほども申しあげましたけれども、1つの媒体のみならず多くの媒体を使って複合的に、重層的に伝達をしていくということ、できるだけ心がけさせていただきました。広報車を回したり、あるいはエリアメールを使ったり、ホームページを使ったりというようなことで対応させていただきました。

その中で、広報車ではなかなか動きながらのアナウンスなので聞こえづらい、あるいはホームページはお年寄りは見ないなどということで、市民の皆さんに十分伝わっていないのではないかとというような御指摘も広報をしている最中にもございましたので、我々としては、断水の発生のおそれがあるということについて町会長さんのほうに情報をお知らせすべきだということで電話で御連絡をさせていただいたところがございますが、そういう中で、町会長さんから町会の市民の皆さんに伝わらなかったということもあったかというふうに思います。

そういう話は後日お聞かせをいただいたところでもありますので、そういったさまざまな広報体制に対する課題も浮き彫りになってきているところでもありますので、そういった課題を何とか解消していくべく、我々としてはいろいろな対策を講じていきたいというふうに思っているところでありますし、今回の議会のほうでも、そういった関連の予算なども計上させていただいているところであります。御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 極めて明確だと思うんです。伝達した際に、市民の方々にお伝えくださいという趣旨を盛り込めば済むことなんですね。それが触れられていないという、このことを指摘をしておきたいと思います。

次に、市の水道水は市独自の井戸水と村山広域水道からの受水で賄われています。今回の豪雨で村山広域水道から供給が停止する事態が起きました。今後市長は、この前、そのどちらかからの給水停止があった場合をも想定した対策が必要だと言われております。だとするならば、4つの配水池にそれぞれから送水可能にしておくべきだと思います。

具体的には、平野山配水池にも自前の水を送るようにすること。また逆に、村広水を長岡山配水池と慈恩寺配水池にも送れるようにすべきだと思います。

この見通しを含めて市長の見解をお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の断水を受けて、まずそういう1つには村山広域水道の供給停止の場合を想定をして、どういう対応をしていくのかということと、必ずしも村山広域水道が今後断水をするというこ

とも限らない、逆のケースもあり得るというようなこともあろうかと思ひますし、どの程度そういうバックアップをしていかなければならないのか、できるのかということだろうというふうに思ひます。

完全バックアップということになれば、基本的に倍の施設を用意をするということになるわけですが、もちろん経費の問題などもあって、どこまでそういう施設が可能かどうかということもあろうかと思ひます。

1つは、前からも申しあげておりますが、送水管をつなぐということがあろうかと思ひますけれども、つなぐだけでは基本的にバックアップにはならないわけですね。やはり根っこのところの送水能力、量を確保していかなければならないというふうになるかと思ひます。

そのためには、1つには池を大きくする、予備のタンクを準備をする。さらには水源を新たに設ける、根っこのところですね。それから、前にも御質問を受けましたけれども、寒河江市単独ではなかなかバックアップできないということになれば、ほかの地域からの支援のための体制をつくるなどということを経営的に考えていかなきゃならんというふうに思ひます。

そういったことを、どのくらいの投資効果ということも踏まえて、可能性があるかどうか、あるいは現実問題として可能かどうかなどもやはり調査をしていかなければならんというふうにも思ひますので、そこら辺については、できるだけ早く、そういう方針などを決めてお示しをしていかなければならんというふうに思っているところでありますので、今回の事態を受けて、さまざまな角度から検討していきたいというふうに、今思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ、もし断水した場合に、供給がですね、水道水が、市から出すほうが断水するというようなことのないように、まずしていただきたいというふうに思ひます。

それで、市の水道ビジョンを見ますというのと、今回のような事態は想定していません。村広水から水が断水するというふうなことは想定していませんでした。しかし、現実に起こったということと、それから先日の市長の答弁でも、村広水から来なくなるということも、そしてまたもちろんどういふ事情というか、事情はいろいろ、寒河江は活断層もあるわけでありまして、寒河江の深井戸が機能しなくなるということも想定されるというお話がありました。

したがって、全面村広水から、例えばストップした場合も想定をすべきだというふうに思ひます。そうした場合に、寒河江市での毎日必要とする2万トン確保するためには、その対策の、確保すべき量というものは何%というふうに考えておられるのか。それは対策上の基本だというふうに思ひますので、そういう場合の必要量に対して何%の計画を立てるお考えなのかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市のほうでは、送水管のトラブルなどはあり得るわけで、断水というか今回の事態のような場合でなくても可能性もあるということで、配水池をそれぞれの配水系ごとに設置しているところでございます。

国の配置基準では、容量は12時間以上の分の配水池を用意しておくという基準になっているところでございます。寒河江市の場合、村広水から受水した水道水については、平野山の第2配水池で受けて、それを平野山配水池並びに木ノ沢配水池に分けるというような形になっているわけでありまして。

この容量については、合わせて8,400立米というふうになっています。それに、木ノ沢の配水池に

自己水源の地下水を送入するわけであります。これ、最大で約3,600立米ということになります。合わせて1万2,000立米になっています。

7月18日の大雨の際は、大口の利用者、企業などの皆さんから操業自粛あるいは節水をしていただいているところでありましたが、この水量であれば、約24時間の配水が可能であったというふうに我々は思っているところがございます。

何ほ確保すべきなのか、その水量はどの程度かという御質問でありますけれども、この件については、県のほうでももちろん今回の事態を受けてということになりますが、村山広域水道の機能強化についていろいろ検討を始めるというようなところも聞いておりますので、そことどういう関係があるかということ、やはりあちらのほうでどの程度の、いつ何時までに供給停止になっても復活できるかなどということ、あるいは日ごろの水量がどの程度幅を持たせて供給できるかなどということもありますので、我々としては、県の検討の状況なども十分勘案しながら想定をしていかなきゃならないというふうに考えているところであります。

いずれにしても、先ほど申しあげましたとおり、送水管を更新をしたり、あるいは深井戸を更新したり、新しく増設をしたりというような方法もあるわけでありますので、そこら辺も総合的に対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 寒河江市の深井戸は8本あるわけでありますけれども、この8本の井戸、水道ビジョンによりますと設置時と比較して46%能力が落ちているというふうに言われているわけであります。その理由を伺いたいと思います。

例えば、水脈そのものが、地下の水脈そのものが弱くなっている場合。また、深井戸の装置とか、このものが劣化をしてきているという場合。あとくみ上げるポンプの能力が落ちているという場合などが想定されるわけでありますけれども、実際、8本の井戸が46%落ちているというのはどういう理由なんでしょうか。

○鴨田俊廣議長 阿部水道事業課長。

○阿部 誠水道事業所長 お答えいたします。

水脈のほう弱っているというようなこととございます。長年使っていますと、水脈の途中のほうにあかといいますか詰まりが生じまして、集水力が低下するというようなこととございます。

井戸につきましては、常にメンテナンスを行っておりますので、装置あるいは管による能力の低下というようなことではございません。以上です。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そうしますというと、水脈、地下の水脈そのものが落ちているんだと。そして、10年ぐらいうると、やはり半分あるいはもっと、いろいろな8本のやつそれぞれ違っているようでありましてけれども、落ちていくんだというふうなことであるならば、やはり今の量を確保するためにも、新たな井戸を掘らないとだめなのではないかというように思います。

私も専門家でないからわからないんですけれども、地下の水脈というのはどういうふうにとまっているのではなくて流れているんだというように思いますけれども、同じ敷地の中に寒河江の場合も同じ深さを掘っている井戸が複数あるわけですね。しかしそれも違う水脈なんだというふうに担当者的なお話を聞くとなんですね。

そして、それが落ちてきているんだとすれば、やはり別な井戸を掘らない限り、現状のものも維持確保できないというふうに思うわけでありますけれども、逆にまた、井戸に入れる装置や何か、周り、ごみがつっかえるとかなんかという部分を別なものを入れる、あるいはポンプの能力をアップすることによって、同じように、当時掘ったときの井戸の能力を維持できるんだとするならば、掘ったときが、設置当初は2万620立方なんです、1日。今現在は1万1,034立方になっているんですけれども、もし水脈そのものが、そこに入れてやった附属の部分が目詰まりしたりなんかとなれば、そいつを上げてそこに入れて、そしてポンプも性能のいいものにすれば、2万立方確保できるとすれば、1日当たり村広水から買っても要らなくなるわけですよ。

だけれども、これはまさに一旦事故があったときにするというふうな形の中で、そういうリニューアルをただで例えができるんだとしたらば非常にいいわけでありますので、なかなか今の説明でも、私、納得というかできませんので、ぜひ研究していただきたいというふうなことをお願いをしておきたいと思えます。そうすれば、非常に展望が出るわけですよ。設置したとき4万立米出ているわけでありますから、お願いします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私も丁寧に説明をすればよかったのかもしれませんが、深井戸は、井戸を新たに掘るということだけでなく、それは増設ということを行っているんですけれども、それから深井戸の更新とおっしゃるようなことで、機能を復元させるための装備の入れかえ、設備の入れかえなども十分、そこは調査をして効果があるかどうかということも踏まえて、さまざまな方策を検討していかなければならぬというふうに思えますし、結論めいたことを言いますが、あらゆる方法を検討してだめなものではないというような形にいかざるを得ないのかなというふうに思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 先ほどの水道事業所長からいうと、水脈そのものがもう出ないんだというふうなことがあったものですから、ぜひ、そういうことも、改めて今、市長の答弁のように調査をしていただいて検討をお願いをしたいと思います。

次に、床下浸水と都市整備について伺いたいと思えます。

今回の豪雨の中で、米沢地内で床下浸水が起きました。以前、昔は宅地と道路は同じ高さで、その間に側溝があり、雨が降れば排水口となっていたわけであります。ところが、車社会になり踏切の高低差を解消するために、長い区間の中で側溝も道路もかさ上げ整備をされてきたわけであります。

その結果、宅地より高い道路や側溝になっているのであります。その結果、今回のような豪雨時には、宅地に集まった雨水は流れていく場がなくなり、逆に側溝からは低い宅地に大量の雨水が流れ込む状況となっています。したがって、道路整備や側溝整備に当たっては、雨水対策も含めたものに見直しをしていく必要があるのではないかと思います。

このような箇所の有無も含めて、点検状況もあわせてお聞かせをいただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいま米沢地区におきます大雨により水があふれて宅地のほうに流入をしてきたというようなお話がありましたけれども、1つは先ほどおっしゃったように、地形的な条件がそういう条件になってしまっているというようなどころがあります。我々のほうとしても承知をして、いろいろ

ろな対策をしていくということにしているのでありますけれども、道路より地盤の低い宅地というようなところで、今回の大雨では、この米沢の例のような箇所、合わせて4カ所程度確認をしているところでもあります。上野地内で2カ所、それから成人病検査センター付近で1カ所というようなことで、合わせて4カ所程度確認をしているところでもあります。

こういう事例については、何とか解消していくということで、その条件を検討していきたいというふうに思います。点検をさせていただきながら、以前、西寒河江でも大雨により冠水などがあって、平成14年に沼川放水路というようなところが完成をしたことによって、そういう被害がなくなったというようなところもよい例としてあるわけでありますので、その排水対策も含めて側溝整備について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ、そのようにお願いをしたいと思います。

沼川の放水路をつくったように、家全体がそういうふうに水没するというようなことでなくて、今回指摘をしているのは、昔はそのまま問題なかったのが、道路をつくることによって、新たなそういう問題が起きているという箇所があるんですね。

したがって、そういうふうに、私は道路の改修をするなど何かというのではもちろんありません。それは車社会に応じた整備というのは必要です。しかし、そうした場合に、そういう配慮をした工事をすべきだというようなことなんです。米沢の場合は両側です。西寒河江駅谷沢線がかさ上げだったために、米沢の神社のほうから来る道路もこうだったのが、そのところで上げているんですね。したがって、そっち側とこっち側の家は道路より低いという、水がたまるというふうな状況になっていますので、ぜひ、今、市長が言われたように点検をしながら対応策を講じていただきたいというふうに思います。

次に、3つ目の寒河江川の濁りについて伺いたいと思います。

国土交通省より清流日本一の認定を受けた清流寒河江川は、寒河江市のみならず西村山地域、山形県にとっても貴重な資源であります。ところが、7月の豪雨以降、寒河江川の濁りはおさまらず、今も続いています。

ダムがつくられる以前、私たちが子供のころは、数年置きに洪水で流木を巻き込んだ濁流を見ていました。しかし、雨がやんで数日すると、濁流はおさまったものであります。今回のような長期の濁りは記憶にありません。

7月30日から9月7日まで4回、私は実沢川から上流の根子川まで寒河江川の支流を見てきました。7月30日の時点で視覚では、目で見ると段階では支流の濁りはおさまって見えました。したがって、濁りのおさまった根子川の水が寒河江川となりダムに入って、出てきたときに濁った状態で放流されているのを見ると、寒河江川の濁りにダムが無関係とは信じられないのであります。

ダムは、洪水を防ぎ治山の役割を果たしています。しかし、清流寒河江川が長期にわたって濁っていることは、寒河江ダムの新たな課題として認識すべきだと思うんです。そして、全ての力を結集しながら対策を講じる必要があると思います。また、寒河江川の濁りの長期化は農業や観光などの産業を初め、地域の人々の暮らしや経済に大きく影響を与えているのではないかと思います。

そこで伺います。濁りが長期化している原因とダムの関係について、市長はどのように認識されているのかお尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としても、7月18日からの大雨によって寒河江川が濁っているというのは当然わかるわけですが、ある程度の日がちが過ぎれば、もとの我々のシンボルである清流寒河江川に戻っていくものというふうに思っておりましたけれども、その後にも雨が幾度となくあったということもあって、現在でも川の濁りが取れない状況になっているというふうに思います。我々としても、非常にゆゆしきことだなというふうに認識をしているところであります。

管理する最上川ダム統管理事務所などにお伺いをすると、この濁りはダムが完成してから今までにないような降雨量であったというようなところで、大変大量の濁り水が寒河江ダムに流入をしてきたというようなところがあるというようなところでもありますし、また、支川からの濁り水が入ってきているというようなところもあって、さらには新聞なんかでもありますが、濁りのもととなる粒子が非常に細かいので、それが舞い上がって濁りが取れないなどということが言われているようであります。

管理事務所のほうでは、下流への濁りを抑えていくということのために、表面の濁りが少ない部分を放流しているというようなところでもありますけれども、それでもなかなか取れないというような状況でありますし、ダムの管理事務所のほうでは、濁りを解消する対策というところは、今のところないというふうに聞いているところであります。

我々のほうとしても、非常にイメージとしては今のままでは大変よくないわけでありますし、新聞にもありましたけれども、ことしのアユなどは大変、これからは無理だろうというふうにも言われておりますし、また、サケは10月に上ってくるというようなところもありますが、その辺の影響も大変心配されているところでありますので、妙案ということにはなかなかないかもしれませんが、いろいろ突っ込んだ話を管理事務所、あるいは県のほうともしていかなきゃならないというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 市長、管理事務所とも協議をしていきたいというようなことのようでもありますけれども、私も管理事務所にも行っていろいろ説明を聞いたりしてきました。しかし、納得できない部分もいっぱいあります。山新の報道も見ていますけれども、したがって、やはり実際どうなのか。もちろんこれ、見てみるのと科学的に測定するのとの違いはあるというふうに思うんですが、ぜひ、そういう対応を、やはり行動を起こすという、一方的に向こうから出されたものを、ただ受け入れるということだけでなくやっていただきたいと思います。

二の堰親水公園などのこの写真、これが9月6日のやつだ。こういう状態なんです。こういう状態なんです。これが、こいつは前に私が撮っているやつです、これが。そして、8月の段階で撮ったやつも、全部写真も皆撮ってきておるんですが、こういう状態なんですね。したがって、濁りの長期化でかなりの影響が出ているのではないかというふうに思いますけれども、市ではどのように把握されているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ただいまも若干報告をいたしました、清流寒河江川としてのイメージということで、大変いろいろな面で影響しているのかなというふうにも思います。

もちろん、新聞にもありましたけれども、漁業の関係者からは、ことしのアユ漁については非常に

絶望的だなどということでも声が出ておりますし、また、10月はサケ漁などについても非常に心配されるというようなどころであります。

また、先ほどの写真なんかもありましたけれども、町中の用水路についても濁りが取れないということで、市民の皆さんは、そこら辺はやはり不安感というのは募らせているのではないかというふうにご心配しているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、こういう状態を困った困ったと言っているけれども、やはり、それぞれの関係機関で調査をしながら、対応策を講じていくということが極めて重要だというふうに思っていますので、前段、市長もそういうふうな趣旨のことを先ほど答弁されていますので、ぜひやって実効あるものにしないと、本当に寒河江のイメージがだめです。寒河江市のホームページを開くと、トップに良好なアユの生息する清流寒河江川というふうにバツと出るんですね。それがこの写真ですよ。きれいなのがバンと出るんですよ。そこが現実には真っ黄色というふうな状態では、やはりだめだというふうに思っていますので、早急に手を打つ、手を打っていただきたいというふうに思いますが、市長の見解をお聞かせをいただきます。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としても、寒河江の清らかな水、豊かな自然のシンボルであります寒河江川の清流を一日も早く取り戻すということが市民の願いでもありますので、ぜひ、関係機関のほうにそういった対策が講じられるように働きかけをしてまいりたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ、実効ある行動を期待をしたいと思います。

次に……。

○鴨田俊廣議長 川越議員、ちょっとお待ちください。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時15分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。川越議員。

○川越孝男議員 次に、農業被害復旧の課題についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど来、市長からも市内の被害状況を報告されておったようでありますけれども、私の住む谷沢地区でもかなりの被害件数がありまして、そして地域の農家の方々は、市の職員の皆さん、休日返上で現場に来て見ていただいて大変ありがとうございますというふうなことを言われておりました。ぜひ伝えていただきたいというふうなことでありますので、最初にお伝えをしたいと思います。

それでお尋ねをしますが、国の復旧支援制度、この制度の具体的内容がわからないんだと言うんですね、被害に遭った農家の人たちは、わからない。本来、被災農家が支援制度を理解をして、そしてもちろん全額支援になるわけでもないわけでありまして、個人負担があるわけでありまして、それも内容によっては率が違うわけでありまして、制度を理解し利用するかどうか判断できるようにすべきだとしていただきたいというふうな声が非常にあります。したがって、私も判断できるような対応をすべきだというふうに思うんです。

また、市独自の支援制度もあります。当然にして要綱があるんだというふうに思いますけれども、要綱が見当たりません。したがって、内容がわからないわけであります。

要綱、多分あるんだというふうに思いますけれども、そういう要綱についてはホームページにアップするというふうにこれまでも言われ、ほとんど載っているんでありますけれどもわからないという、こういう状況がありますので、ぜひ、こういう実態について、やはりそういう国の制度も市の制度も県の制度も、どういう中身だかわかって農家の方がこいつを使いたいというふうに言える、そういうことを事務的に支援、サポートするのが市の職員だというふうに思いますので、こういう実態、こういう声について市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 改めて今回の大雨によって被害を受けられた皆様に、心からお見舞いを申しあげたいというふうに思います。

なかなか国あるいは県の支援制度が農家の人に御理解をいただけない、わからないというようなお話でありましたけれども、少し弁解がましく申しあげるわけでありまして、実際、被害が生じたということになりますと、関係者の皆さんに対して、こういう制度がある、こういう内容だということと同時に、また、復旧の方法などについてもこういう支援があるんだというようなところで御説明をさせていただいて、いろいろ御理解をいただきながら、あるいは概算の事業費なども試算をさせていただいてお示しをして、農業関係であれば地元の負担などということも生じてくる場合もあるわけでありまして、その辺のところ御検討いただいて御理解をいただいて進めているというふうになるかと思えますし、国のほうでは、国の制度に従って事業採択などがされるということでありまして、市のほうでもそういう単独事業についても、そういう国の制度に準拠するような形で事業の採択条件なども設定をさせていただいているというところであります。

先ほど、土地改良などもそうでありましようが、市の補助制度について要綱はどうかということですが、現在、この補助制度については寒河江市土地改良事業補助金交付規則というものを定めておまして、この事業により実施をさせていただいているというところでありますので、改めて、別に要綱というものはつくっておりません。そういうことで御理解をいただきたいなというふうに思います。

いずれにしても、そういう支援制度についてなかなか御理解をいただけないということであるようでありまして、我々のほうとしては、この際、国の制度、県の制度、あるいは市の制度というのは基本的に災害時にはこういう制度があるというのは、あらかじめ決まっているものが多々あるわけでありまして、例えばそれを一覧表にして、こういう制度がある、中身はこうだ、こういう採択条件があるなどということを説明してごらんいただいて、内容もある程度わかるような、そういう資料などについては検討してつくらせていただきたいというふうに、今、考えているところでありますので、いろいろな声を拝聴しながら対応していきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 要綱も、さっき言ったのは、私は災害復旧の関係を申しあげているので、土地改良の関係でないんです。災害復旧、40万以上が国の対象になると。しかし寒河江市単独で13万から40万以下の部分については市の単独であるというふうになっているわけですから、したがって、そいつは具体的にどうなんですか、どこに要綱があるんですかというふうに、条例で徴収をする、13万から40万

以下の災害であっても市の単独でやる、そこから銭に集めるというような部分があるわけですから、そうでなくて市の単独の部分、そういうふうになっているものですから、その部分の要綱はどうですかというふうに聞いているので、それはまずいいです。

そういうふうなわからない部分もあるので、ぜひ今後対応していただきたいというふうに思います。

次、農地復旧あるいは農地復元費用に、今回もさくらんぼのハウスやさくらんぼの木など、上の畑が崩れてきて被害に遭ったところがあります。しかし、さくらんぼのハウスなどは、耐用年数を過ぎたもの、それから折れたさくらんぼの木などの撤去、こういう費用は含まないんだというふうなことを言われているんですけども、土を片づけるだけだと、施設や木については補助金出ないんだと、補助対象にならないんだというふうに言うんですけども、畑を復元するにはハウス、そこに壊れたものがあれば片づけないと畑にできないんだと思うんですね。だから撤去する費用なんていうのは、当然にして復元費用に入るのであろうというふうに思いますけれども、実際どうなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 例えば、壊れたさくらんぼのハウスとか、埋まった果樹の撤去費用などについてということでありましょうから、崩落土砂によりさくらんぼハウスや果樹が被災した場合には、被災農地の復旧と一体的に撤去することが合理的だというふうに考えられる場合などは、その費用も対象事業費に含まれるというふうになっておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 わかりました。ぜひそういうふうなことを、最初の被害に遭ってどうするかと相談している段階で、的確なアドバイスというか指導を今後お願いをしたいというふうに思います。

それから、現行制度では施設が壊れた場合に、施設の復元する、そのものに対しての補償がないんですね。耐用年数過ぎるとないんだな。例えばさくらんぼのハウスでいえば8年未満のものであれば復元、また建てる費用の補助がありますけれども、しかし、実際は8年過ぎたやつだって地域にいっぱいあるわけよね。20年ぐらい皆使っているものですから。

したがって、ぜひ対象になるように国や県に言っていただきたいという強い声がありますので、ぜひ、市長からはそういう働きかけをしていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 例えばの話でありますけれども、ハウスの被害に対する助成ということで、補助ということで、復旧のための資材購入費に対し補助制度があるわけでありまして、先ほど御指摘のとおり、要件としては耐用年数内の施設であること、また過去に補助金を受けてないようなものであることということであります。

その補助制度の内容は、資材購入費の3割または10アール当たり15万円と、いずれか低い額と、こういうふうになっているようでありまして、耐用年数を過ぎたものについては該当にならないということではありますが、市のほうでは、別に建てかえを要するというのであれば、さくらんぼ高生産性施設整備支援事業というものがございます。これは補助率3分の1であります。これは、耐用年数には特に関係がありませんので、そういったものを御活用いただければというふうに理解をしております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ、そういうふうな内容についても地域のほうに、農家の方々に的確に伝わるように配慮をお願いしたいと思います。

次に、12番目の環境政策についてお伺いをいたします。

市で設置する合併浄化槽整備の課題の関係であります。下谷沢の第10隣組10世帯なんでありましてけれども、合併浄化槽の排水処理が敷地内処理、いわゆる地下浸透方式が示されたことから、隣組長と下水道課が早急な対応をしていただいて、協議をしていただいて、地域での説明会を持っていただきました。これについても、地域の皆さん方非常にスピーディーに対応してくださったというようなことで感謝をしています。

このことについても、地域のほうからぜひありがたいと言ってけらっしゃいと。そして今後もよろしくというふうなこともあわせて伝えていただきたいというふうなことでありますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それで、具体的にお尋ねでありますけれども、その協議の際も、それぞれの家庭で合併浄化槽のさらにしみ込ませるための敷地内処理装置をつけるその場所が適地なのかどうなのかというのは、あそこ傾斜があるし、岩を削って家を建てているというようなところもあって、なかなかさまざまな条件がありました。

ということで、各家庭の地質調査の結果、敷地内処理装置を設置することが不適切な敷地が1世帯でもある場合は、浄化槽排水管理設による一般的な整備が必要になってくるのではないかと。くれぐれも、その10世帯の中で、この施設を利用できない世帯が生じるというふうなことはあってはならないというふうに思いますので、このことについての市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 浄化槽の処理水の主な放流先ということでございますけれども、中小河川、それから道路側溝、用排水路などありますが、いこいの森付近のように、道路側溝に入った排水が下流において農業用水路に流れ込むという場合は、放流が認められないということでございます。こうした場合には、浄化槽排水管を設置をするか、地下浸透方式による敷地内処理により対応するというようにしているところでございます。

したがって、敷地内の処理装置を設置できない場合については、浄化槽排水管を設置するか、あるいはまた地域内に排水の浸透先を数カ所確保して、数軒分の排水をまとめて処理する方法などが選択肢としてあろうかというふうに思います。

今回の場合、設置申請の時期や場所、それから地質等の調査の結果などによって状況が変わるというふうに思われますので、対象となる全世帯の皆さんから聞き取り調査を初め、掘削、浸透試験等の調査結果なども十分踏まえて検討していきたいというふうに考えております。

いずれにしても、排水先の確保が困難なために、市の浄化槽整備事業が利用できないなどということがないように対応してまいりたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 このことについて、この前も地域で説明会をし、話し合いをしながら、また調査をして再度話をするというふうなことになっておりますので、ぜひ、地域住民の理解と、それから今市長が最後に言われたように、利用できないなんていうことはあってはならないことでありますので、十分対応をお願いしたいと思います。

それから、敷地内処理装置を設置した場合、それが原因で地下水の水質汚濁や、もし地すべりなどが起きた場合は、市に責任があることを明確にしておくべきだと思います。このことについても見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 敷地内処理の装置については、市が浄化槽の排水先として設置をするものでありますから、市が所有し設置責任者というふうになるわけでありまして。水質汚濁やその他不都合が生じることのないように、日ごろから定期点検を実施をする、あるいは水質検査、敷地内処理装置における浸透状況の点検などを小まめに実施をして、性能の低下や周辺環境への影響が起きないように努めていく必要があるというふうに思っているところでございますし、万が一、敷地内処理装置からの排水に起因する水質汚濁や地すべり、地盤沈下などが生じた場合については、市の責任において対応することになるというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の市長の答弁で可とするものであります。

したがって、こういう問題、今も市長答弁があったように、聞き取り調査をしたりなにしながら、最終的に判断をしていくというふうな形になるわけでありまして。もちろん、地域の人も反対とか何か言っているわけでないですね。さまざまな心配があるわけでありましてから、それらが解消されるような行政と地域の人と一緒にになって取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思います。

そういうふうなことからすれば、地域の実情に合わせ、事前に調査説明をして関係者の了解のもとに進めるべきだったというふうに思いますし、今後、この種の事業に取り組む際には、ぜひそのようにしていただきたいというふうに思いますが、このことについての市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 浄化槽の整備事業については、御案内のとおり平成22年度に「寒河江市生活排水処理基本計画」の見直しを行って、これまでの全市下水道整備という方針から、現在の市街地周辺のいわゆる上流部に位置する地域について、市町村設置型の合併浄化槽による整備をするということで計画を変更したわけでありまして、そういった過程の中で、各公民館、分館単位で何回も御説明会をさせていただき、また御意見も頂戴をして、そして実施計画あるいは排水管の整備計画ということもつくらせていただいたところでございます。

そういったことで、今進めているわけでありましてけれども、ここに見ますと、やはりそれぞれ排水環境というのは千差万別というか、さまざまありますから、そういった状況に応じて、実際の整備の計画というものを検討して対応していくということが必要かというふうに思います。

これまでもいろいろ地域の皆さんには御説明申しあげてきたわけでありましてけれども、今後とも一層丁寧な説明をさせていただいて、御理解をいただきながら、そして整備のほうは迅速に対応させていただくよう努力をしまいたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 大変ありがとうございました。

以上で私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

杉沼孝司議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号13番、14番について、9番杉沼孝司議員。

○杉沼孝司議員 私は、新政クラブの一員として行政視察の中での成果と、議員活動の中で多くの市民から寄せられた意見について、通告番号に従い質問に入らせていただきます。

ことしは梅雨が明けないのかと思われるような長雨、広域水道の断水に至るような7月18日以降の豪雨、今度は30度を超える連日の猛暑日、40度を連日更新したところもあつたりと、異常気象による想定外のことが発生しております。

本市においても、これまでの質問の中で出ましたように、豪雨等による水道の断水は想定外だったのではないのでしょうか。昼夜を問わず対応をされた関係者の皆さんには、大変感謝申しあげたいと思います。しかし、今後しっかりした対応を立てておく必要があるものと考えられます。

通告番号13番、寒河江市の消防団組織について伺います。

消防団は、火災や水害など地域の災害発生時に多くの消火・救難救助活動を行っております。3年前の3.11大震災時にも、地域の消防団による救助活動が皆さんの心に深く刻まれているものと思います。活動中に津波により被災された団員の方には、心より哀悼の意を表したいと思います。

消防団の活動は、予防から救助活動まで多種多彩にわたり、大変重要な役割を担っているものであります。

しかしながら、最近の消防団員の加入状況を見ますと、昔と違って日中地元にいる団員は少なく、山形市や他の市の会社に勤めている団員が多いようであります。御承知のように、全国的に消防団への加入が少なく、定数を大きく下回っている状況のようです。本市においても、定数831名に対し団員数824名で、不足7名となっているようであります。これは、全国から見ると大変優秀な団員数と考えられます。

西村山広域行政事務組合の集計によりますと、本市における火災発生状況は、平成23年が建物火災8件、そのうち住宅が1件、その他が6件で14件というふうになっております。平成24年が建物6件、そのうち住宅が3件、車両その他4件で計10件、平成25年が7月末現在で建物4件、うち住宅3件、その他が9件で合計13件というふうになっております。

ことしの住宅火災時に現場に駆けつけましたが、その折に、近くにあった地域の消防ポンプが団員が集まらず出動できなかつたようであります。また、もう1件のほうは早く気づいたが、みんなに火事触れできなかつたと。昔は半鐘で早鐘を打って知らせたものだが、今は近代化で変わって、消防団員でないとだめなようだ。また、ポンプも出せないようでは困ったものだというふうな話が聞かれました。

火災などは起きないほうがいいわけですが、特に、火災は予防はもちろん初期活動が大事ではないかなと考えられます。

そこで伺いますが、火災予防のために火災報知器の設置は相当進んでいるものというふうに思いますが、その設置状況とさらなる啓発について、どのような対策をとられているのかお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 杉沼議員から火災報知器の設置状況ということでお尋ねがございましたが、火災報知

器については、平成23年6月1日から全ての住宅に設置が義務づけられたわけであり、ことしの6月1日時点での全国の設置率というのがございまして79.8%になっているようであり、山形県の設置率は81.9%ということでございます。寒河江市の全体の設置率は81.6%ということで、昨年と同じ時期より6.6ポイントふえているという状況でございます。

これをちょっと地域別に見てみますと、寒河江地区では77.6%、南部地区では81.5%、西根地区では82.7%、柴橋地区では76.8%、高松地区では89.7%、白岩地区では86.9%、醍醐地区では93.7%、三泉地区では92.9%ということで、若干地域ごとにばらつきがあるというふうにも理解しています。

この火災報知器については、各世帯に設置していただきたいということで、これまでも春と秋の火災予防週間の折、消防団員の皆さんから、未設置の家庭に対して訪問指導をしていただいて設置を呼びかけていただいているところでありますし、市のほうでも広報誌などによって啓発活動を行っているところでございます。

まだ100%には達しておらないわけであり、今後とも火災報知器設置の必要性について、改めて周知をし、訪問指導などもさらに充実をしていきたいというふうに考えておりますし、町会長連合会あるいは自主防災組織連絡協議会とも十分連携をとりながら、より一層の普及啓発に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまの設置率をお伺いしますと、地域間に相当なばらつきがあるというふうなようであり、これについては、何とかやはり消防の上、あるいは発生したらいち早く察知をすることから、平均してもっと高くなるように、100%目指して頑張っていただきたい。

この設置率、他の市と比べてみてはどんな状況になっているのか、わかればお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 富澤総務課長。

○富澤三弥総務課長 お答えいたします。

この設置率が他の市町と比べてどうなのかという御質問でございますけれども、おおむね村山管内の市あたりと比べてみますと、ことしの平成25年6月1日現在では、寒河江市は大体、先ほど市長の答弁のとおり県の平均レベルかなということでございますけれども、山形市で87.6%、天童市で82.3%、東根市で85.8%、村山市で73.7%などというふうなことでございます。

他市との比較もございまして、未設置世帯の解消のために、今後とも努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 寒河江市は結構いいほうの設置率かなと思ってみますと、山形なり天童、東根が87なり85ということで、非常に高いわけであり、できるだけ早く、他市に負けないような安全性を図られるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、通告番号14番、想定外災害に対する危機管理対策についてお伺いします。

昨年の豪雪による建物や園芸施設、さくらんぼハウスへの甚大な被害、ことしは山形、秋田、岩手や山口・島根両県を襲った7月の豪雨、さらにまた8月24日には、島根県江津市では午前1時10分から午前4時10分までの3時間雨量が観測史上最大の201ミリを記録したと。そして、午後1時までの24時間雨量では412ミリと、途方もない、とてつもない降雨量となり、土砂崩れによる民家の倒壊、

多数の死者、行方不明者の発生、江津市など2市2町では1万6,288世帯、3万6,766人への避難勧告が出されるなど、記録的な大雨となっております。

国内だけでなく、海外でもフィリピンのマニラ首都圏ケソン市にあるダムで貯水量が限界を超え、水があふれ出し、洪水や鉄砲水で死者・行方不明者20人、被災者は100万人超と想定外の被害に遭っているようです。

我が市の水がめでもある寒河江ダムは、平成23年に同僚の阿部議員の質問に対する回答では、20年6月の岩手・宮城内陸地震や、一昨年(2021年)の3.11東北地方太平洋沖地震時には、堤体上部で震度4でも異常はなく、ダムの築造に当たって地震対策や強度・安全対策などが施されており、安全性が相当程度保たれているのではないかと回答と、ダムの安全性について国でも検討していくと回答で、想定外のことを想定して、市でも防災対策を講じていくと思っておりますと回答でありましたが、その後、どのようなシミュレーションを行い対策を講じたのか伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このたびの7月18日の豪雨については、寒河江ダムの上流において254.4ミリメートルという大変な雨を記録をしているわけでありまして、ダムへの最大流入量については、1秒間に約1,290立方メートルということで、ダムが運用を開始をしてから最大の流入量というふうな記録になっているようでございます。

今、1,290立方メートルと申しあげましたけれども、寒河江ダムの安全な流量というのはどの程度までかということでは、1秒間に2,600立方メートルまでというふうなことでありまして、その安全性については、十分、今回の雨の量では確保されているという話をお聞きをしているところでございます。

また、最上川のダム統管理事務所によりますと、寒河江ダムの洪水調節能力というんでしょうか、寒河江ダムがあることによって、どの程度の洪水が調整されているか、洪水にならないような措置がなされているかということによりますと、ダム下流の西根地点では寒河江川の水位を約1.0メートル低くさせる効果があったというふうに推測されているというふうに聞いているところでございます。

この寒河江ダムについては、先ほど杉沼議員も御指摘がありましたけれども、平成23年12月議会の一般質問において、阿部議員のほうからも御質問いただきました。それを受けて、市のほうとしては、寒河江川ダム統管理事務所(2021年)に12月中に文書で問い合わせをしているところでございます。そして、24年4月に回答をいただいているところでございます。

その回答では、寒河江ダムの地震や台風の雨、それから局地的な豪雨などの際における安全性については、十分確保されているので、国土交通省による決壊を想定したシミュレーションについては実施をしていないという回答でございました。その安全性については、いろいろ文書のほうで、その根拠等についても十分説明をした文書をいただいているわけでありまして、いずれにしても、万が一の決壊の場合のシミュレーションなどについては想定をしていないという回答でございました。

市民の皆さんから御意見を聞く地域座談会などでも、その地域の方からそういう不安の声なども出ているところでありまして、そういった不安の解消をしていくことも、我々の仕事なのではないかというふうに思っているところでありますので、今後とも、引き続き国のほうにも再度、このたびの大雨などを受けて要請をしていって、何とかそういう検討をお願いしたいものだというふうに考えておりますし、また、そういう場合でも国のほうからの回答が同じだということになるのであれば、また

別の方法でシミュレーションなどをできないかどうかということも検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまの回答では、国交省ではシミュレーションを実施しないというふうなことのようであります。万が一の決壊を想定していないということであるようではありますが、国交省で自信を持ってつくったダムでしょうから、なかなか決壊などというようなシミュレーションは、やはりただいまあったようにしないものだなというふうに思います。

しかし、事故がもし万が一、万々が一事故が起こってから、想定外、これでは済まされるものではないのではないかと。私の感じたところでは、7月の豪雨後の経過日数からして、先ほど来ありました、先ほどの川越議員の質問にもありましたけれども、間もなくきれいな水になるはずの寒河江川の水、まだ泥水の状態です。これは最上川のほうが、よく遅くまで濁っているんですが、最上川は既にきれいになっているというふうな状態であります。

これは、山の崩落によるものというふうに思われますが、2008年6月に発生した岩手・宮城内陸地震により宮城県栗原市の荒砥沢ダムの上流で起こったような山の崩落が、寒河江ダムの上部で起こり、ダムを直撃したらどうなるのかななどと想像を絶するものがあるのではないのでしょうか。東京電力福島第一原子力発電所をつくるにしても、あらゆる調査をしてつくったんだから事故など絶対起きないというふうな自信作だったと思いますが、今ではこの結果であります。

国内には、似たようなダムを設置されている流域自治体もたくさんあると思います。市民、国民の生活と命を守るため、それら自治体とも連携して、県や国、国交省へ、もし万が一のためのシミュレーションをつくるよう、先ほど市長からも答弁にありましたように強力に要請していただけるものというふうに思います。

もし、先ほどありましたように国交省でつくらないときは、別の道を探っても、やはり市民の安全・安心、命を守るために、なお一層の努力をしていただきたいというふうに思います。

私の、特に感じたところの一端を述べさせていただいて質問を終わります。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は1時ちょうどといたします。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時00分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木春吉議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号15番、16番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告番号15と16について質問します。市長と教育委員長の答弁よろしくお願ひいたします。

きのう、2020年のオリンピックの東京開催が決定しました。4年に1度のスポーツのお祭りはいいものであります。でも、みちのく人にとっては東日本大震災と福島第一原発の対応策のほうがより切実、重大な関心事ではないでしょうか。

7月5日に、私は愚妻の友人夫婦と一緒に石巻市雄勝半島をめぐる、復旧復興状況を3時間余にわたって見てきました。北上川沿いのテトラポット、大川小の廃墟然としたありさま、石巻市内の1万戸の仮設住宅などは、復興どころか復旧も道遠しでありました。

愚息一家3人が暮らしている福島県浜通りの原発対応策も非常に心配です。総理や経産大臣が現場要員にどなるだけではどうしようもない状況ではないか。過酷な状況で作業している現場要員に敬意を払いつつ、国家としてしっかりした対応を実行するのが政治家の務めではないでしょうか。IOC大会で総理が発した言葉は、国民と福島県民の前で発表してほしい。2日前に見たマンガ「美味しんぼ」110巻によるまでもなく状況はもっと深刻だと思う。

まず、15番の子宮頸がんワクチンについて伺います。

子宮頸がんのワクチンは、330万人の接種者数に対し2,000人の健康被害者が出ています。1,650人に1人の割合です。厚労省が発表した昨年までの3年間で88件の重篤症例は、インフルエンザの約30倍、Hib髄膜炎の10倍で、無視できない数値です。

そこで、本市内の年度別接種者数と接種後にしびれや長期的痛みを訴えている健康被害者数について、まず伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきます子宮頸がん予防ワクチンの接種の状況ということですが、お答えをしたいと思います。

子宮頸がん予防ワクチンの接種については、国において平成22年11月に市町村が実施する予防接種を支援するため、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業というものを国において創設したところは御案内のとおりであります。

寒河江市においては、ワクチン接種についての効果あるいは目的等を理解して受けていただくために、中学校の女子生徒、保護者の皆さんに対する説明会と産婦人科医師による講演会を開催した上で、平成23年度より個別接種として実施をしてきたところであります。

平成23年度にこの子宮頸がん予防ワクチンを受けられた方は、中学1年生から高校1年生の女子生徒729名でございました。平成24年度は、前年度の未接種者と中学1年女子生徒で150名の方が予防接種を受けております。また、ことしの4月1日より、これまでの任意接種から定期接種に移行されました。寒河江市においては、中学1年生の女子全員に対して個別に通知をして勧奨を行ったところであります。今年度は、7月末現在で50名の方が接種を受けているところでございます。

この接種について、健康被害等が発生した場合については、医療機関から国への報告が義務づけられているところでございますが、現在のところ、寒河江市においては健康被害などの報告はなされていない状況であります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 健康被害者数がないということなので、大変いいことだなと私は思っています。私も、さっき言いましたが千六百何人に1人の割合で全国では出ているということなので、我が市内では出していないということは、とてもいいことだなと思っています。

次ですが、厚労省は6月14日に、子宮頸がんワクチンは定期接種とするものの積極的な勧奨を差し控えると決定しました。それへの本市の対応策を伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 荒木議員からも御指摘がありました。子宮頸がん予防ワクチンについては、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な痛みが接種後に一部に見られることなどから、副反応の発生頻度などがより明らかになるまでの間、予防接種の積極的勧奨の一時差し控えということが、ことしの6月14日付で国から通知されたところでございます。

これを受けまして、市内の予防接種協力医療機関に対しまして、直接市の職員が訪問をして、積極的な勧奨の一時差し控えに至った経過を説明するとともに、勧奨を行った生徒の保護者に対しまして、学校を通じて積極的な勧奨の一時差し控えについて個別に通知をさせていただいたところでございます。

また、市内の医療機関の御協力をいただきまして、予防接種の申込者などに対して、積極的な勧奨の一時差し控えについてチラシなどで周知を行いまして、7月5日の市報にも掲載をさせていただき、またホームページを活用して広く市民の皆様にもお知らせをしたというところでございます。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 おとといの新聞には、全国で健康被害者が172人出て、学校に通うというか授業を受けるのもままならないということが報道がされておりました。そういうことが出ないように、念には念を入れて対応策を練っていただきたいなと思います。

私、通告してから原稿出すときに、やっとうこういう紙を見せていただきましたが、言葉遣いまで私、直されまして、すごく微妙な言い回しであります。これすごく大変なのかなと私は思います。私も1回しか読んでいませんが、大きい紙に小さな字でいっぱい書いてありますが、これ接種前に周知徹底のための資料だと思うんですけども、正確なことはいいんですが、これ果たしてわかるのだろうか、私は心配しました。すごく日本人らしく懇切丁寧、決まりを書くのはいいんですが、果たしてこれが中学1年生から高校1年生までにわからせるには、とても大変なことなのではないかなと私は思います。

よく見ますと、大事でもないことが大きく書いてあって、本当に大事なことが小さく書いてあるのではないかなと私は邪推いたしました。そういうことです。もう少し、文章をつくる時にはわかりやすくというか、真意が伝わるような編集体裁にしてもらったほうがいいのではないかなと私は思いました。そういうことにはくれぐれも気をつけて対応していただきたいなと思っています。

次に、16番全国学力調査について伺います。

今春4月に小学校6年生と中学3年生を対象に実施した第6回全国学力調査結果が、8月27日火曜日に公表された。今回は、2007年以来、都道府県別の成績順位がはっきりする悉皆調査（93%）で、国内国公私立の計219万人が参加しました。

まず、本市内小中校の現況と分析について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えいたします。

御質問の全国学力・学習状況調査といいますけれども、これは全国的な児童生徒の学力及び学習状況を把握、分析することによって、1つは国の教育施策の成果と課題を検証する、もう一つの目的が、学校における指導の充実や学習状況の改善に役立てる、この2つを大きな目的として小学6年の国語・算数、中学3年の国語・数学という、それぞれ2教科について実施されました。

殊に、議員お話しのとおり、このたびの調査は昨年度の抽出調査から、4年ぶりでありましてけれど

も、全ての学校を対象とした全数調査ということになっておりまして、市全体の傾向を捉え、より各学校の指導の充実に結びつけることができるものというふうに考えております。

先日、文部科学省から個々の結果が送付され、あわせて全国及び都道府県の平均点などが公表されておりますので、お尋ねの本市の状況につきまして、全国や県との比較を通して、小中学校ごと、教科ごとの結果を答弁したい、申しあげたいというふうに思います。

まず最初に、小学校6年生の国語についてでありますけれども、これは主として基礎的・基本的な知識・技能を問うA問題、これについては全国よりは高く県と同じ結果ということであります。また、こうした知識・技能を実生活のさまざまな場面で活用する力を問うB問題、これにつきましては、全国及び県を下回るという結果となりました。

一方、算数についてでございますけれども、ただいま申しあげました知識・技能を問うA問題、これを以下A問題と言います。活用する力を問うB問題については、以下B問題と言いますけれども、算数につきましてはA問題では全国及び県を上回っており、B問題でも全国よりは若干低いものの県の平均よりは高いという結果となりました。

次に、中学3年について申しあげますが、国語のA問題、B問題、数学のA問題、B問題、いずれの教科分野におきましても全国及び県を上回る結果でありました。特に、中学につきましてですが、義務教育9年間の最終学年ということもありまして、結果が大変よかったということで、各学校のこれまでの指導の成果があらわれたものではないかというふうに、私どもとしても大変喜ばしく思っているところであります。

以上、私からはこのたびの調査について全体的な状況を申しあげましたけれども、特にお尋ねの分析等も含めまして、詳細は教育長より答弁をいたします。よろしくお願いします。

○**鴨田俊廣議長** 荒木教育長。

○**荒木利見教育長** それでは、私のほうから小中・教科ごとの結果を分析したことについて、課題となる点を中心に申しあげたいというふうに思います。

まず、小学校国語についてでありますけれども、国語で子供たちに身につけなければいけない力というのは、話す力、聞く力、読む力、書く力、この領域でありますけれども、主に今回は、どちらかというとペーパーによるテストでありましたので、読む力、書く力が主にはかられているのではないかなというふうに思っています。

A問題、B問題とも読むことの領域では、これまでの学習成果があらわれて正答率が非常に高くなっているというふうに捉えておりますが、書くという場面においては正答率が低いという状況が見られましたので、書く力を、これから学習の機会が多く設定しながら、そういった力を伸ばしていくことが、国語における課題になっているんだなというふうに捉えているところであります。

また、算数では、主に知識・技能を問うA問題の得点が高かったんでありますけれども、B問題のほうも県平均より高い結果となったわけでありまして。この算数のB問題というのは、単にA問題が主に知識・技能を問うている問題なんですけど、B問題というのは活用ということでもありますけれども、単に計算の答を求めたり正解を選んだりといったような問題ではなくて、基礎的な学習で身につけた公式とか考え方を、これを生かして、活用して解かなければならない問題であります。つまり、活用する力を問う問題がB問題であります。

各学校で、子供たち同士で問題をお互いに話し合いながら解決していくという過程を大事にしてい

ますので、こういった学び合いを、お互いに学び合っていく授業ということを重視していますので、本市の児童は、こういった算数的な思考力も身につけてきているということがうかがえるのかなというふうに思っています。

さらに、何段階も思考するという、複雑な思考過程を経て問題を解いていくということもあるわけですし、文章で記述するというような問題もあるわけですが、この点については、正答率が低くなっているという傾向が見られるようでありますので、より高度な思考が必要な問題であっても、与えられた情報をもとに解決できる力を、やはり子供たちに育てていかなければいけないというふうに考えておるところです。

また、先ほど国語で書く力が課題であるということを申しあげましたが、算数や他の教科の学習においても、文章で説明したり資料に基づいて記述したりするような学習を重視していくことが非常に大事なのだなというふうに思っているところであります。

次に、中学校につきましては、国語・数学いずれの教科においても学習の成果が十分にあらわれたというふうに委員長のお話のとおりであります。領域ごとの得点を見ましても、それぞれ正答率が高くなっておりますけれども、さらに詳しく内容を分析していきますと、課題もいろいろと考えられる場面があります。

具体的には、国語では他の領域に比べて書くという領域のところ若干落ちている傾向があるのかなど。また、数学においても記述式、文章で答える問題の正答率がやや低いということでもあります。このことは、先ほどの小学校6年生の課題とも共通することでもありますので、今後の指導改善に向けて重点的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、本調査は児童生徒の学力を全てにわたって診断できるというものではありません。国語と算数・数学という2教科だけの調査であって、ほかに例えば、先ほど申しあげましたように国語でいえば話すとか聞くといった領域については、いわゆるペーパーテストだけでは学力の実態を十分に把握できないということがあるわけであります。

したがって、各学校の指導に当たっては、今回の調査だけでは明らかにならない教科や領域の学力についてもあわせて適切に評価しながら、子供たちの総合的な学力を身につけさせていくことが大事なんだなというふうに考えているところであります。よろしくお願いします。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 学力調査には、これまで350億以上の予算を費消してきた。本市内の児童生徒に沿った学力充実・向上策について伺います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答え申し上げます。

ただいま御答弁申しあげました結果に基づきまして、本市児童生徒のさらなる学力向上に向けまして、私からは大きく3つの点から推進策を申しあげたいというふうに思います。

1つ目は、子供の実態を適切に把握し、それに基づく先生方、教員の研修などの充実により、授業の改善を図っていくこと。

2つ目は、人的な支援体制を強化し、子供たちの学ぶ環境を充実させること。

そして3つ目でもありますけれども、家庭での学習習慣の確立など、子供たちの学びを支える取り組みを推進していくということでもあります。

これらの推進方策につきましては、従来ともに今までも、私ども努力してまいりましたけれども、このたびの学力調査の結果と、あるいは分析を受けまして、なおさらに感じておるところでございます。

なお、この具体的な内容につきましても教育長より答弁させていただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 今、委員長より3つの点から推進方策について話されましたので、私のほうからは、より具体的な内容について述べさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の児童生徒の適切な実態把握と教員の研修の充実ということについてであります。

今回の全国学力調査は、全数調査の形をとりましたが、小学校6年生、中学校3年生という特定の学年が対象であります。したがって、全ての児童生徒の学力の実態を把握するためには、今まで市で全学年、全教科にわたって実施しておりますNRT学力検査、標準学力検査というわけですが、その結果も十分に活用していくことが必要になってまいります。

また、全国学力調査の結果につきましても、先ほど市全体の傾向について申しあげましたけれども、それぞれの学校の分析を進めていきますと、別の課題もそれぞれ出てまいります。こうした個々の課題を十分に踏まえながら、各学校の実態に合った学習指導の工夫を進め、個々の教員の指導の改善、学校全体としての指導力向上に努めてまいりたいと考えております。

もちろん、先ほど申しあげました書く力のように、市全体の課題として取り組んでいくべき内容もありますので、寒河江市の教育研究所の研修の中にこうした課題を適切に位置づけて、授業の改善を図ってまいりたいというように考えているところであります。

次に、2つ目の学ぶ環境の充実という点について申しあげたいと思っております。

学力検査の結果の活用は、一義的には個々の児童生徒の状況を把握して、一人一人に合った指導を行っていくということが一番基本になるわけでありまして、特に、学習内容の定着が不十分な児童生徒に対して、個別の支援といったことも必要になってまいります。

県の教育委員会では、こうした個別の支援等のために寒河江市内の小学校、中学校のほうに非常勤講師を配置しておりますが、本市においては12名の非常勤講師が配置されているところであります。

また、市独自の支援といたしましては、個別の支援に対応するために学習指導補助員21名、読書活動や国語学習の充実のための読書活動推進員を5名配置しております。

こうして、一人一人の力を確実に伸ばしていくためには、こうした人的な支援が不可欠でありますので、今後とも各学校の状況に応じた適切な支援を行い、子供たちの学ぶ環境の充実を図ってまいりたいというように思っております。

最後に、3点目の子供の学びを支える取り組みの推進ということについて申しあげたいと思っております。

本市では、一昨年度から「さがえっこ育みアクションプラン」の推進に取り組んでおります。その指針となる「さがえっここの育み10か条」というのがあるわけでありまして、その中の1つに、「学力を支える家庭の学習」があります。各学校では、授業の充実は当然でありますけれども、それとあわせて家庭での学習にも意欲的に取り組むことができるような働きかけを行っているところであります。

今回の全国学力・学習状況調査では、テストの問題だけでなく学習状況調査という、児童生徒の生活面のアンケートも同時に行っております。この中に幾つかの質問項目があるわけですが、平日の勉強時間はどのぐらいしているかということをお聞きするアンケートがあります。

前回の21年度は、寒河江市内の子供たちは毎日1時間以上勉強している児童生徒は、小学校6年、中学校3年とも50%台でありましたけれども、今回の調査では、ともに70%台と非常に大きく前進しているところであります。子供たちの頑張り、そして家庭での支援、学校の適切な指導の成果だというふうに思っております。こうした取り組みの成果も、学力テストの結果に結びついたのでないかなというように考えております。

また、家庭学習の確立は、子供の学力を直接支えるものでありますけれども、それ以外の10か条の中にあります、例えば「早寝早起き朝ごはん」といった生活リズムを確立することや、家での手伝いとか地域でのいろいろな体験活動といった項目についても、全国的にそれが高い学力と相関関係があるというように言われておるわけであります。

「さがえっこ育みアクションプラン」の取り組みは、多くの保護者や地域の方々から子供たちにもっとかかわっていただき、子供たちの生きる力を育てていくということを狙った取り組みであります。

そういった点で、学力向上という観点から見ても、「さがえっこ育みアクションプラン」というのは非常に子供たちの生活の土台をしっかりとつくるという意味で、非常に大事な取り組みだというように思っています。その結果がやはり学力向上にもつながっていくんだという、そういったふうな観点から、これからも「さがえっこ育みアクションプラン」の取り組みの一層の推進を図ってまいりたいというように考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 私の単純な質問に、懇切丁寧過ぎるぐらいにお答えいただきまして、ありがとうございました。

私も7月だったか、陵南中学校を視察して、先生方と話し合っ、最後は懇親会でありましたが、1つだけ印象に残ったことを申し上げておきます。

陵南中学校では、私、余り授業は見たいと思いません。先生の声量と板書文字がしっかりしていれば、その先生は大丈夫だという私の考えであります。

私が注目したのは、廊下に張ってある掲示板ですね。掲示板に何を張ってあるかということが、一番私は興味があって、陵南中では、私から言うところちょっと古い人間の詩が飾ってあったんですが、もっといい詩もあるし、わかりやすい詩も張ったほうがいいのではないかなと思っています。

というのは、私、昨年12月、前回は申しましたが、小学校1年生の国語の教科書、最初に出てくる工藤直子さんというのが12月に来ました。ことしも来て、10月26日、シベールのアリーナに来て講演をやります。というのは講演というよりも詩の朗読をやるんです。これ、すごく先生方にも役に立つと思うので、ぜひ聞いてほしいなと自分では思っています。

工藤直子さんの詩は平仮名の詩ですが、これをちゃんと英語に訳した詩集も出ております。だから、その本を買えば国語と英語が一挙に勉強できるというシステムになっています。ぜひ、そういう詩を張っていただいて、中学生の学力がどうか、頭が柔軟になってくれればいいなと思っています。

市立図書館でも10月6日に柳田邦男さんと呼んで講演会を打ちますが、今回は絵本の何かについて講演をするいい企画だなと思っています。自分でもぜひ聞きたいなと思っています。そういう企画をしているわけですから、寒河江市の生徒たちとか児童たちの学力が向上しないわけではないかなと思っています。

今回のトータルのことをいうと、山形県は教育県と言いつつも秋田県とか福井県にはまだまだ及ん

でないなど自分では思っています。これらの施策を駆使して、ぜひ秋田県を凌駕していただきたいな
と思っています。

これで質問を終わります。

散 会 午後1時33分

○**鴨田俊廣議長** 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

平成25年9月10日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員会 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第4号
平成25年9月10日(火)

第3回定例会
午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第2号))
- 〃 2 認第 1号 平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 2号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 3号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 4号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 5号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 6号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 7号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 8号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第 9号 平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 11 認第10号 平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 12 認第11号 平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 13 議第61号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 〃 14 議第62号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 15 議第63号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 16 議第64号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 17 議第65号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 18 議第66号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 19 議第67号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 20 議第68号 寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定について
- 〃 21 議第69号 市道路線の認定について
- 〃 22 議第70号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 23 請願第3号 新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 24 質疑
- 〃 25 予算特別委員会設置
- 〃 26 決算特別委員会設置
- 〃 27 委員会付託
- 休憩

再開

日程第28 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。
ただいまから、本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員は13番佐藤良一議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 日程第1、承認第5号専決処分の承認を求めることについて(平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出補正予算(第2号))から、日程第23、請願第3号新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出に関する請願までの23案件を一括議題といたします。

質 疑

- 鴨田俊廣議長 日程第24、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。
承認第5号専決処分の承認を求めることについて(平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第2号))に対する質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
次に、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
次に、認第2号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
次に、認第3号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第4号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第5号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第6号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第7号平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第8号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第9号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第62号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第63号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第64号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第65号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第66号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 条例の第16条4項並びに5項に関してですけれども、幾らを想定しているのかお尋ねをいたします。

○鴨田俊廣議長 荒木商工振興課長。

○荒木信行商工振興課長 お答え申し上げます。

センターの使用料ということで143万円を見込んでおります。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 4項5項は使用料なんですね。16条の関係。したがって、それぞれのやつ、今は市の規定があるわけでありましてけれども、今後指定管理者になればどういうふうに変更を決めるのか、あらかじめまた別のやつになるのかどうか、そして決めた場合は速やかに示すという部分です。したがって、どういうふうに変更になると料金が、使用料が変わるのかどうかも含めてお尋ねをしているわけです。質問に違う答弁がされているようでありますので改めてお尋ねします。

○鴨田俊廣議長 荒木商工振興課長。

○荒木信行商工振興課長 使用料につきましては現在の条例の使用料、それを上限として指定管理者が決めていただくという考えでやっています。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そうしますと、料金が現在の料金よりも安くなるということはあると理解しているわけですね。

○鴨田俊廣議長 荒木商工振興課長。

○荒木信行商工振興課長 そのように考えていただいて大丈夫です。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第67号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 第4条4項、実質幾らを想定されているのかということが1つです。

それから、2つ目、改めてお尋ねをしたいと思いますが、有料化する目的、このことについて改めてお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 荒木商工振興課長。

○荒木信行商工振興課長 第4条4項では1日24時間まで300円を上限とすると決めております。したがって、次の24時間を経過後はまた同じような考え方で計算いたしますので、丸々2日間おとめになった場合は600円という形で料金を徴収するようになります。

目的につきましては、今現在の利用の形態が本来の目的に沿わないような利用形態、例えば長時間の駐車ということがかなり見受けられまして、本来商店街に用のある方々が短時間とめる方ということを想定しているのがそういう利用がなかなかできないということがありまして、一応料金はいただくことにいたしますがそういった利用の場合は3時間まで無料ということで、引き続き3時間以内で無料で用が足せるのではないかとということで設定しております。以上でございます。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 市民の方々から何で市で駐車場などをつくりながら有料化するのや、ただ一部の人が何ていうか、占有して使っているような状況があるのではないかと。それはおかしいのではないかと。ということでこれまでも議会の中でなども意見が出されてきています。したがって、それらを是正するためということでもありますけれども、本当に市で公的に駐車場をつくりながら地域の商店街の活性化や、あるいはJRの利用の拡大ということが大きい目的としてあるわけでもありますから、それが逆に落ち込むようなことがあってはどうなのかという、そしてそれを有料化するためにもただでないわけですから、またこれコストがかかるわけでもありますから、そういう全体のことを考えてもっと判断をするためにはいろんな角度から検証する必要があるのではないかという意見が寄せられているんです。したがって、改めて今有料化する目的をお尋ねをしたわけですが、そういう市民の心配や意見に明確に答えられるようなことではなかったなと思いますので、改めて見解をお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 宮川政策推進課長。

○宮川 徹政策推進課長 ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

昨年来、議会の皆様にもお示しをさせていただいておりますが、中心市街地の活性化のためというところで、本来、駅前駐車場、それから本町駐車場につきまして当初整備をしてきたということでございます。ただ、議員のおっしゃるとおり、当初の使われ方といいますか、具体的に申しあげますと商店街を利用される方のための駐車場という位置づけでこれまでやってきたわけですが、いろんな実態調査、アンケート調査なども行って、その中では議員がおっしゃるとおり一部の利用者が占有をしているのではないかと。いうところが多々見受けられたということから、基本的に市民の間で不公平感が大変高まっていると私どもは理解をしておったところであります。

そういった意味で、先ほどありましたようにJR利用者の利便性なども一定程度考慮をしながら、そして中心市街地、商店街の活性化のために本来利用される市民の方々が日中有効に利用できるようにということで、今回有料化に向けた条例改正ということで提案をさせていただきました。

議員の皆様方もよく御存じかと思いますが、8時くらいになるともう既に駅前駐車場に関しては満杯状態であります。これはアンケート調査や実態調査などをした結果に基づきますと、周りの事業所にお勤めの方々がとめている部分も結構見受けられるということで、是正などもこれまでお願いをした経過がございますが、なかなか改善がされなかったということもございまして、あそこの駐車場を目いっぱい広げるなんていうことも現実的にはなかなか難しいということでもありますので、今回有料化ということで進めさせていただくべく条例を提案させていただいたということでもあります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 そういう実態調査やなんかをした結果、さまざまな課題があると。周辺の職場に勤めている人が駅前の駐車場に駐車しているというケースもあったとして、お願いをしたけれども、直らないということなんですね。しかし今度、金額を安くしてその人たちが、んだったら金払ってもとめるよとなった場合に、JRを利用する人は結局またスペースがない。やっぱりそういう周りの勤めている人などはそこを使わないという形の中に利用している市民の意識を変えていかないとだめだと思うんです。もちろん、それ有料化したって全然ただでできるわけでもないわけですよ。それを運用するために市民の血税を投入してやるわけだ。

それよりも心配するのは、逆に周りの店やなんか、JRをも含めて、有料化したことによってかえって利用者が減るなんていうことになったら全く目的と反することになってしまうのではないかと思います。今の課長のお話を聞いても、そういう心配している方の心配を払拭するようなことには私自身受けとめられなかったので、逆に先に課題があるなという思いをしました。

金使って投じてやっても市でつくった駐車場が所期の目的が達成されなかったということがないように十分な配慮をしながら、さらに検討、今回提案されているわけでありますけれども、最終日の採決までぜひ当局でも考えていただきたい。もちろんそれぞれの委員会などで審査されるわけでありますから、その中では十分そういった問題が審議され、そして誤りのない決定がされるよう意見を申しあげておきます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第68号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。内藤議員。

○内藤 明議員 何点か教えていただきたいと思いますが、資料にありますとおり、資料2ページ目、15番歳入確定の方策については……

○鴨田俊廣議長 内藤議員、マイクをお願いします。

○内藤 明議員 失礼。

15番目の歳入確保の方策についてということがございますが、選定された団体は関連会社等からの協力体制で多彩な自主事業を計画していることから、3点の加点と、こうございます。

それで、どのような自主事業を計画なさっているのかをお尋ねをしたいと思いますし、それからもう1点、7番目の適正な人員配置についてということでここで述べられているわけでありますが、管理仕様書からすると管理責任者が1名、そのほか管理人が2人と、こういうことで載っておりますけれども、そこでシフトの表の記載がなかったことから減点となったということが記載をされております。

これはどういうことなのか、ちょっとわかるように教えていただきたいのですが、例えば人件費については厚生年金、健康保険料、雇用保険、こんなものもその中で人件費の中に見られているわけですが、シフトということは常勤といいますか、常用の雇用でないのかどうか、その辺もあわせて教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 お答えいたします。

選定候補者の自主事業の内容ということでございましたので、それにつきまして提案されている内容を御説明いたします。

1つはミズノカップ、フットサルやソフトテニスを用いたミズノカップということで小学生や大人を対象にしたもの、ゲートボール、大人を対象にした大会、スクール用講座についてはサッカースクール、小学生を対象にしたもの、あとは走り方教室ということでこれは独特な提案かなと思っておりますが、ほかでやられているところでは幼稚園や小学生を対象にした運動会の開催月に合わせて走り方教室をやっているところという提案も行って、それをここでやりたいという御提案があります。あとはフットサル教室、ソフトテニス教室、そのほかに謝恩イベントとしてスポーツフェスタという

ことを提案されているようです。あとはその自主事業の中で持ち運びができる遊具等の設置を行って、親子で活用できる機会を多くしたいということも提案されております。そのほかに、ウォーキング教室やゲートボール大会も提案されております。自主事業の提案については以上でございます。

人員の配置の件でございますが、オープン時間が13時間程度ありますので、その中で従業員2人でということになります。そのほかにアルバイト等、パート等もお願いして、それで十分な安全体制をしていただくような形をとりたいと思っておりますので、その部分でローテーション、シフトの明細表がないということで減点という形にさせていただいております。以上です。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今のところでもわからない部分があるんですが、人員配置という部分でアルバイト、パートを配置してシフトをしながら時間の中で勤務体系をとっていくということなんだろうなと思えますけれども、そうすればそういうものをつくった上で明示して選定をするような方法にすべきでないのかなと思うんですが、加えて人件費等も責任者1、管理人2というものでなくて、それに加えてそういう人員が必要だということ判断するならばそういうふうに私は行って、この指定管理者の公募に当たるべきでないかと思いますが、その点はいかがですか。

○鴨田俊廣議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 ただいまの件につきまして、管理仕様書ということで管理責任者、管理人ということで先ほど議員が御指摘のとおり明示はしております。そのほかに、管理人補助ということで賃金ということで年間3,399時間という形でパート等の賃金を計算して、これらを明示して説明会で提示したところでございます。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 この管理仕様書には載っていないということですか。人件費の部分には載っていませんよね、少なくとも。その部分、わからないものですから明らかにしていただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 月光生涯学習課長。

○月光龍弘生涯学習課長 済みません。

管理仕様書としてペーパーでの提示はしてはしてませんが、シフト表のページを説明会のときをお願いしておるところでございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。（「それには載っているのか」の声あり）

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第69号市道路線の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第3号新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出に関する請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○鴨田俊廣議長 日程第25、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第61号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議第61号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算特別委員会設置

○鴨田俊廣議長 日程第26、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号から認第11号までの11案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認第1号から認第11号までの11案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第27、委員会付託であります。このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務文教常任委員会	承認第5号、議第68号、 議第70号、請願第3号
厚生常任委員会	議第64号、議第65号
建設経済常任委員会	議第62号、議第63号、 議第66号、議第67号、 議第69号
予算特別委員会	議第61号

決算特別委員会	認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、認第10号、 認第11号
---------	------------------------------------------------------------------------------

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午後 2時15分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

○鴨田俊廣議長 日程第28、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選結果報告についてであります。

休憩中に決算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

決算特別委員会委員長辻 登代子議員、決算特別委員会副委員長太田芳彦議員。以上でございます。

散 会 午後2時16分

○鴨田俊廣議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

平成25年9月20日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

13番	佐藤良一	議員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
高子武	農業委員会会長	富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
宮川徹	政策推進課長	奥山健一	財政課長
船田一彦	税務課長	那須吉雄	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	山田敏彦	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安食俊博	病院事務長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
遠藤啓一	監査委員会 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第5号

第3回定例会

平成25年9月20日（金曜日）

決算特別委員会終了後開議

再開

（予算特別委員会付託関係）

- 日程第 1 議第61号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）
〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 3 質疑・討論・採決

（決算特別委員会付託関係）

- 日程第 4 認第 1号 平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 2号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 3号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 4号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 8 認第 5号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 9 認第 6号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 10 認第 7号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 11 認第 8号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 12 認第 9号 平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
〃 13 認第10号 平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 14 認第11号 平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
〃 15 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 16 質疑・討論・採決

（総務文教常任委員会付託関係）

- 日程第17 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第2号））
〃 18 議第68号 寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定について
〃 19 議第70号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
〃 20 請願第3号 新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出に関する請願
〃 21 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
〃 22 質疑・討論・採決

（厚生常任委員会付託関係）

- 日程第23 議第64号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
〃 24 議第65号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 〃 25 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 26 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第27 議第62号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 28 議第63号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 29 議第66号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 30 議第67号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 31 議第69号 市道路線の認定について
- 〃 32 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 33 質疑・討論・採決

- 日程第34 議会案第6号 新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出について
- 〃 35 議会案第7号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について
- 〃 36 議案説明
- 〃 37 委員会付託
- 〃 38 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前11時00分

○**鴨田俊廣議長** ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は13番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

[内藤 明議会運営委員長 登壇]

○**内藤 明議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営については、9月19日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は議会案第6号及び議会案第7号

の2案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第34、議案第6号から日程第35、議案第7号の2案件を一括上程した後、日程第36で議案説明、日程第37で委員会付託、日程第38で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

協議結果は以上であります。よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ御報告といたします。

○**鴨田俊廣議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 日程第1、議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○**國井輝明予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

9月10日、委員16名出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することになりました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りましたが、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決されました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第3、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

討論を終結いたします。

これより議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について起立により採決いたします。

議第61号に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立全員であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 次に、日程第4、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長** 日程第15、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長の報告を求めます。辻決算特別委員長。

〔辻 登代子決算特別委員長 登壇〕

- 辻 登代子決算特別委員長** 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてであります。

9月10日、委員15名出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、11案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますの

で省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

最初に、認第2号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての4案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は初めに認第1号、認第5号、認第6号及び認第7号の4案件を除く、認第2号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の7案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第5号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第6号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認第7号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 次に、日程第17、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第2号））から日程第20、請願第3号新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出に関する請願までの4案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長 日程第21、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。総務文教常任委員長の報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○沖津一博総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月13日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、承認第5号、議第68号、議第70号及び請願第3号の4案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成25年寒河江市一般会計補正予算（第2号））を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「歳入11款1項2目農地及び農業用施設災害復旧分担金について、農地と農業施設の分担金は違うのか」との問いがあり、当局より「補助事業と単独事業で率が違います。補助事業は20%であり、単独事業については35%です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第68号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者はどのように募集したのか」との問いがあり、当局より「県内に事業所がある団体ということで募集しました」との答弁がありました。

次に、討論に入り、委員より「この指定管理制度をするに当たって、やはり寒河江市内にある業者をすとか限定するという工夫をしてほしかった。能力別ということではなくて、やはり不公平感が出てくるので反対ということにさせていただきます」という反対討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり同意すべきものと決しました。

次に、議第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「意見として消費税の増税はまだ決まっていない。消費税を上げないように力を尽くしているところであり、この消費税が上がれば新聞販売の方だけでなく、中小業者皆大変です。新聞だけ特別とはいかないのではないか」との意見がありました。

討論に入り、委員より「消費税の増税を来年4月ぎりぎりまで反対の立場から請願については賛成できない」旨の反対討論がありました。

また、委員より「今回についてはいろいろ議論はありますが、今回の請願については1つは諸外国でそのような対応の措置もある。他の議会でも相当数願意妥当と、このような流れもある。新聞というのは国民の知恵をより向上させるなど、その観点から請願については願意妥当と思う」との賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、請願第3号は多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第3号が採択されましたので、担当書記による意見書（案）朗読の後、質疑、意見等に入りました。

委員より「差出人の宛先ですが、総務大臣も入れるべき」との意見があり、採決の結果、多数をもって総務大臣も入れることで議会案を提出することに決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第22、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。内藤議員。

○**内藤 明議員** 総務文教委員長にお尋ねをしますが、請願第3号についてどのように審査をされたのかお伺いをしたいと思います。

審査の結果については御報告がありましたが、この請願については新聞への軽減税率適用をするよという請願でありますけれども、皆さん御承知のように相前から消費税引き上げについては決まるまでは各新聞社は将来の例えば社会保障、年金などの更正を速やかに行っていくためには増税をすべきであるという論調をずっと張っておりました。

そういうことからするとこの請願が採択されて意見書として出される場合にまたそれが新聞業界全体に影響を及ぼすとなりますと私は若干違和感がありますけれども、この市民の方あるいは今回出されております新聞販売店の方々の願意はわかりますから、そういう意味では私は賛成はしたいと考えておりますけれども、ただ本来は消費税というのは非常に逆進性が強いと言われておまして、まずは低所得者層を中心とした配慮が必要だと私は考えております。

そこで、請願者も言っているように消費増税に当たっては複数税率を導入することとも言っておりますが、委員会ではそうした消費税率の複数導入についてどういった議論がなされたのか、私はそういう意味ではつまり低所得者層に対する配慮を具体的にすべきだと思いますので、その辺の考え方もいいですか、請願者がどのように考えているかわかっていたらその辺を教えていただきたいし、また委員会での採決の際にどのような意見があったのか、おわかりになれば教えていただきたいと思ます。

○**鴨田俊廣議長** 沖津委員長。

○**沖津一博総務文教常任委員長** 請願者を呼んで説明をしていただいたということもありませんし、内藤議員のおっしゃることももっともだと思いますが、先ほど説明が委員長報告にあったとおり、反対討論もなされておりましたし、賛成討論もあった中で決定をさせていただいたということですので御理解を賜りたいと思ます。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** この際、意見書も出されるようでありますから、その複数の税率導入というのが具体的に記載されておるわけでありましてけれども、私は低所得者の生活必需品への対応といいますか、配慮といいますか、具体的にそういうものも記して意見書を提出すべきだと思いますけれども、改めて御見解を伺いたいと思ます。

○鴨田俊廣議長 沖津委員長。

○沖津一博総務文教常任委員長 複数税率につきましては委員会の中では質疑も出ませんでしたので、先ほど御報告したとおりでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○鴨田俊廣議長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は初め、議第68号及び請願第3号の2案件を除く承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第2号））及び議第70号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長の報告は承認及び可決であります。

2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、承認第5号及び議第70号は原案のとおり承認及び可決とすることに決しました。

次に、議第68号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

次に請願第3号新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出に関する請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、請願第3号は委員長報告のとおり採択されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第23、議第64号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び日程第24、議第65号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第25、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生常任委員長** 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は9月11日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第64号及び議第65号の2案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第64号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「平成24年度8,500万円ほど基金積み立てをしているが保有額はどれくらいになるのか。また、支払い準備のため、取り崩ししながら使っているが、基金としての目安額はどれくらいか」との問いがあり、当局より「基金は積み立てしてすぐの段階で2億300万円くらいです。基金としての目安額は条例上単年度では3カ年の療養給付費等の平均年額の100分の3で、総額では3億5,000万円弱となりますが、ある程度の余裕を見ながら基金を取り崩し、保険金の値上げをしないように対応しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**鴨田俊廣議長** 日程第26、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第64号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議第65号平成25年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2案件を一括して採決いたします。

ただいまの2案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

ただいまの2案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第64号及び議第65号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長** 日程第27、議第62号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）から日程第31、議第69号市道路線の認定についてまでの5案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長** 日程第32、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕

- 杉沼孝司建設経済常任委員長** 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月12日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第62号、議第63号、議第66号、議第67号、議第69号の5案件であります。一旦休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後会議を再開し、審査に入りました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第62号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者が利用料金を定める場合、今まで市が定めている料金とは別に新たにできるということか」との問いがあり、当局より「利用料金は条例上に規定する使用料を上限に指定管理者が定めることができることになっており、条例と同額のものとするか、下げるかは指定管理者の考えによります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「駅前と駅前の近くの寒河江市の駐車場、本町駐車場だけを有料化にし、例えばチェリーランドとかほかの駐車場を無料のままというのは不公平感を感じるが、その整合性はどのように図る

のか」との問いがあり、当局より「本町駐車場と駅前駐車場は中心市街地に設置されており、商店街などの利用者のために無料で提供しているものですが、目的外の長時間駐車が多く、苦情なども出ており、本来の目的のためやむを得ず有料化に取り組むものです」との答弁がありました。

委員より「2カ所のポケットパークを近辺の方に月決めとして使ってもらったほうがいいのではないか」との問いがあり、当局より「月決めとなりますと、中心市街地の利用者のための駐車場という本来の目的から外れるのではないかと思いますので、目的外の使用をしないようお願いを継続して取り組んでいきたい」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第69号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市道認定に関しては6月議会に集中して審議をしていたという記憶があるが、昔と変わったという理解でいいのか」との問いがあり、当局より「今は適宜認定させていただいている状況です」との答弁がありました。

委員より「寒河江エコタウン南部内の北江6号線の一部は行きどまりに方向転換する場所がないが、市道認定基準に問題はないのか」との問いがあり、当局より「原則的として袋小路は認めないことになっているが、認定基準の中に冬期間の堆積雪場所が確保してあることという項目があり、それに基づいて市道認定しようとするものであります」との答弁がありました。

委員より「開発地に住宅が張りついて冬期間になると「家の前に雪が置かれて困る」と住民より苦情が出る可能性があるので、販売する方にはそういうことをきちっと伝えておいてほしい」という意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第33、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議第62号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第63号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第66号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第67号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について及び議第69号市道路線の認定についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

ただいまの5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第62号、議第63号、議第66号、議第67号及び議第69号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 次に、日程第34、議会案第6号新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出について及び日程第35、議会案第7号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についての2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 鴨田俊廣議長 日程第36、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第6号及び議会案第7号の2案件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

- 鴨田俊廣議長 日程第37、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第6号及び議会案第7号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 鴨田俊廣議長 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 鴨田俊廣議長 日程第38、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議会案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議会案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議会案第6号新聞への軽減税率適用を求める意見書の提出について及び議会案第7号地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についての2案件を一括して採決いたします。

2案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

確認いたしますが、議会案第何号ですか。

それでは、御異議がありますので、初めに御異議のなかった議会案第7号について採決いたします。議会案第7号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議会案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、御異議のありました議会案第6号について起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時49分

○鴨田俊廣議長 これにて平成25年第3回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 鴨 田 俊 廣

会議録署名議員 遠 藤 智 与 子

会議録署名議員 那 須 稔

平成25年9月10日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	14番	内藤明	委員
15番	高橋勝文	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

13番 佐藤良一 委員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局 局長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
那須吉雄	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局 局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	遠藤啓一	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

予算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
平成25年9月10日(火) 本会議休憩中会議

開 会

- 日程第 1 議第61号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時15分

- 國井輝明委員長** ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 國井輝明委員長** 日程第1、議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議 案 説 明

- 國井輝明委員長** 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

- 國井輝明委員長** 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する
質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って質問、答弁とも簡潔明瞭に行うよう

お願いいたします。

初めに、議第56号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 9ページ、10ページ、11ページ、12ページ関係でお尋ねをいたします。

11の1の2、分担金負担金の関係、13の1の3国庫支出金の関係、20の1の8、市債の関係、それぞれ関係してでありますけれども、今回の7月の豪雨被害が激甚災害の指定になったわけでありまして、市長の報告にもありましたように、補助率が20%から30%かさ上げというかアップされるという話があったわけでありまして、市の負担割合というのは激甚災害の指定になって変化あるのかどうかということが1点です。

2点目は、それぞれ調査をされて申請されているんだと思いますが、査定はいつごろで、事業採択の決定時期というのはいつごろなのかというのが2点目です。

3点目は、今回それぞれ負担金なり国庫支出金、市債それぞれ計上されているわけですが、当然、激甚指定になったという、そのことを見ての数字であろうと思いますけれども、それでいいのかどうか。この3点お尋ねをします。

○國井輝明委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは、順次御説明申しあげます。

分担金についてでございますが、激甚災害指定になったことにおいて分担金に対しての変更があったのかということでございますが、分担金につきましては特段の措置はとっておりません。平常と同じ分担金の率を適用しております。

補助関係の査定の時期と補助の採択の時期につきましては、担当が農林課になりますので、後ほど農林課長からお願いしたいと思います。

起債につきましては、激甚災害になったことにおいて起債の充当率がアップになるのかということでございますが、それについてはあるようでございます。以上でございます。

○國井輝明委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 それではお答えいたします。

災害に対する査定の関係の御質問でございますが、9月第1週から農林関係の査定が入っております。先週、今週、来週、第3次までの査定がありまして、それぞれ寒河江市で順次査定を受けているところでございます。

事業の決定につきましては、査定課が実際その都度整理しながらこの分については国庫補助に該当する、該当しないと判断しているところでございます。以上でございます。

○國井輝明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 最初の質問は、激甚災害の指定になって市の負担割合は変わるのかと、私聞いたんです。国からの補助率が上がるというのは農家の人の分担金の部分ね。分担金負担金出さないとならない部分、ここの部分が同じというのは、財政課長の答弁がそこ、ちょっと整理してほしいんです。市が出す部分が激甚災害の指定になろうと何しようと同じで、国からかさ上げになった部分は個人の部分が減っていくということなのか、こういう制度の中身を少し教えて、わからないものだからきのうの一般質問でもお尋ねしているんですが、20%から30%補助率がアップになりますとは市長からは広報でも出ているんですね。したがって、その中身。国から来る部分、市が出す部分、関係者、農業の場合は農林の場合は農家が出す部分があるわけですから、そこのところ少しわかりやすく教えていただ

きたいんです。

それから、採択の時期は9月第1週から始まっていて第3次まである、その都度決定をしていくということまではわかりました。最終的にいつごろ、9月中に終わるという見込みなのか、10月までずれ込むのか、この辺教えていただきたいと思います。

それから、今回の計上は激甚災害の指定を受けて、それを見越しての数字が計上されているんだかというのを、私お尋ねしているんですが、市債はアップなるという、市債の部分だけ、そして例えば負担割合を同じにしたという、農家の部分が逆に言うと通常のやつより少なくて済むんだらうと思うんです、私は。国から来る部分アップなるというので、個人の負担が少なくて済むとなれば予算上もそうならないかと思わないかと思わないか、そこら辺も少しわかりやすく教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 犬飼農林課長。

○**犬飼敬一農林課長** お答え申し上げます。

最初の市の負担、地元分担金の関係、これについては国からの補助が2割ないし3割アップするものですから、それぞれの負担額が分担金なり市の負担がそれぞれ減っていく、負担金上がる割合で減っていくとなります。

2番目の災害査定なんですけれども、来週で寒河江市の分は全て査定を受け終わります。その中で決定するということになります。以上です。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** 今、農林課長から話がありましたように、激甚災害によりまして国の負担割合が2割から3割増額になるということですが、一応その分を見込んで歳入の部分を積算しておりますので、その激甚災害指定の分については見込んであるということですが。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 今ので、最後の財政課長のやつ、あるいは農林課長の答弁で状況は理解するんです。

しかし、こういう担当所管、農林課長も頑張ってくれてくれるんだけど、こういうことが農家に、正確に的確にスピーディーに伝わらないと、農家がこれに手を挙げたらいいか何だかわからないんですね。そうなった場合はこうなります。ならない場合はこうですということをしていただきたいですということをきのうも申しあげているんです。今の状況でわかりましたけれども、あと歳出の関係で改めてお尋ねをしていきたいと思ひます。

ぜひ、そういうことをスピーディーに、ぱっぱとやってほしい。議場で聞いてもこういう状況ではやっぱり農家の人に伝わる部分というのはもっとはっきりしなくなりますので、よろしく願いしたいと思ひます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** 防災無線の消防債の関係でお尋ねしますが、交付税措置の裏負担といひますか、どのくらい、どういう内容なのか。

○**國井輝明委員長** 奥山財政課長。

○**奥山健一財政課長** 防災関係の交付税の裏負担ということですが、これにつきましては予算帳にあるとおり、起債につきましては100%の記載の充当になります。そのうち、70%について交付税の措置があるということですが、緊急防災減災の起債を使うということをお慮しておるところ

でございます。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第1款から歳出第2款までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出第3款から歳出第4款までについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出第6款から歳出第9款までについて質疑はありませんか。後藤委員。

○**後藤健一郎委員** 第9款消防費防災行政無線についてお伺いしたいと思います。

こちらは、屋外にスピーカーをつけて災害情報であったりというのを放送するという形になると思うんですけども、どの程度、個数というんでしょうか。町会に1つとか、どれくらいスピーカーをつけるのかというのを教えてください。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長** 現在の計画、想定では63ほどで市内の居住地をカバーできるのではないかとこのことで想定しております。

○**國井輝明委員長** 後藤委員。

○**後藤健一郎委員** ありがとうございます。

63ほどということで、それについてお伺いしたいんですけども、防災無線の問題点としてスピーカーの近くだと非常にうるさいと、遠い方だとなかなか聞こえないということがありますし、現在家が高気密になっているので、窓を閉めているとなかなか外の音が聞こえない。例えば今回非常に大きな災害になりましたけれども、暴風雨の場合であったり、またはエリアメールとかで、寒河江だと一番多いのが大雪の警報なんですけれども、大雨や大雪といった場合だと、なかなか聞こえないけれども、窓をあけづらい状況というんでしょうか、考えられるんですけども、そのあたりに関してどのように御検討されていらっしゃるでしょうか。

○**國井輝明委員長** 富澤総務課長。

○**富澤三弥総務課長** 拡声器による広報については先ほど後藤委員がおっしゃったような課題があるということについては承知しているところでございます。

基本的には、完璧に100%、拡声器で全ての住民の方に通知になるかということ、100%カバーというのはなかなか現実問題難しいのかなとは思いますが。大雨、大雪等につきましては早期に予報、警戒警報ですとか予報が出される時に広報するのが一番かなと思いますし、複数のチャンネルを同時に持つべきだと思っています。

ただ、一斉に広域的に瞬時に広報するというものとしては、やはり防災行政無線が現段階では一番有効な手段だと思っていますので、それ以外の部分については、例えばエリアメール、緊急広報メール等につきましては契約会社等についても拡大したわけですけども、それ以外にも町会長さんの数程度は子機というものを配置できるように検討しているところでございます。これは屋内にいても居住地の代表の方については通知ができるようにということで現在検討して、続けてその方向で準備しているところでございます。

○**國井輝明委員長** 後藤委員。

○後藤健一郎委員 一番有効な手段として今回防災行政無線を検討されたということだったんですけれども、自治体によってはこういった行政無線でなく、コミュニティーFMを導入するということもあるようですけれども、その点は御検討されたのかどうか教えてください。

○國井輝明委員長 富澤総務課長。

○富澤三弥総務課長 コミュニティーFMについては現段階ではまだ検討はしていません。

○國井輝明委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第10款から歳出第11款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 先ほども歳入の部分でお尋ねしましたけれども、集中豪雨による農林被害の関係です。この関係で、先ほどもありましたように、20%から30%の補助率が、国からのやつがアップなるということですが、このことについて農家の部分がどういうふうになっているのか。

もちろん、それを見越してこれらの予算は計上しているということがさっきあったわけですが、その辺の周知というか、国の激甚災害の指定は既になっているわけですね。もちろん、前は災害があって地域でまとめて市に上げる。市でも来て、現場も見てくれていろんな書類なども整備してくれる。しかし、そうなったらこうなったんだ、こう変わるんだとももちろん最終決定は違いますけれども、これから査定があって決定ということになるんだと思いますけれども、その辺の関係をきくのもお尋ねをし、できるだけ早くわかるようにするという事なんですけれども、こういう点、いつころまでどういう形でなるのか。私、実行組合長もしているんです。私のところに取りまとめて上げているんですけれども、そういう関係を報告するにも、最終決定になってからここの箇所が採択になった、ならないということになってからでないかと役所はできないということも、わかります、一理。一つの考え方としてわかります。しかし、激甚災害の指定になった場合はこうなりますというぐらい、そうでもない場合にこうですということを、やっぱり教えてもらいながらそれを地域の人たちもそれに対応するという事にぜひしていただきたいんです。そこら辺の考え方をお聞かせをいただきたいと思いますが。

○國井輝明委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 お答えいたします。

当初、災害の状態を把握しながら、関係者の方々といろいろ協議してまいりました。その中で当然ながら農林災害については地元分担金というものがつきまといます。そこにはある程度補助の財源、それを見越した上で御説明する必要があるということで当初から考えていたところです。

農家の方に、幾ら国から来るということを想定しながら説明するかなというところで、市の中でも大分検討させていただきましたが、今回の予算の中で国からの補助金については80%を見込んでいます。農家の方に説明を行う際についても80%国から補助しますよ、ということ的前提に説明させていただきました。特にそごはなかったと思っています。

途中で、状況が変わった場合については、委員がおっしゃったようにいち早く伝達するような形で今後とも進めてまいりたいと思っております。

○國井輝明委員長 川越委員。

○川越孝男委員 ぜひ、これからもしていただきたいんですが、この過程の中でも、実態を知ってもらうために申しあげますけれども、こっちはそういう、80%来てさらに市で何ぼ出してその20%の中

ではこうなるんだと話をされているところと、全然わからないところとあるので、統一した形でのことをお願いしたいと思います。

それがわからないと、役所と市民との関係では、災害があっても役所がそういうノウハウを全部持っているわけですから、役所がしてくれるという、役所にさせていただくという意識になるんですね。住民自治ということからすればやはりそういうことをちゃんとしてもらわないとだめだと思います。

復旧費が今の時期ですね。したがって、年内にできるのかどうかあるいは年度内にできるのかどうか、この辺の基本的な考えを教えてくださいたいと思います。

○**國井輝明委員長** 犬飼農林課長。

○**犬飼敬一農林課長** お答えします。

今回の災害復旧につきましては速やかに実施してまいりたい、先ほど申しあげましたとおり、国の事業につきましては査定を現在受けて来週には全て査定が終わる予定でございます。

本議会で予算が可決しましたら、速やかに購入の発注の段取りに入っていきたいと考えています。施工につきましては、できれば雪降る前の条件のいいときに完了できれば、ただ雪が早かったり天候の関係でできない場合については、3月末までとなる場合もあるかと思っておりますけれども、基本的には年内と考えております。以上でございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 去年、おととしもあったんですね。補正予算組んで農林関係の災害復旧予算化したんです。しかし、発注ならなくて、ずっといって雪降ってから仕事始めたのよ。そして次の年の春の雪解けのとき、まだぞろっと落ちたのよ。そういうことがあるんですね。したがって、今課長が言ったように、議決したら早急にやって雪降る前に対応したい、最悪の場合は来年の3月までという話もありました。しかし、業者の方々も忙しいんだかと思っておりますけれども、やはりそういう形でなるようにしてほしいということが1つです。

それから、おととしのやつ、去年だめで、去年1年間調査をして、ことしの当初予算に盛り込まれました。災害復旧でやると、やらないでいるうちにまた落ちたんですね。そういうことがあるものですから、ぜひその辺対応してほしい。

そして思うのは、こういうふうに農林被害がいっぱいあるということ、担当者が足りないのではないかとというのが市民の目なんです。職員も足りないから予算が通っていても発注できないという、おととしのやつで去年落ちたところ、ことしも当初予算がついているわけですから、それで今まで発注ならないでいて、7月の雨で落ちたと、こういうこともありますので、実際その辺の、職員が足りなくて事務的にできないということであれば、せっかく予算を通しても、おととしと同じような問題が起きると悪いので、この辺についてもどういう状況になっているのかも教えてくださいながら、対応策をお聞きをしたいと思います。これは市長からお願いしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ただいま、農林課長から予算委員会の場できちんと答弁をさせていただきましたから、そういうふうに御理解をいただきたいと思っておりますし、職員が足りないのではないかと御質問でありますけれども、職員よりも事業者がなかなか忙しいというのが現状なのではないかと思っております。なかなかいろいろほかの、新聞などでもうまく発注してもなかなか決まらないなどということがありますが、我々職員としては、1つの係とか1つの課ということではなくて、もう少し忙しいとき

には忙しいなりに全庁的な体制で、そういう危機的な状況の場合は対応していくということをしているところであります。

そういったことで、1つの部署だけで仕事がしわ寄せになるということがないよう配慮しながら、今後も市民の安全安心のために頑張らせていただければと思っているところでございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 反論するわけでないんですけれども、こういう被害があったときにはやはり担当の方が大変なんだと思います。そして、相互応援ということも寒河江ではやっているからこれも理解をします。

しかし、労基法に基づいて、36条協定に基づいて超過勤務の関係、時間外労働の関係、1年間の締結をしているわけですね。それがやはりオーバーするというので組合側へも再度要請するような事態があるんです。相互応援しても1年間決めたやつを超えるという事態もあるので、ぜひそういうことを受けとめて対応していただきたい。

反論するわけでありませんが、そういう実態がありますので、ぜひ受けとめて対応していただきたいと思います。それこそが市民の安全安心を担保することになるんだということを受けとめていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号第2表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号第3表について質疑はありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** 先ほどの質問でも申しあげましたが仕様書のパートのシフトについてはわかりました。

そこで特にお尋ねしたいのは、人件費に盛られています人数が責任者及び管理人が2人となっておりますので、これは当然この指定管理者の方は、職員といいますか、社員になりますか、わかりませんが、正規雇用と考えてよろしいんですか。

○**國井輝明委員長** 月光生涯学習課長。

○**月光龍弘生涯学習課長** 仕様書でお示ししておりますとおり、管理責任者と管理人という形で正規雇用はお願いしているところでございます。そのほかの部分についてはパートで、シフトで対応していただきたいということをお願いしております。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号第4表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○**國井輝明委員長** 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分

科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	議第61号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第9款、歳出第10款、第2表、第3表、第4表
厚生分科会	議第61号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款
建設経済分科会	議第61号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款

散 会 午前10時44分

○國井輝明委員長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成25年9月20日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	9番	杉沼孝司	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	14番	内藤明	委員
15番	高橋勝文	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

13番	佐藤良一	委員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局 局長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
那須吉雄	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長(併) 農業委員会 事務局 局長	荒木信行	商工振興課長
安孫子政一	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 (兼)会計課長
荒木利見	教育長	小林友子	学校教育課長
月光龍弘	生涯学習課長	遠藤啓一	監査委員 事務局 局長

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

予算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
平成25年9月20日(金曜日) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第61号 平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
" 2 分科会審査の経過並びに結果報告
(1) 総務文教分科会委員長報告
(2) 厚生分科会委員長報告
(3) 建設経済分科会委員長報告
" 3 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 國井輝明委員長** おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 國井輝明委員長** 日程第1、議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明委員長** 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 國井輝明委員長** 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。
〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕

○沖津一博総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月13日、委員4名出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、議第61号第1表中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第9款、歳出第10款、第2表、第3表及び第4表であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「放課後子供プラン推進事業補助金は全部の学校に行き渡っているのか」との問いがあり、当局より「放課後子供プラン推進事業補助金につきましては放課後児童クラブの指導員の待遇改善のため、指導員1名につき月1万5,000円を支給する事業です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第61号第1表中歳出第1款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第61号第1表中、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

委員より「地域づくり推進事業について具体的に何に使うのか」との問いがあり、当局より「1つには温泉開発のための調査、田代小学校を利用した地産地消レストランを運営する事業費、田代地区にとどまらない葉山観光開発のための調査研究です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第61号第1表中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「防災無線整備事業は63カ所を想定しているところですが、立地やよりよいところに立てるため町会長さんを集めての予算関係について説明などを想定しているか」との問いがあり、当局より「これから町会長に話をしていきます。63カ所のうち既に消防ポールを設置しているところはそれを活用したい。ただ、それに固定されると新しく立てるところに聞こえない地域を外すため、どこに敷地かというところで一応素案はありますが、地域の方と話をしながら設置場所を決めていきたい」との答弁がありました。

委員より維持管理費の問いがあり、当局より「全体の維持管理費として今のところ670万円から680万円くらいを想定しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第61号第1表中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第61号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第61号第3表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第61号第4表を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生分科会委員長** おはようございます。

厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月11日、委員全員出席し開会いたしました。

分担任託されました案件は、議第61号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第61号第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「放課後児童クラブ対策費について、保育士資格や教員免許などの資格を持っていて週30時間以上勤務されている方は何名いるのか」との問いがあり、当局より「24名です」との答弁がありました。

委員より「学童保育の指導員が預かる子供の数により指導員数が増えるような基準は」との問いがあり、当局より「基準は定めておりません。最低2名以上の指導員を配置し、そのうち1人は常勤職員を充てるようお願いしているところです」との答弁がありました。

委員より「保育所運営事業の民間保育所処遇改善について」の問いがあり、当局より「市内には柴橋さくらんぼ子供園とゆりかご子供園の2カ所の民間立保育園所があり、職員の経験年数や預かる児童の年齢及び人数などに応じて4月にさかのぼって支給するものであります。1人当たり、月額平均5,200円ほどになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第61号第1表中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。杉沼建設経済分科会委員長。

〔杉沼孝司建設経済分科会委員長 登壇〕

○**杉沼孝司建設経済分科会委員長** おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月12日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第61号第1表中歳出第6款、第7款、第8款、第11款であります。審査の都合上、歳出第6款の審査終了後に第11款第1項の審査を行い、その後に第7款、第8款、第11款第2項の順で審査することを諮り、了承されました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「農業振興費の中の666万6,000円はさくらんぼの雨よけハウスの助成のようだが、対象は紅秀峰だけなのか」との問いがあり、当局より「紅秀峰を中心にしながら、他の品目についても補助対象ということであります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第1項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明委員長** 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより採決に入ります。

議第61号平成25年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

議第61号は分科会委員長報告のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成委員 起立）

起立全員であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時46分

○**國井輝明委員長** 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 國 井 輝 明

平成25年9月10日（火曜日）決算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
9番	杉沼孝司	委員	10番	辻登代子	委員
11番	荒木春吉	委員	12番	新宮征一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（1名）

13番	佐藤良一	委員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
那須吉雄	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
荒木信行	商工振興課長	安孫子政一	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
安食俊博	病院事務長	荒木利見	教育長
小林友子	学校教育課長	月光龍弘	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	工藤吉雄	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会

平成25年9月10日(火) 予算特別委員会終了後開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について
- 〃 2 認第 1号 平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 2号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 3号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 4号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 5号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 6号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 7号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 8号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第 9号 平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 11 認第10号 平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 12 認第11号 平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 13 議案説明
- 〃 14 質疑
- 〃 15 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前11時05分

- 丹野敏幸事務局長 初めての決算特別委員会でありますので、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の新宮征一委員に臨時委員長をお願いいたします。
- 新宮征一臨時委員長 初めての決算特別委員会でありますので、委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時御協力をお願いいたします。
- ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について

○新宮征一臨時委員長 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選についてを議題といたします。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選によることとし、私から指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、私から委員長には辻 登代子委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員長には辻 登代子委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

〔辻 登代子委員 委員長席へ〕

○辻 登代子委員長 決算特別委員長に任命させていただきました辻 登代子でございます。

皆さんの御協力により決算特別委員長の責務を全うしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、着席させていただきます。

これより副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には太田芳彦委員を指名させていただきます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には太田芳彦委員が当選されました。

副委員長より、自席にて就任の御挨拶をお願いいたします。

○太田芳彦副委員長 決算特別委員会の副委員長を仰せつかりました太田芳彦です。辻委員長を補佐し、円滑な委員会に努めてまいりますので、よろしく願いを申しあげます。

議 案 上 程

○辻 登代子委員長 日程第2、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12、認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○辻 登代子委員長 日程第13、議案説明であります。

初めに、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてまで、当局より説明を求めます。工藤会計管理者。

○工藤恒雄会計管理者 平成24年度寒河江市一般会計及び各特別会計決算について御説明申しあげます。

大要は、本会議におきまして市長から説明申しあげておりますので、私からは各会計の事項別明細書に基づいて御説明申しあげます。

なお、数字の読み上げにつきましては1,000円単位までといたしまして100円以下については略させていただきます。

最初に、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。72ページをお開きください。

歳入では、第1款市税は収入済額は50億3,175万5,000円で、前年度に比して0.4%の増です。

内訳は、固定資産税と都市計画税は前年を下回りましたが、市民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税は増加しております。具体的には市民税は20億2,277万2,000円で、前年度に比して9.0%の増、逆に固定資産税は22億6,217万4,000円で5.4%の減になりました。この結果は、市民税においては企業の業績が回復しつつあることが反映され、一方、固定資産税と都市計画税については土地評価額の低下や企業の設備投資が進んでいないことが減の原因となっております。

74ページ、第2款地方譲与税は1億4,118万円ちょうどでございます。

76ページ、第3款利子割交付金は993万2,000円、第4款配当割交付金は511万8,000円、第5款株式等譲渡所得割交付金は146万3,000円。

78ページ、第6款地方消費税交付金は3億9,799万5,000円で、前年度比プラスマイナスゼロ%でございます。

第7款自動車取得税交付金は4,321万2,000円、第8款地方特例交付金は2,291万2,000円です。

80ページ、第9款地方交付税は46億603万9,000円ということで、前年度比1.7%減でございます。

第10款交通安全対策特別交付金は870万4,000円、第11款分担金及び負担金は2億8,517万9,000円。

84ページ、第12款使用料及び手数料は8,415万5,000円でございます。

90ページ、第13款国庫支出金は13億5,500万5,000円ということで、前年度比16.3%減です。

98ページ、第14款県支出金は10億6,969万2,000円。これは前年度比6.5%の増でございます。

110ページ、第15款財産収入は4,509万8,000円。

112ページ、第16款寄附金は607万円。

114ページ、第17款繰入金は2億2,465万2,000円

116ページ、第18款繰越金 3億4,963万円。

第19款諸収入は 7億4,821万6,000円。

122ページ、第20款市債は17億2,770万円でございます。前年度比45.8%増でございます。

126ページになりますが、歳入合計は161億6,371万1,000円となり、前年度比0.8%の増でございます。

次に、歳出ですが支出済額を申し上げます。128ページをお開きください。

第1款議会費は 2億381万円です。

130ページ、第2款総務費は17億780万8,000円でございます。

次に、160ページ、第3款民生費は45億8,218万9,000円でございます。内訳は、第1項社会福祉費 22億1,995万8,000円。

172ページ、第2項児童福祉費21億3,101万7,000円。

178ページ、第3項生活保護費 1億9,548万5,000円などとなっております。

183ページ、第4款衛生費でございます。16億7,845万3,000円ということで、内訳は第1項保健衛生費 3億4,947万1,000円。

190ページ、第2項清掃費 6億9,898万1,000円。

192ページ、第3項病院費 6億3,000万円ちょうどでございます。

第5款労働費3,992万7,000円でございます。

第6款農林水産業費 3億7,482万2,000円です。

206ページ、第7款商工費でございます。9億5,674万6,000円です。

216ページ、第8款土木費15億2,960万8,000円です。内訳は、218ページ、第2項道路橋梁費 3億8,268万7,000円、

224ページ、第4項都市計画費10億3,197万2,000円などでございます。

234ページ、第9款消防費 5億4,338万6,000円でございます。

238ページ、第10款教育費17億5,961万1,000円でございます。内訳は第1項教育総務費 1億6,843万円。

246ページ、第2項小学校費 4億4,366万4,000円。

250ページ、第3項中学校費です。3億4,427万4,000円。

254ページ、第4項社会教育費 3億8,963万7,000円

268ページ、第5項保健体育費 4億1,360万4,000円でございます。

272ページ、第11款災害復旧費524万9,000円です。

274ページ、第12款公債費21億9,189万1,000円です。

第13款予備費充用は延べ12件、1,626万7,000円ございました。

以上、歳出合計は155億7,350万6,000円となり、歳入歳出差し引き残額は 5億9,020万5,000円となりました。これより繰越明許費の翌年度へ繰り越すべき財源、これを差し引いた実質収支は 5億6,682万6,000円となります。

また、地方自治法及び基金条例の規定による基金への繰り入れにつきましては、財政調整基金に 2億9,000万円、減債基金に1,000万円を行ったところであります。残る 2億6,682万6,000円は翌年度に繰り越ししております。

次に、認第2号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、278ページをお開きください。

歳入、第1款分担金及び負担金1,726万9,000円。

第2款使用料及び手数料5億251万2,000円。

280ページ、第3款国庫支出金1億1,758万7,000円。

第4款繰入金5億9,039万7,000円。

284ページ、第7款市債2億2,800万円でございます。

第8款県支出金は8,783万2,000円などでございます。

歳入合計は15億4,785万2,000円ということでございます。

次に、286ページ、歳出でございます。

第1款公共下水道事業費は6億4,084万2,000円。

290ページ、第2款公債費は8億9,923万5,000円。

293ページ、歳出合計は15億4,007万7,000円でございます。歳入歳出差し引き残額は777万5,000円でございますが、これは繰越明許費に係る財源となるものでございます。実質収支では差し引き残額はございません。

次に、認第3号寒河江市浄化槽整事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

296ページをお開きください。歳入では、第1款分担金及び負担金は673万円、第3款国庫支出金は1,289万円。

298ページ、第4款繰入金は2,218万9,000円

第6款市債は1億3,740万円。

300ページ、歳入合計でございますが1億8,172万1,000円でございます。

302ページ、歳出、第1款浄化槽整備事業1億8,172万1,000円ということで、歳入歳出差し引き残額はありません。

次に、認第4号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。308ページをお開きください。

歳入、第1款使用料及び手数料は78万1,000円でございます。

第2款繰入金は494万4,000円で、歳入合計581万5,000円であります。

次に、310ページ、歳出でございますが、第1款総務費としまして581万6,000円です。

歳入歳出の差し引き残額はございません。

次に、認第5号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、314ページをお開きください。

歳入、第1款国民健康保険税10億1,524万8,000円。

316ページ、第3款国庫支出金は9億385万5,000円。

320ページ、第4款療養給付費等交付金は4億195万4,000円。

322ページ、第5款前期高齢者交付金は9億7,965万9,000円。

第6款県支出金2億191万円。

第7款共同事業交付金4億8,552万6,000円。

324ページ、第9款繰入金は2億8,099万1,000円。

326ページ、第10款繰越金は2億119万1,000円などがございます。

330ページ、歳入合計でございます。44億7,770万6,000円となっております。

次に、332ページ、歳出でございます。第1款総務費5,134万円

334ページ、第2款保険給付費は27億9,634万1,000円。

340ページ、第3款後期高齢者支援金等は5億1,203万2,000円。

342ページ、介護給付金は2億2,890万9,000円。

344ページ、第7款共同事業拠出金5億1,461万1,000円。

348ページ、第9款基金積立金1億3,899万8,000円などとなっております。

350ページ、歳出合計でございますが43億3,129万1,000円でございます。歳入歳出差し引き残高は1億4,641万5,000円ではありますが、これは次年度に繰り越ししております。

次に、認第6号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

354ページをお開きください。歳入は、第1款保険料2億8,272万2,000円。

356ページ、第5款繰入金は1億2,576万9,000円。

360ページ、歳入合計でございますが、4億1,999万4,000円でございます。

次に、362ページ。歳出でございます。

第1款総務費は471万6,000円。

364ページ、第2款後期高齢者医療広域連合納付金4億315万9,000円などとなっております。

366ページ、歳出合計でございますが、4億1,327万5,000円となりまして、歳入歳出差し引き残額671万9,000円は翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第7号平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。370ページをお開きください。

歳入は、第1款保険料5億9,162万3,000円。

第3款国庫支出金は7億7,122万1,000円。

372ページ、第4款支払基金交付金8億9,406万5,000円

374ページ、第5款県支出金4億7,843万9,000円。

376ページ、第7款繰入金4億9,584万4,000円などがございます。

380ページ、歳入合計でございますが、32億7,818万2,000円でございます。

次に、382ページ、歳出ですが、第1款総務費8,720万6,000円

384ページ、第2款保険給付費30億2,116万円でございます。

388ページ。第4款地域支援事業費7,442万7,000円

392ページ、歳出合計32億4,042万2,000円ということで、歳入歳出差し引き残額3,776万円は翌年度に繰り越しをしております。

次に、認8号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定であります。396ページをお開きください。

歳入は、第1款分担金及び負担金1,377万円。

第2款繰入金817万円。

第3款繰越金345万5,000円などでありまして、398ページ、歳入合計2,541万6,000円となりました。

次に、400ページ、歳出でございますが、第1款介護認定審査会費2,220万円ちょうどでございます。歳出合計も同額ということで、歳入歳出差し引き残額は319万6,000円となり翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第9号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）の歳入歳出決算の認定についてであります。404ページをお開きください。

歳入は、第1款高松財産区が22万9,000円。

406ページ、第2款醍醐財産区が21万7,000円。

410ページ、第3款三泉財産区が31万2,000円ということで、412ページ、歳入合計は76万円でございます。

414ページ、歳出でございます。第1款高松財産区が13万5,000円。

第2款醍醐財産区が15万3,000円。

416ページ、第3款三泉財産区が16万4,000円ということで、418ページ、歳出合計は45万2,000円となりました。

歳入歳出差し引き残額は30万7,000円ということで、翌年度に繰り越しをしております。

以上、一般会計及び各特別会計の決算の概要について補足説明申しあげましたが、詳しくは主要な施策の成果に関する説明書をごらんくださいますようお願い申しあげます。

続きまして、認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申しあげます。資料をごらんいただきたいと思っております。

初めに、1ページ、収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は第1款病院事業収益17億4,104万4,000円、支出、第1款病院事業費用17億6,851万7,000円でございます。

次に、3ページ、資本的収入及び支出ですが、収入、第1款資本的収入は1億4,902万5,000円ということで、内訳は第1項企業債が8,540万円、第2項他会計負担金が6,362万5,000円です。

支出の第1款資本的支出は1億9,098万6,000円でございます。内訳は第1項建設改良費が2,564万3,000円、第2項企業債償還金が1億6,534万2,000円です。

支出額に対する収入不足額4,196万1,000円は損益勘定留保資金などで補填をしております。

次に、5ページ、損益計算書です。

1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計12億4,883万7,000円です。

2の医業費用は合計17億3,255万5,000円ということで職員の給与費、診療材料費、委託料などがございます。

3の医業外収益、これは、他会計負担金、他会計補助金などで4億9,051万7,000円でございます。

4の医業外費用は、企業債利息など3,427万2,000円でございます。

この結果、2,747万3,000円が当年度純損失となり、当年度未処理欠損金は6億5,474万3,000円となりました。

次に、6ページ、剰余金計算書でございます。

利益剰余金の部、1の欠損金は、繰越欠損金年度末残高6億2,727万円に当年度純損失の2,747万3,000円を加えました6億5,474万3,000円でございます。

資本剰余金は、1の国庫県補助金の当年度末残高1億2,535万3,000円に2の他会計補助金の当年度

末残高3,400万円を加えました1億5,935万3,000円でございます。

次の欠損金処理計算書でございますが、当年度末処理欠損金6億5,474万3,000円を平成25年度に繰り越すものであります。

次に、7ページ、貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1の固定資産は建物構造物、器械及び備品、車両の取得及び処分による増減並びに減価償却累計額の増減によりまして合計額が13億778万8,000円となり、これに無形固定資産5万1,000円を加えた合計は13億714万円になっております。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で合計は2億6,739万8,000円でございます。

3の繰延勘定は、控除対象外消費税額が569万5,000円でございます。この結果、資産合計額は15億8,093万4,000円でございます。

次に、8ページの負債の部。4の流動負債は一時借入金及び未払金合わせまして2億1,238万8,000円となりました。

次に、資本の部は、5の資本金は自己資本金及び借入原本金を合わせまして18億6,393万6,000円でございます。

6の剰余金は資本剰余金合計が1億5,035万3,000円で、欠損金合計が6億5,474万3,000円です。剰余金合計はマイナス4億9,539万円です。

その結果、資本合計は13億6,854万5,000円、負債資本合計は15億8,093万4,000円でございます。

なお、10ページ以降に事業報告書、収益費用明細書、資本的収支明細書等を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、一般会計並びに各特別会計、そして市立病院事業会計の決算について説明を終わらせていただきます。

○辻 登代子委員長 次に、認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、阿部水道事業所長。

○阿部 誠水道事業所長 認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定につきまして御説明申し上げます。

決算書1ページから4ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度寒河江市水道事業決算報告書でございます。

まず、1ページ、2ページの(1)収益的収入及び支出でございます。収入の第1款水道事業収益決算額は前年度比2.4%減の11億5,060万6,786円でございます。支出の第1款水道事業費用決算額は前年度比1.6%減の9億1,242万8,780円でございます。

次に、3、4ページの(2)資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入決算額は2,775万4,570円でございます。

支出の第1款資本的支出決算額は5億264万4,296円で、収入額が支出額に対して不足する額4億7,488万9,726円につきましては、欄外下段に記載されておりますが、内部保留資金等で補填しております。

5ページをごらんいただきたいと思います。平成24年度寒河江市水道事業損益計算書でございます。なお、これより以降につきましては消費税を含まない金額になりますので、よろしくようお願い申し上げます。

1の営業収益は10億8,070万8,055円で給水収益が主なものでございます。

2の営業費用は8億2,147万4,252円で、水道施設の維持管理費や人件費など営業活動に要した経費でございます。

3の営業外収益は1,548万353円で、下水道使用料徴収と事務委託金が主なものでございます。

4の営業外費用でございます。4,769万8,735円で企業債の支払い利息等でございます。

5の特別利益はございません。

6の特別損失につきましては584万1,999円でございます。過年度分水道料金還付金、不納欠損金等でございます。

この結果、当年度純利益といたしまして2億2,217万3,422円でございます。

また、当年度末処分利益剰余金は、前年度繰越利益剰余金5,277万5,318円を加えまして、2億7,394万8,740円となります。

6ページをごらんください。平成24年度寒河江市水道事業剰余金計算書でございます。平成24年度末の積立金は、1の減債積立金6,280万6,517円と2の建設改良積立金7億5,224万6,140円を合わせ8億1,505万2,657円となっております。

3の未処分利益剰余金でございます。(1)前年度末処分利益剰余金は平成23年度決算での未処分利益剰余金で2億8,677万5,318円でしたが、(2)前年度利益剰余金処分のイの減債積立金に4,000万円、ロの建設改良積立金に1億9,400万円を積み立てし、残りの5,277万5,318円を繰越利益剰余金として処理しております。

(3)の当年度純利益2億2,117万3,422円に先ほどの繰越利益剰余金5,277万5,318円を加えまして、当年度の未処分利益剰余金は2億7,394万8,740円となりました。

7ページをごらんください。資金剰余金でございます。1の給付金は増減がなく、1,399万円でございます。

2のその他資本剰余金は資本的支出に充てた工事負担金等が新たに2,847万4,808円発生しましたので、当年度末の残高は29億7,519万7,915円となりました。

3の受贈財産評価額は増減がなく、7,312万7,578円でございます。その結果、翌年度に繰り越される資本剰余金の合計額は30億6,231万5,493円となります。

8ページをごらんください。平成24年度寒河江市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

1の当年度末処分利益剰余金は先ほど申しあげましたが、2億7,394万8,740円でございます。2の利益剰余金処分数額(1)減債積立金に4,000万円、(2)建設改良積立金に1億8,100万円、合計2億2,100万円を積み立てし、3の翌年度繰越利益剰余金として残額の5,294万8,740円を平成25年度に繰り越ししようとするものでございます。

9ページ、10ページをごらんください。平成24年度寒河江市水道事業貸借対照表でございます。

資本の部でございます。1固定資産(1)有形固定資産でございますが、年度末現在高から各資産の減価償却額を差し引いた有形固定資産の合計額は85億2,056万7,559円となります。

(2)無形固定資産48万6,310円と合わせまして固定資産の合計額は85億1,105万3,869円となります。

2の流動資産でございますが、(1)現金預金、(2)未収金、(3)貯蔵品の合計額でございます。12億1,658万5,987円となり、資本合計では97億2,763万9,856円となります。

10ページをごらんください。負債の部でございます。3の流動負債は（1）未払金、（2）預り金（3）その他流動負債で、負債合計では1億2,654万8,334円となります。

次に、資本の部でございます。4の資本金は（1）自己資本金、（2）借入資本金で資本金合計では54億4,977万4,632円となります。5の剰余金は（1）資本剰余金、（2）利益剰余金で、剰余金合計では41億5,131万6,890円となり、資本合計では96億109万1,522円となります。その結果、9ページの資産部合計と、10ページの負債資本の合計は同額の97億2,763万9,856円となるものでございます。

以上、水道事業会計決算について概要を御説明申しあげました。よろしくお願ひ申しあげます。なお、12ページ以降に決算付属資料を添付しておりますので、御参照くださいますようお願い申しあげます。よろしくお願ひします。

○辻 登代子委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○辻 登代子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

○辻 登代子委員長 日程第14、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また答弁も要領よくされますよう御協力願います。

最初に、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 ページ数が73ページです。

これは例年のことながら、決算書が配られますとまず真っ先に目につくのが市税の収入未済額が非常に多いということでもあります。今回も不納欠損額と合わせますと3億6,300万円余りが入ってこないという、未納になっているという状況になるわけですがけれども、今回の監査意見書を見ますと、コールセンターによる電話の催告であるとか、あるいは債権等の差し押さえなどもあって、そういった要因から市税全体の収納率が0.3ポイント上昇した。こういうふうになっております。しかも、県内類似9市の中でも上位となっているというような、意見書の中でも見られるわけであります。

このことについてはこれまでも複数の質問がなされてきました。それに対して当局からも、さまざまな角度からいろんな方法、やり方なども考えながら収納率のアップに努めてまいりたいと、こういう答弁をいただいておりますので、今回はあえてこの問題についての具体的な質問は控えますけれども、ただ9市のうちでも上位だから、あるいは0.3ポイント上昇したからということで、改善の兆しが見えるわけですがけれども、ただそれにあぐらをかいているということではなくして、これまで以上に自主財源の最も根幹になる市税なわけですからより一層の努力をしていただきたいということを強く要望をしておきます。

それで、同じ73ページ、75ページにまたがるわけですがけれども、特に目についたのが軽自動車税の収入未済額、それから不納欠損額がちょっと数字的にも目についたんです。軽自動車というのは自動

二輪から四輪の車まであるいは大型特殊までいろいろ車種があつて、排気量によつても税額そのものも違つてゐるのでありますけれども、何については何件で幾らというところまでの詳しい内容はきょうは要りませんが、全体で何件ぐらい524万4,941円、これについて何件ぐらいなのかまず数字を教えてください。

○辻 登代子委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 全体の数字はありますけれども、車種別の何件というものは手元に持ってきませんでしたので、ここではわかりかねるところであります。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 先ほども申しあげましたように、車種とか排気量によつても違うわけなので、細かく全ては要らないんですけれども、総体で何件ぐらいかも資料がないということですか。いや、なければそれで結構です。ただ、その中に、資料を見ないとわからないということであればやむを得ないんですが、単年度で発生したものでなくて、滞納が2年、3年とかに複数年になっているものはどのぐらいあるのかおわかりでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 軽自動車税では、平成24年度が28万200円、23年度が1万1,200円。不納欠損額ですけれども、平成22年度処分より前が約27万円ぐらいございます。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 委員長、ちょっと聞き取れない部分もあつたんですが、22年度の分もあるという答弁だったんですか。一番長いものでは22年からのものもあるということなんですか。もう1回お願いします。この部分で。

○辻 登代子委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 先ほどの件数というのが今見当たりましたので、御報告しますと、軽自動車税につきましては156件でございます。平成24年度分に不納欠損としたものが28万200円でございます。23年度分として課税した不納欠損としたものが1万1,200円あります。22年度分が7,200円、21年度分が16万400円、20年度分が9万5,200円ということでございます。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 平成20年からもう滞納になっているということで、なお要望なんですけれども、私軽自動車を持っていないので、普通車きりないのでわからないんですが、普通車の場合ですと2年に1回の車検の際に納税証明書を提示しないと車検は受けられないんですね。したがって、その時点である程度の規制がかかっているという状況なんですけれども、軽自動車の場合は車検の際に納税証明書というのが必要ないんですか。

○辻 登代子委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 四輪の場合ですと車検は必要ありますけれども、50ccとかあるいは耕運機についている分とか、そういうものもたくさんありますので、台数的にはそちらのほうがうかいと思いますので、そういう分が残つてきているという御理解に立っていただければと思います。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 わかりました。

50cc以下とかそういうものは、四輪車以上でないと車検がないということで、納税証明書がなくと

も未納のままでも日常的にも使えると、何ら支障がないという捉え方になってしまうのでしょうか。仮に言えば、バイクの場合、50cc以下の場合で結構ですけれども、納税未納であっても日常何ら支障なく使用できるという状況なのかどうか、その辺ちょっと。

○辻 登代子委員長 船田税務課長。

○船田一彦税務課長 道路を乗ることにつきましては、当然ながらバイクにつきましても自賠責等がなければこれは違法になりますけれども、税金に関しては特段納めていないから乗って悪いということはないように記憶していますけれども。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 なるほど、これは道交法からいけば税金どうのこうののではないということなので、これは必ずしも関連するものではないと思いますが、これはもう平成20年からと5年間も未納になっている、こういったものに対しての手当てといたしますか、こちらからの対応ですね。

例えば、さっきも見てきたんですが、条例では見当たらなかったんですが、何年未納した場合には標識の返納を求めるとか、そういった規定というものはないのでしょうか。

○辻 登代子委員長 那須市民生活課長。

○那須吉雄市民生活課長 今委員がおっしゃるようにそういう規定にはなってございません。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 確かに、自賠責というのは法律で決められているものですから、これに加入していなければ乗れないというのは当たり前のことなので、ただ市税としての軽自動車税は市の条例によって定めているわけですから、納めないままに何年でも乗っていられるというのはちょっと一般的に考えて、法治国家としては多少疑問が残るんですね。

これらに対して今ここでそれ以上の答弁は求めませんけれども、何らかの手だてを今後考えていただきたい。ここで五百何十万円の金額が入ってくるとこないとは大変大きな、財源が乏しくなるわけですから、何らかのそういった規制を設けないと条例で定めているんですよ。市税条例の中で、軽自動車税ということで、第3項で定めているわけですから、それで納めないまま4年も5年も乗っていられるというのは一般常識では考えられない部分ですので、ひとつ今後の課題として検討していただきたいということを申しあげておきます。

次に、続けてよろしいですか。

○辻 登代子委員長 はい。

○新宮征一委員 次に、これは去年も指摘したところなんですけれども市営住宅の……。

○辻 登代子委員長 ページ数をお願いいたします。

○新宮征一委員 87ページです。市営住宅の収入未済額が今回出された決算では239万1,300円ということで、のっかっております。昨年も申しあげたんですが、昨年お聞きしたのは委員長報告に対する質疑の中で申しあげたものですから、当局からの詳しい説明を得ることができませんでした。一方的に、委員長に対する質疑であったために。だったんですが、去年の段階で平成23年度の決算でも118万3,000円、平成22年度が87万8,000円ということで、30万5,000円が平成23年度でもアップしておったんですけれども、今回はそれをさらに上回る、倍以上なんです。120万8,000円が、平成23年度と比較してふえている。

これは去年もそれなりのことは申しあげたんですが、市営住宅というのは本当に住宅の困窮者に公

営住宅として市でそれを建設し、管理をし、与えているわけで、例えば1戸2戸のあきが出た場合でも即入居者を募集して、選考委員会で選考して1人、2人きりは入れない。しかし、申込者というのは本当に多くて20人から30人もいるというのがこれまでの流れ、現在はどうなっているか実態はつかんでおりませんが、入りたくても入れない人が非常に多いんですね。これを家賃が納まらないからということで、そのまま入居されているということ自体が、これも先ほどの軽自動車税ではありませんけれども、税の公正性あるいは公平性、あるいは公営住宅という性格からいっても非常にバランスが崩れているのではないかと考えられます。これについても複数年度の未納者があるのではないかなと思いますので、年度別に教えてください。

○辻 登代子委員長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 お答えします。

今年度、平成24年度までですけれども、21年度に1件、22年度が3件、23年度が5件、24年度が27件という状況でございます。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 これも平成21年度から始まって24年度まで毎年ふえている状況なんですけれども、これは去年も申しあげたと思うんですが、保証人。入居する段階で選考委員会で選考されて決定された後に実際に入居する契約をする段階で保証人というのを付けているはずなんですけれども、保証人のほうに、保証人に対する市のほうからの催告といいますか、保証人であるがゆえにあなたのほうで納めてくださいという、前から複数年になっているものに対してはそういう手当てはなさっているのでしょうか。

○辻 登代子委員長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 滞納者だけでなく保証人を交えて面談など行っているところがございます。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 保証人にも当然ながらごく当たり前のこと。それでもこれだけのものが残っている。その原因としては何が挙げられますか。主な原因は。

○辻 登代子委員長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 原因といたしまして、一身上の都合で仕事をやめた方とか病気などの理由とか精神的なところとかあるわけがございます。うちのほうとしては継続的に滞納者と保証人を含めて交渉していきたいと考えているところです。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 確かに、非常に難しい問題だとは思いますが、何回も言うようなんですけれども、公営住宅という性格からいった場合、2年も3年も未納のまま入っていられるということ自体が私はおかしいと思うんです。民間のアパートであれば即退去させられる状況だと思うんです。保証人も仕事が無くなった、あるいは経済的に厳しい状況になったということで、やむを得ないという判断をなさっているんだと思いますけれども、保証人をつける段階で保証人の欄に署名をして捺印をただけで、単なる書類だけの保証人になっているのではないかという気がするわけです。

したがって、今後入居者が選定されて入居契約をする段階、保証人をつけるわけですから、その場合に単なる書面での添付だけの義務ではなくて、保証人ときちっと面談をして1年滞納の場合にはあなたのほうから全部保証してもらいますよという保証意思そのものの確認もしていかないと、単純な

ペーパーだけの書類が完備したからというものだけでは困るような気がするので、これまでの流れで保証人との面談をしたという経過はございませんでしょうか、契約の段階で。

○辻 登代子委員長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 契約の段階では保証人との面談というのはやっていない状況でございます。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 やはりそこが問題だと思うんです。入居者は、どなたか親戚の人にまず迷惑かけないから保証人になってける、いかんべということで、例えば納税証明書とか所得証明書とかそういった書類はつけていると思うんですが、そういったペーパーをもとに判断して本当に保証する能力があるのかどうか、その辺も確認しないままにペーパーだけでもって判断してきたというのが実態だという、今あったように。それでは本当の意味での保証人としての資質に乏しいのではないかなという部分なども見えない部分があると思いますので、これは先ほどの軽自動車税ではありませんけれども、今後の対応として何らかの一つ一つそういった方法を模索しながら、今後の収納率のアップに努力していただきたい、努めていただきたいということをこれも強く要望しておきます。以上です。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。杉沼委員。

○杉沼孝司委員 ページ数81、主要な施策の成果に関する説明書のページをあわせてください。
地方交付税……。

○辻 登代子委員長 マイクを近づけてお願いします。

○杉沼孝司委員 地方交付税と特別交付税を合わせますと46億600万円となっておりますが、特別交付税が昨年度から比べまして7,600万円ほど少なくなっております。4億8,900万円、その主な要因は何なのかと、そのページの一番右側にあります財政力指数が年々落ちてきておりますけれども、それらの要因についてお願いをしたいと思います。

○辻 登代子委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 それでは、特別交付税の減額の件でございますが、平成23年につきましては震災の翌年度ということで、震災についての特別交付税があったかと思えます。その部分が24年度についてはなくなっている、減っているということでございます。

財政力指数でございますが、財政力指数については委員もおわかりのことと思いますが、財政力指数は当該年度を含めて過去3年間の平均であらわしているところでございます。平成23年度につきましてはそういうことから平成21年度、22年度、23年度の平均で財政力指数を出してきて、その結果0.501だったと思えます。今年度につきましては当該年度含めて3カ年ということで、今度は22年、23年、24年ということで、出してきた結果が0.491ということで、減になった経過でございますが、平成21年度の積算に用いました財政力指数、これが0.522ということで、結構高い数字だったんですが、24年度の算出に当たっては21年度の数字を加味しなくなったという結果から、財政力指数が単純に落ちてきたということでございます。以上でございます。

○辻 登代子委員長 杉沼委員。

○杉沼孝司委員 それでは、単年度ごとの財政力指数を平成21年度は今あったわけですから、22年度から24年度までの単年度の財政力指数を教えてくださいと思います。

○辻 登代子委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 平成23年度につきましては0.498、24年度につきましては0.494でございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 平成22年度が抜けていました。22年度につきましては0.484でございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは114ページ、16款寄附金のことについてお伺いしたいと思います。

ここに書いてある数字はいわゆるふるさと納税によって納めていただいた数字だと思いますけれども、具体的にこちら何名ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

○辻 登代子委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 ふるさと納税の件数ということでございますが、平成24年度の件数につきましては23件の件数がございました。

○辻 登代子委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 こちら、例えば市税と比べますと600万円と非常に金額は少ないんですけども、これを納めていただいている方というのは寒河江市以外に住んでいる方で寒河江の絶大なる応援団だと思いますので、ぜひこちらの数字を上げていただければと思います。

特に、金額というよりも人数だと思んですけども、例えば平成24年度で全国でふるさと納税が多いところというと、鳥取県米子市というところになりまして、そちらだと7,226件、合計金額が8,900万円という数字が上がっております。もちろん金額が多いというのももちろんなんですが、自分の市以外に7,200人以上の応援団がいるというのは非常に心強いと思いますので、ぜひこちらしていただける方を上げるように、特に米子市の取り組みとしてはホームページ上で申し込んでクレジットカードですぐ決済できるという非常にやりやすいシステムなんかもやっていたらいいんじゃないかなと思いますので、ぜひこちら、ふるさと納税が伸びるように、ぜひ検討していただければと思います。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。國井委員。

○國井輝明委員 済みません。あらかじめ申しあげますけれども、もし的外れだったら大変申しわけございません。

83ページ、意見書の15ページになりますけれども、右側意見書を拝見させていただいたときに第10款分担金及び負担金ということで、下の文章を見ますと保育所の関係です。保育料。不納欠損額53万1,110円という額となぜこのようになっているのか1点と、収入未済額ですね、現年度で40万8,300円ということで、出ておりけれども、現年度で収納率99%ということで、これまでの合計として滞納繰越分として97.3%となっておりますけれども、本来保育料というものは100%であるのが当然かなと正直思うのであります。こういった額が生じた理由というものをまずお聞かせ願いたいと思います。

○辻 登代子委員長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答えいたします。

収入未済額が生じた理由ということでございますけれども、お話がありましたように当年度分、現年度分として40万8,300円が生じておりますけれども、これについてはやはり昨今の経済情勢ということで、口座引き落とし等をしているわけですが、残高不足で引き落としできないという事例がこのように生じているということで、現年度8名の方がいらっしゃるわけですが、このような経済情勢のあらわれということで理解をいたしておるところでございます。

○辻 登代子委員長 國井委員。

○國井輝明委員 不納欠損額になっているという、その理由というところはどうなんでしょうか。

○辻 登代子委員長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答えいたします。

不納欠損2件ございます。1件の方につきましては現在北海道に転居したというところまではつかんでおるんですが、その後の行方というものがつかめませんために、また5年間は過ぎていくということで、時効にもなっているということです。もう1名の方でございますけれども、やはり消滅時効ということで、不納欠損処理をしたということでございます。

○辻 登代子委員長 國井委員。

○國井輝明委員 理由はわかりました。

先ほど、新宮委員からも市営住宅のお話がありましたが、保育料のほうが450万円を超える額になっているということです。この辺の金額も正直高く思っております。その辺の収入未済額をいかに納税していただく、徴収するかという方法を今後どのようにお考えなのか、その点だけお尋ねしたいと思います。

○辻 登代子委員長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答えいたします。

収入未済額の中身は先ほど申しあげましたように現年度が40万8,300円、そして過年度分が450万5,000円ということで、ほとんどが過年度分なわけですが、御案内のように今児童手当を支給しているわけですが、その主な未納対策といたしましては保育料の未納等がある場合は特別徴収ということで、いわゆる天引きをすることができるという制度がございます。これを最大限有効に活用させていただきまして、可能な範囲で天引きをしながら保育料の未納に充当させていただいている現状でございます。未納者につきましてはこの制度の活用によりまして着実に毎年減ってきておりますし、この大半は解消できるものと見込んでおるところでございます。

○辻 登代子委員長 國井委員。

○國井輝明委員 今回は、保育料に関して質問させていただきましたが、給食費等も含めて、まずきちんとお金をお支払いしている市民がほとんどであります。そういった真面目に納めている市民の気持ちを考えたときに、ある程度の理由があつて納められないのはもちろん理解しましたが、きちんと支払い能力のある人からはお支払いしてもらうように今後もきちんとしていただければなということを一言申させていただきます。質疑を終わります。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 今、給付金のふるさと納税に関して、後藤委員からお話ございましたが、全国的には米子市がトップだそうではありますが、この前県内の状況も出ておりますが、白鷹町がトップだったかなと思っておりますけれども、そこで私も気づかなかつたんですが、いろいろな対応をとられているんですね。季節のものを納税をしていただいた方に送っておるような形もありますし、やはりそうしたことも私は必要なんじゃないのかなと思うんですが、寒河江市ではどのような、ふるさと納税した方にはお礼を含めてどういう形をなされているのかお伺いしたいと思います。

○辻 登代子委員長 奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 寒河江市におきましても、高額な寄附者につきましてはまごころふるさと便とか、そういうやつで季節の贈り物などをしながらお礼をしているところでございます。

○辻 登代子委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 額の多少にかかわらず、そうしたお礼をすべきだと思いますし、今後とも続けていただきたいと思うわけでありませうけれども、次に監査委員にお尋ねをしたいと思うんですが、監査委員の意見書に前には、県内13市だか7市だか忘れませうけれども、資料がついておりました、決算に関する資料がついておったんですが、今回からついておりませうが、そのわけを教えてくださいたいと思います。

○辻 登代子委員長 大沼監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 お答え申し上げます。

今、内藤委員からお話ございましたように昨年度までと資料が、構成が変わっております。この間の事情を若干御説明申し上げますと、13市で連絡会等を私どもつくっておるんですけれども、ある団体でこういうお話が出まして、議会に決算認定として、議案を出す前にその内容について外部にお示しするのはいかがなものかという声がありました。その声を受けまして、私ども各団体に、今内藤委員からお話がありました資料についてはあくまでも私どもが外部に公表するというのではなくて議会の審査をしていただく上での参考にするということで、これまで情報交換ということでお互いやってきたわけでありませうけれども、そんな経過を踏まえてちょっとうちは出せないという団体はかなりございまして、そんな経過を踏まえて残念ではありませうけれども、今年度につきましてはこのような資料の掲載にさせていただいたということでございませう。以上でございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 58ページ、新寒河江温泉の使用料、650万450円の関係、この内訳を教えてください。

○辻 登代子委員長 川越委員、58ページですか。（「85ページ、大変失礼しました」の声あり）85ページ。寒河江温泉について。奥山財政課長。

○奥山健一財政課長 新寒河江温泉の使用料ということでございませうが、寒河江市で分湯しております施設の使用料でありまして、シンフォニーさんが299万円ほど、グリーンカーパークさんが419万8,000円ほど、寒河江自動車学校さんが20万4,000円ほどでございます。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 以前は、市民浴場特別会計だったからわかるんですが、市民浴場も今指定管理になっているということで、新寒河江温泉の源泉を使って市の市民浴場、そして今あったような民間の施設、それから、たしかロードヒーティングにも温泉熱を利用しておったような記憶しておるんですが、そういう部分の、市で使う場合には見ないのかどうなのか、この辺の関係があるもんですから、あるいは市民浴場が指定管理者になってからの部分、どれぐらいになっているのか、いろんな資料を今回見てもわからないので、そこら辺の状況を教えてください。

○辻 登代子委員長 那須市民生活課長。

○那須吉雄市民生活課長 市民浴場に関しては委員がおっしゃる85ページの中に土地建物使用料、これについて金額があります。多少ですが、4万5,260円ですね。それから市民浴場2万9,450円と指定管理の部分も含めると3万9,260円です。失礼いたしました。

歳入全部ということでございませうので、雑入で123ページになりますが、その他雑入の中で御案内のとおり、市民浴場、指定管理の部分については収益があった場合にはその60%を私のほうでいただくことになってございませう。その金額が325万8,000円ということでございませう。以上です。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第5款から歳出第8款までについて質疑はありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 197ページ。担い手新規農業支援事業ということで、290万円ほどありますけれども、新しく新規に事業をされた農家が何名で規模はどれくらいなのか教えていただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 お答えいたします。

新規就農者につきましては、この事業を活用した方、昨年3名の方がいらっしゃいました。トラクターとか園芸ハウスを導入しております。以上です。

○辻 登代子委員長 沖津委員。

○沖津一博委員 その農業の規模はわかりませんか。

○辻 登代子委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 それぞれ新規就農の方でございまして、1人が園芸ハウス、およそ10アールほどの園芸ハウスをつくって昨年整備いたしました。あとはトラクターの導入、それからさくらんぼの管理機械の導入ということの内容でございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。沖津委員。

○沖津一博委員 8款もいいんだっけ。

○辻 登代子委員長 8款まで。

○沖津一博委員 233ページ、住宅建築推進事業でありますけれども、4,900万円ほどありますが、件数と経済効果、波及効果のほどを教えてください。

○辻 登代子委員長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 住宅建築推進事業の件数ですけれども、325件となっております。総事業費は9億6,800万円ほどでございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 207ページ、6の2の1の関係ですが、森林・林業・木材産業づくり交付金の関係です。これは、木材であれば国産材とか輸入木材でもいいのか、この制度自体、やはり地場の林業を育成していくということからすればそういう規制があるのかなという気がするんですけども、その制度自体を教えてください。

○辻 登代子委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 お答えいたします。

森林・林業・木材産業づくり交付金の事業でございしますが、これにつきましては業者の方、これは法人として申しあげたシェルターが3次元プレカットの機械を導入するための、これに対する支援でございます。以上です。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 主要な事業の報告書を見ればわかるんですが、林業の振興という趣旨からすると、国産の木材を使うという要件があるのかどうなのか、輸入木材でもいいんだ、木材であれば何でもいいんだということなのか、国で出しているこの制度の趣旨をお尋ねをしたんです。

○辻 登代子委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 使用する材料については国産材となっています。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 そうしますと、その辺はきちっとチェックなっているという理解でいいわけですね。

○辻 登代子委員長 犬飼農林課長。

○犬飼敬一農林課長 現地に機械を導入した際にも検査にも赴いています。その際、材料についても確認させていただいているところでございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 215ページ、7の1の4、観光キャンペーン事業負担金の関係です。2,175万2,000円の関係ですが、これは昨年の事業について議会でもお尋ねをしておるんですが、その際当局から説明回答がありました。その後、委託を受けた事業者が私のところに来てその報告は間違っていましたということがあったわけでありまして、当局にはどういうふうになっていた、当局からいただいた資料が事実と違うと、こういうことがあったわけですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○辻 登代子委員長 安孫子さくらんぼ観光課長。

○安孫子政一さくらんぼ観光課長 ただいまの質問につきましては、さくらんぼキャラバンのことということで御理解してよろしいでしょうか。

さくらんぼキャラバンについては、さきに一般質問でもございましたけれども、JTBに委託をしてツアーを企画していただいて、来ていただいた内容が事業の内容として組み立てられたものでございます。そのツアーの参加者の数、それから入園されたさくらんぼ観光園の園地、それから人数等については委託をいたしましたJTBから報告を受けまして、それらに基づいてお答えを申しあげたところでございますので、市といたしましてはその報告書が正しいものと理解をしております。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 そうしますと、私その後きちっとJTBから違うということがありますので、それは受け取ったものをコピーして市からもらいました。したがって、市としてはそういう判断だったと思います。その時点では。しかし、その後違うということが明らかになっていますので、きちっと調査をしていただきたい。

過去にもJTBとの関係で、古くなりますけれども、非常に問題があつて議会で取り上げたことがあります。したがって、そういう部分につきましては、監査委員もこれに基づいて監査して問題なしという、きのうもありますので、監査報告の中に。したがって、そういう事実がありますので、調査をしていただきたいと思います。そのことについての見解だけ伺っておきます。

○辻 登代子委員長 安孫子さくらんぼ観光課長。

○安孫子政一さくらんぼ観光課長 私のほうでは、その後JTBにも内容についても再度確認をしたわけですが、それらの内容について誤っているという訂正の報告等は受けておりませんでしたので、その回答のということで、受けとめておったところでございます。

なお、今委員から御指摘があった件につきましては再度確認をいたしたいと思います。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

歳出第9款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。杉沼委員。

○杉沼孝司委員 239ページの避難所看板設置事業委託料で89万3,000円あります。この中でよく言われるのが、避難所がどこどこになっているのか、設置場所がわからないという意見がございます。したがって、市報やいろんな機会にいろんなところで案内はあるものと思っておりますけれども、改めて市民にどこどこに避難所が設置になっているんだということをお知らせする方策、委託事業の中に入っているのかいないのかについてお聞きしたいと思います。

○辻 登代子委員長 富澤総務課長。

○富澤三弥総務課長 お答えしたいと思います。

市民のほうに避難所の全体的な位置をお知らせするというところまでは、こちらではないということでございます。あくまでも看板の設置業務でございますので、今後防災等の図面等も含めて市民への周知については随時検討してまいりたいと考えております。

○辻 登代子委員長 杉沼委員。

○杉沼孝司委員 それでは、できるだけ早く、看板設置したけれども、どこどこにあるか行ってみないとわからないという状況では、どこにあるかさえわかれば安心できるという話もされておりますので、できるだけ早くそういう施策をお願いしたいと思います。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 247ページ、10の2の1及び10の3の1の関係でお尋ねをします。学校の施設の管理の関係です。

私、学校に最近行って特にこの間の大雨以降感じておるんですが、グラウンドの周囲に側溝あるのね。もちろんグラウンドそのものが暗渠排水になっていますけれども周囲に側溝がつくられているんです。そして雨が降れば排水なるようになっているんですが、全部私が回ったわけじゃなくて高松小学校と陵西中学校を見る限りにおいては非常にそこが詰まっていて、暗渠はそれなりになっていて、雨降るとあふれて周囲に泥や何かがこうなっている状況なんですね。したがって、年に1回ぐらい泥を上げておくと、非常にグラウンド長寿命化できるんじゃないかと思っていましたので、これまでもグラウンドの管理としてそういう側溝の泥上げみたいなことをどれぐらいのサイクルでやられてきているのかも含めてお尋ねをしたいと思います。

○辻 登代子委員長 小林学校教育課長。

○小林友子学校教育課長 お答えいたします。

学校の側溝等についてはPTA等で泥上げなんかもしていただいているところでありまして、側溝の詰まり等については管理課で対応する形になっております。委員から御質問があった件なんですけれども、こちらでも至急調査をして対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 私でも、今課長が言われたように側溝の泥上げなんていうのはPTAなんかがやっている、あるいは用務員さんがやってくれていると、これまで、そして本当に地下の排水管が詰まった

ときなど私どもも相談を受けて、地元の消防などをお願いをしながら消防ポンプで詰まっているところを抜いたりなんかしてきておったんですが、やはり見てみると全部ふたかかっている部分がずっとあるし、PTAの役員だけですという用向きでないかと実は見ているんです。

したがって、今点検して対応するということでありますけれども、ぜひそういう形で全部の小中学校を点検しながら、毎年1回そういう対応をしてくれると非常にいいコンディションでさらに長もちさせられるのではないかと思いますので、ぜひ対応よろしくお願ひしたいと思ひます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第2号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第3号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてに対する質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○辻 登代子委員長 日程第15、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、認第9号
厚生分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号
建設経済分科会	認第1号中歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号、認第4号、認第11号

散 会 午後2時00分

○辻 登代子委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

平成25年9月20日（金曜日）決算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
9番	杉沼孝司	委員	10番	辻登代子	委員
11番	荒木春吉	委員	12番	新宮征一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

○欠席委員（1名）

13番	佐藤良一	委員
-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
富澤三弥	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	宮川徹	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
那須吉雄	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
荒木信行	商工振興課長	安孫子政一	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
安食俊博	病院事務長	荒木利見	教育長
小林友子	学校教育課長	月光龍弘	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	工藤吉雄	監査委員
遠藤啓一	監査委員 事務局 局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	兼子亘	総務 係長

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
平成25年9月20日（金曜日） 予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2号 平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3号 平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4号 平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5号 平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6号 平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7号 平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 8 認第 8号 平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定
について
〃 9 認第 9号 平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の
認定について
〃 10 認第10号 平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 11 認第11号 平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
〃 12 分科会審査の経過並びに結果報告
（1）総務文教分科会委員長報告
（2）厚生分科会委員長報告
（3）建設経済分科会委員長報告
〃 13 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時55分

○辻 登代子委員長 おはようございます。

ただいまから決算特別委員会を再開いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 辻 登代子委員長 日程第1、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 辻 登代子委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 辻 登代子委員長 最初に、総務文教分科会委員長の報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。
〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕
○沖津一博総務文教分科会委員長 総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月13日、委員4名出席し、開会いたしました。

付託されました案件は、認第1号中、歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款及び認第9号であります。審査に入る前に、審査の進行について、認第1号中歳出第10款の審査の進行についてお諮りし、審査の都合上歳出第9款の審査終了後に歳出第12款、歳出第13款及び認第9号の審査を行い、その後認第1号中歳出第10款の審査を行うことにお諮りし、異議なくそのように決しました。

また、付託案件の説明の省略を諮り、異議なく省略することに決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「市民税の年少扶養の廃止について該当する人数と増加した金額について」の問いがあり、当局より「約8,160万円くらい税金として増加したことになります」との答弁がありました。

委員より「市民税とか固定資産税のここ二、三年の傾向としてふえているのか減っているのか」の問いがあり、当局より「市民税については先ほどの説明にも減額している関係もあり、なだらかに上がっているが、固定資産税については横ばいになっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第1号中歳出第1款を議題とし、質疑に入りました。質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りました。

質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りました。

質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。
次に、認第1号中歳出第9款を議題とし、質疑に入りました。

質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。
次に、認第1号中歳出第12款を議題とし、質疑に入りました。

質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。
次に、認第1号中歳出第13款を議題とし、質疑に入りました。

質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。
次に、認第9号平成24年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。
次に、認1号中歳出第10款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「学校図書についてある程度の冊数を整備するよう文科省や国の指導はあるのか」の問いがあり、当局より「一応、ある程度の冊数をそろえなければならない規定があり、それに向けて年々図書費を配当して学校で買っていただいておりますが、充足率が追いつかない状況です」との答弁がありました。

委員より「小学校給食ですが、民間委託しているが、子供たちの感想はどうか」との問いがあり、当局より「委託ではありますが、全て自校調理方式ですので、他の学校と同じ状況です」との答弁がありました。

委員より「現在、委託は3校ですが、別の小学校にも委託を拡大する考えがあるのか」との問いがあり、当局より「現在のところは考えていません」との答弁がありました。

委員より「ふるさと推進事業負担金とは」との問いがあり、当局より「市内の分館活動を盛り上げるための補助金です。例えば、公民館大会、子供育成研修会などへの補助です」との答弁がありました。

討論を終結して、採決の結果、多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○辻 登代子委員長 次に、厚生分科会委員長の報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○阿部 清厚生分科会委員長 厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月11日及び12日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号であります。

初めに、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「防犯事業の中で、青パトロール車を巡回しているが、不審者などが出た場合はどんな対応策をとっているのか」との問いがあり、当局より「不審者などの事例があると、寒河江警察署からすぐに連絡があり、地域にある青パト隊に連絡をしてすぐに巡回をしていただく措置をとっております。青パト隊は、平成24年に13台を配置、25年度には高松地区5台、醍醐地区1台、寒河江地区3台、三泉地区1台配置をし、現在支部隊39台、市役所2台の、合計41台で活動しております」との答弁がありました。

委員より「交通指導員のなり手の問題及びなり手がなければその対応についてどう考えているのか」との問いがあり、当局より「交通指導員は23名おり、その中で任意団体ですが、組織をつくっております。高齢になりやめられる方もおりますが、その任意団体の協力を得ながらすぐに対応しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「民生委員はますます必要となる組織ですが、民生委員の仕事がふえ自分の仕事と兼務できなくなっている。そのためなり手が少なく抜本的な見直しが必要なのではないか」との問いがあり、当局より「今回改選期で苦勞している経緯があるが、今年度は定員を確保しました。大変な仕事をしているが、地域の人に認識してもらうため、広くお知らせをしていく必要がある」との答弁がありました。

委員より「子供を医者に連れていくと、無料で医者に診察してもらい、薬局から無料で処方してもらい、意識せずにいるが医療費を抑えるためにはジェネリックを推進しもっと啓発していく必要があるのではないか」との問いがあり、当局より「国保連合会や医療関係者と連携をとり、ジェネリックを啓発しながら進めていくことは大切なことだと思います」との答弁がありました。

委員より「児童センター管理事業について、平成24年7月にゆめは一と寒河江がオープンしたが、4月から1年間の利用者数、また想定された目的とその評価はどうなのか」との問いがあり、当局より「平成24年度1年間で入場者数は4万7,259名になっております。また、設立した目的は親子の交流の場、遊び場の提供及び育児相談助言などを行う施設として設置したものであり、設立の目的に沿った運営ができておりますが、今後情報提供などを強化していきたいと考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「狂犬病の関係で、寒河江市に野良犬というのはいるのか」との問いがあり、当局より「首輪のついていない犬やつながれていない犬に関しては市民の方から通報をいただきますが、今のところそういった犬のことは聞いておりません」との答弁がありました。

委員より「乳幼児健康診査事業について3歳児健診の中での視覚検診は子供のときに斜視などを早く発見し治そうと取り組んでいる事業ですが、検診している医師はどういう立場の人か」との問いがあり、当局より「3歳児の健診は眼科医はおりませんので、小児科の医師を医師会に委託をし、小児科の医師から判断を仰いでおります」との答弁がありました。

委員より「がん検診推進事業について、以前女性特有のがん検診推進事業が設けられておりましたが、現在はがん検診推進事業となっている。その経緯と受診率の周知について伺いたい」との問いがあり、当局より「女性特有のがん検診は平成21年から始まりましたが、平成24年度から大腸がん検診も導入されることにより名称ががん検診推進事業に変わりました。確かに、受診率が低いということを考えると一工夫必要なところもあるものと認識しております。さらに研究し、受診率を高めていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第5号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「滞納額が3億円を超している。また、2,252件の滞納者と接する機会をつくるための方策は」との問いがあり、当局より「健康福祉課では1年間滞納すると資格証、半年滞納すると短期証を発行しております。ことしから福祉医療受給世帯でも親兄弟には短期証を発行し、滞納者と会う機会をふやすようにしています」との答弁がありました。

委員より「ジェネリック医薬品について平成23年度からジェネリックの差額の情報を提供しているとのことだが、その対象者と効果はどうか」との問いがあり、当局より「平成23年度から国保連合会に委託をして、そのデータにより対象者を把握しております。また、利用率は全国平均23.5%、山形県が26.6%になっており、全国5番目になっていますので、少し伸びていると思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第6号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「歳入歳出一体で全てを広域連合で行う形が望ましいのではないかと。首長から声をかけていただいて、県に要望を出していただきたいと思うが」との問いがあり、当局より「県一本でするとなると、大きな組織をつくる必要があります。市長会で要望した際に、同意を得られるのは難しいのではないかと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第7号平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「介護保険での施設入居待機者の平成24年度末の状況を教えてほしい」との問いがあり、当局より「平成25年3月31日現在、全体で423名が特別養護老人ホームに入所申し込みを待っており、そのうち要介護4と5以上で在宅におられる方を待機者と呼んでおります。88名になりますが、症状が重いので、早目に入所できるように取り組んでまいります」との答弁がありました。

委員より「介護サービス事業関係で施設の数が増えていますが、その現状とベッド数を教えてほしい」との問いがあり、当局より「市内の介護保険事業者数は全部で56カ所あり、ベッド数については泊まり450床ぐらいです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第8号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「介護認定全体で4,579名、寒河江市では1,953名の件数があります。申請があつてから30日以内に認定を出す規定になってはいますが、30日以内に出せなかった件数は何件か。その理由を教えてほしい」との問いがあり、当局より「申請から決定まで30日以内にするよう努めておりますが、1,953件のうち120件でありました。主な理由は、寒河江市で年60回の審査会がありますが、1回当たり25件の審査がありました。医院からの診断書が遅く、手間がかかるのが1つと、申請が多いと次の回に回さざるを得ないときもあるためでございます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「市立病院も医薬分業して院内で使っているジェネリック医薬品もあると思うが、平成24年度の実績と薬価差、それに入札について伺いたい」との問いがあり、当局より「ジェネリック医薬品を院内で使用した品目数は医薬品全体の750品目のうち56品目で7.4%になっております。また、薬価差率は11.84%であります。入札につきましては見積もり合わせ方式で競争し、納入しております」との答弁がありました。

委員より「今市立病院がなくなったら本当に困るのは市民です。周りが赤字でだめだと言ってもすぐにはよくなりません。みんなで市立病院を支える気持ちになって地域住民の医療を確保するために応援しながら病院がどう生き生きとやれるのかを見守ることが必要だと思います」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○辻 登代子委員長 次に、建設経済分科会委員長の報告を求めます。杉沼建設経済分科会委員長。

〔杉沼孝司建設経済分科会委員長 登壇〕

○杉沼孝司建設経済分科会委員長 建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月12日、委員5名が出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号、認第4号及び認第11号であります。審査の都合上、認第1号中歳出第5款の審査終了後、第7款の審査を行い、その後第6款、第11款第1項、第8款、第11款第2項の順で審査を行うことを諮り、異議なくそのように決しました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について第1号中歳出第5款

を議題とし、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「商工業資金融資円滑化事業について説明してほしい」との問いがあり、当局より「中小企業振興資金という市独自の資金1億円を市内の金融機関に預託をして、低利な利率で各企業、事業者には3倍までの協調融資を行うもののほか、産業立地促進資金4億4,310万円は県と市と金融機関の3者で同じく3倍までの協調融資を行っているものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「地籍調査が終わっていないところが多くあると思うが、今やっておかないと将来ますますわからなくなるという感じがするかどうか」との問いがあり、当局より「平場は全て終わっており、山間部は費用対効果の中で検討していますが、今のところ再開の予定はありません」との答弁がありました。

委員より「地籍調査は費用対効果もわかるが、1割ぐらい市で負担してもまだ終わっていない地域は調査をすべきだ」との意見がありました。

委員より「県産認証材やまがたの木普及利用促進事業費補助金と森林整備地域活動資金法人と森の恵み報告山形支援事業費補助金の3点の事業内容について」との問いがあり、当局より「県産認証材やまがたの木普及利用促進事業費補助金は住宅を建築する際に県産材をある一定量使用する場合に対する補助、森林整備地域活動支援交付金は森林所有者等が行う作業道の改良に、森の恵み報告山形支援事業費補助金は森の資源を活用しながら事業を進めるもので、原木ナメコのほだ場の整備への支援を行っています」との答弁がありました。

委員より「内水面水産振興事業への補助は何%か」との問いがあり、当局より「これは定額での補助です」との答弁がありました。

委員より「アユをメインにして観光産業にするなら補助金を増額するような検討をしてほしい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第1項を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「道路の上に止まれとか書いたりするのは公安委員会なのか、道路設置者なのか」との問いがあり、当局より「交通規制に関しては公安委員会です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第2項を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題

とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「下水道使用料の滞納繰越分が一番古いものは何年度からか」との問いがあり、当局より「平成16年度からです」との答弁がありました。

委員より「収入未済額の回収に督促のはがきを出す程度だとすると、非常に対応の仕方がまずいのでは」との問いがあり、当局より「収入未済額の回収に関しましては、水道事業所と一体となつて、できる限り訪問を中心に対応しております」との答弁がありました。

委員より「太陽光発電システムの出力は幾らか」との問いがあり、当局より「30キロワットアワーとなっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「排水管整備事業に関し、浄化槽の処理水を既存の排水溝等に流せる地域には排水管を埋設しないということだが、排水溝はあっても非常に流れが悪いところがある。排水溝の改修を浄化槽排水管の整備の一環として取り組んでいただきたい」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○辻 登代子委員長 日程13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 私、厚生分科会のメンバーなのですが、ちょっと委員長報告ではっきりしなかった部分があるので、お尋ねをしたいんですが、1つは民生委員の問題です。抜本的に見直しという表現で委員長報告がありましたけれども、市の中での対応もできないわけだから、法律そのものをやはり無報酬の特別ボランティアという形になっておるんですが、民生委員の役割、任務はますます重要になってきているので、国にそういう意見を上げらんなねでないかという趣旨で出していますので、その部分確認のためにお尋ねをしたいと思います。

それから、国民健康保険、後期高齢者医療特別会計の関係、介護保険特別会計の関係、全て共通

しておるんですが、決算分科会の中でというと、全部歳入も歳出も審議するわけですね。ところが、税の部分があるわけですから、当局側の説明員として税務課長が入っていないわけですよ。したがって、中身きちっとそれぞれの特別会計が寒河江市でどういう状態にあるのかということを決算分科会の中で十分な審査をするためには、やはり税務課長も入ってもらうとか、あるいは合同審査をすることが必要なのではないかということが分科会の中で意見として出されておりますので、そういうことについてやはり決算特別委員会の中にも審査のあり方をも含めて意見として出しておく必要があるのではないかと思いますので、委員長にお尋ねをいたします。

○辻 登代子委員長 阿部厚生委員長。

○阿部 清厚生分科会委員長 暫時休憩をお願いしたいと思いますけれども。

○辻 登代子委員長 それでは休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時36分

○辻 登代子委員長 それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

阿部委員長。

○阿部 清厚生分科会委員長 委員から先ほどありました民生委員の関係につきまして、非常になり手が少なくなっているということで抜本的な見直しが必要なのではないかという話は出ました。そして国に話を持っていかなければならないのではないかという話も出ております。

それから、もう1件ですが、やはり分科会でもそういう話は出ました。そちらは議会改革検討会で話をしてほしいという厚生常任委員会での話になっておりますので、御了承願いたいと思います。

○辻 登代子委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は初めに認第1号、認第5号、認第6号及び認第7号を除く、認第2号平成24年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成24年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成24年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成24年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成24年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、認第10号平成24年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第11号平成24年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長の報告は、いずれも原案を了とするものであります。

7案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の7案件は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第1号平成24年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成24年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成24年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成24年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時43分

○辻 登代子委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会臨時委員長 新 宮 征 一

決算特別委員会委員長 辻 登 代 子